

第九十六回国会 衆議院 沖繩及び北方問題に関する特別委員会議録 第四号

昭和五十七年二月二十四日(水曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 吉田 久之君

理事 上草 義輝君

理事 川田 正則君

理事 上原 康助君

理事 吉浦 忠治君

白井日出男君

高村 正彦君

泰道 三八君

五十嵐広三君

松本 幸男君

瀬長亀次郎君

出席國務大臣

國務大臣 田邊 國男君

沖繩開発庁長 田邊 國男君

出席政府委員

沖繩開発政務次官 田原 武雄君

沖繩開発庁総務局長 美野輪俊三君

沖繩開発庁振興局長 藤仲 貞一君

外務大臣官房審議官 松田 慶文君

外務省経済協力局長 柳 健一君

委員外の出席者

防衛施設庁総務部施設調査官 窪田 稔君

防衛施設庁施設部施設調整官 大場 昭君

防衛施設庁施設部施設取得第一課長 作原信一郎君

文部省体育局長 大門 隆君

農林水産省構造改善局計画部資源課長 吉田 茂政君

林野庁指導部計画課長 野村 靖君

資源エネルギー庁石油部備蓄課長 市川 南君

資源エネルギー庁公益事業部業務課長 植松 敏君

運輸省航空局飛行場部計画課長 井上 春夫君

労働大臣官房参事官 田代 裕君

建設省河川局治水課長 玉光 弘明君

自治省財政局調査室長 亀田 博君

特別委員会第一調査室長 長崎 寛君

二月二十四日

沖繩における米軍基地の返還、縮小等に関する陳情書(東京都千代田区霞が関の一の一日本弁護士連合会会長宮田光秀)(第一〇九号)

沖繩県パイナップル産業の危機打開に関する陳情書(沖繩県市議会議長会会長那覇市議会議長島袋宗康)(第一一〇号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件
沖繩振興開発特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二一〇号)
沖繩問題に関する件

○吉田委員長 これより会議を開きます。

沖繩振興開発特別措置法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑に入ります。
なお、本日は、あわせて沖繩問題に関する件についても調査を進めることにいたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。國場幸吉君。

○國場委員 田邊長官におきましては、御就任早々意欲的に、沖繩本島はもちろんのこと宮古、八重山、また各離島にまたがる熱心なる熱心さをもちまして御調査なされ、県民にいたしましてはひとしくそれに対しては感謝、期待を申し上げておるわけでございます。御案内のとおり、復帰して十周年を迎えたといえどもまだまだ格差におきましてはほど遠いものがございます。これから開発庁長官を初め開発庁の今後における沖繩に対する熱情あるところの、県民の期待する名実ともに豊かなる果てきりというところに対しては、どうぞひとつよろしく願ひ申し上げます。

そこで、まず最初にお礼を申し上げておきたいことは、沖繩振興に今日まで過去十周年近く特段なる特別措置をもつて、あまたの立ちおくれの基盤整備に對しましてその功績はまことに顕著なるものがあるというところは、これは認めております。ところがまだまだほど遠いものがございまして、それに対する御理解を得まして、去る十一月に於いての五十七年度予算前に、沖繩の高率補助の問題とか、それに基づくところの諸法の整備、今度の延長、こういうものに対して特段の御高配をいただきまして、これから今日から始まる沖繩の新たな第二次振興に於ける基礎となるべき法案が今度審議される、こういうようなことになっております。まことに今日までの御努力に對し感謝申し上げておるわけでございます。

そこで、まず最初に、いま目前に一番困つておる問題といたしましては水問題であります。御承知のとおり、日常生活をするのに欠くべからざる

ところの水問題、これが二百日余にわたり断水、しかも最近に至つては四十八時間のうち二十時間給水というふうなことで、二日に対して二十時間しか給水してないという現状なんです。そういうような現状に對しまして、何とかこれはダム

の建設だとかいろいろと今日まで開発庁におきましてはその手段を講じてきておることは、これは高く評価するといえども、現実はいまモットーとして、それによる経済の依存度というものが大きいこともございまして、この水が、もう沖繩に行つてもだめだよ、水がないんだよ、こういうことになつてくると、沖繩経済はもう直ちに観光のた

だえによつて破綻を招くというふうなことになる。水問題に對しましてはなかなかむずかしい問題ではございますが、しかし、さりとて手をこまねいておつてこれが解決できるわけじゃないし、雨は自然の恵みの雨で天からであります。いま復帰して間もなくこれだけのダムが設備されて、それに対しては逐次解消するとは思ふのですが、目前の問題として、これいかに解決すべきかといういい案があらましたらひとつお聞かせしていただきたい、これをお願いするわけですが、どうぞひとつ……。

○藤仲政府委員 私から先に御答弁申し上げます。

水資源の開発は、先生御指摘のとおり、沖繩の振興開発上大変重要な課題と考えております。これがためかねてから北部五ダムの整備を進めておるところでございまして、五十六年度からは羽地ダムの建設に着手いたしました。また、五十七年度予算は公共事業の新規採択がきわめて厳しい状況ではございましたが、その中で新たに比謝川総合開発事業及び漢那ダムの建設に着手する、こういうことになっております。

今後どういうぐあいに水資源を開発していく

か、こういう御質問でございまして、大変お詳しい國場先生にいまさら申し上げるのはどうかと思ひますが、私どもの考えを申し上げますと、まず水資源の開発の手法といたしましては、何と申しましてもダムが最も一般的な方法でございまして、他の手法に比較いたしますと、大量の水を安定的かつ恒常的に開発することが可能でございまして、また、完成後の維持管理という面におきましても、維持コストが比較的低廉で済むという利点がございます。こういうことから、私どももいたしましては、今後とも多目的ダムの建設を主体といたしまして、水資源開発を進めながら、同時に海水の淡水化、地下水の利用、さらには汚水再利用等、多角的な水資源の開発利用についても検討してまいりたい、かように存じておる次第でござい

ます。

当面的な水需給の状況ないしは当面の対策という点につきましては若干敷衍して申し上げますと、沖縄本島の都市用水の需要は、昭和五十五年度におきまして、企業局配水分で日量約三十六万トンとなつております。この需要に対しては、復帰後完成した福地ダム及び新川ダムの供給能力は日量約十四万トンでございまして、その他は、御案内のとおり不安定な河川、表流水等に依存している現状でございまして、都市用水の需要は、人口の増加、生活水準の向上及び産業の進展等に伴ひまして今後とも一層増大していくものと予想いたしております。この増大する需要にどのように対処するかというところでございまして、現在建設中の北部五ダムのうち、安波ダム、普久川ダム及び福地ダムの再開発につきましては、昭和五十七年度中に完成する予定でございまして、これにより、新たに日量約十二万トンの供給が可能となるわけでございまして、北部五ダムのうち、残りの辺野喜ダムにつきましては、昭和五十九年度に概成ということを目途にいたしまして現在鋭意建設を進めておるところでございまして、

先ほど申し上げましたように、五十六年度からはさらに羽地ダムの建設に着手しておりますし、

また五十七年度からは新規に比謝川総合開発事業及び漢那ダムの建設に着手するというように、多目的ダムの建設を主体とし、あわせていま申し上げましたように五十五年度から着手した西系列水源開発整備事業の促進を図り、その上多角的な水資源の開発を検討してまいりたい、かように考えておる次第でございまして。

○國場委員 いまさつきも申し上げましたとおり、これに對しまして熱意を持つてダムあるいは給水関係を配慮されておるといふことは了とすることではございまして、御案内のとおり、沖縄は島が狭隘であり、それに急傾斜であつて、復帰前においてはダムといへば、目ぼしいダムとしましては、福地ダムが軍のなで工事中で、復帰後においてはわが日本建設省が受け継ぎましてそれを仕上げ、それが約三千六百万トンとされておりましたが、その後そのように安波ダム、普久川ダム、新川ダム、こういうことで漸次増設いたし、五十六年に至つては大体目鼻がつくかというようなこともあつたのであります。御案内のとおり、沖縄は雨量は本土の約一倍半とも言われて、二千三百ミリと言われておりますが、その容器とすべきダムそのものが、降るときにはもう物すごい豪雨で降つて、降らないと、いまみたいに半年も七カ月も間隔があつて、時たま降つたかと思つたら四、五ミリや十ミリぐらいということ、ダムの貯水には全然効果がないというようなことなんです。

私はここでお願いなんです、これは金がかかることであります、降るときは雨量があるわけですから、その容器とするダム、貯水池、これをこれから計画的に、いまおつしやつた給水に對しての計画を満たすために、どんなに、どんなに、でも、いまのダムの容量というのをそれに対応すべく設備をしなければならぬから、これはいつもこういうことであるのだということを考えるわけなんです、その辺、いまさつきの御説明で、いつごろまでに——これから十年間振興開発計画を延長するというようなことで、十年間をもつて目的達成のための設備が計画されるものであるか、いつごろまでにこれを計画されておるものであるか、その辺をお聞かせいただくと同時に、それから、いつでも問題になるのは水源地の水利権に對する地元の要望なんです。これが一番問題なんです、御案内のとおり、発電所それから石油タンクそれから水のダム、こういうのは、需要に對して、いわゆる所在する市町村ですね、そこは水ならば水だけは取られて何もメリットはないじゃないか、こういうことがよく言われるのです。発電所にしましてはC.T.S.にしまして、しかし、だからこれは、この三つの地域住民に對してのお返し、これをどうするかというところについて、いつでも問題になるわけなんです、これはダム周辺整備計画事業に對してのなにもあるが、これは不十分だと思ふのです。その地域住民の要望にはこたへることのできないということ。これは全国的であるが、しかし、ことに沖縄が立ちおくれしておりますので、かようなものも並行してやらなければ、今後の計画、いまさつきおつしやつたような計画も、果たしてこれが計画どおりできるかというのも大きな問題なんです。その点に對しましてはどういうようなお考えであるか、それで、いつごろまでに目的達成のダムの設備、まあ容器というような、ダムにしまして、離島であつたらため池でしようね、そういうものに對しての計画、沖縄振興に對しての一番の目玉だと思ひますが、その計画がありましてらひとつお聞かせをしていただきます。

○藤仲政府委員 二次振計期間中のいつまでに水問題を解決するか、こういう御質問でございまして、私も、いま二次振計の策定について検討中中ございまして、今後の水需給の推計等を行ひました上で、それに應じて供給計画を立てていく、こういうことを考えております。いづれにいたしましても、二次振計の期間中にこの水問題の解決ができるように最大限の努力をいたしたいと考えております。

また、御指摘のように、沖縄にダムを建設いたします場合に、大きく申しまして二つの問題がございまして、一つは、いま御指摘がありましたような沖縄の地理的条件と申しますか、そういう問題が一つ、もう一つは、最近これは非常に切迫した問題になつておりますが、地元対策でございまして、私ども、今後多目的ダムを建設していくに当たりまして、地元対策が非常に重要であるということも痛感しております。こういう観点から、先般も総合事務局及び沖縄県の担当者をお招きしまして、今後のダム建設を推進していくに当たつて地元対策をいかに展開すべきかということについて協議をしたところでございまして、今後そういう点でさらに対策を具体化していきたい、かように考えております。

○田邊國務大臣 お答えをいたします。

沖縄の水問題は沖縄の産業、経済、文化、あらゆる問題に重大な影響を与えるものでございまして、私も昨年参りました際、すでに隔日断水もやつておられました。今日四十八時間のうち二十時間ですか、給水をされておるといふ実情を見ましたときに、この水対策は沖縄にとつて私は最大の問題であらう、そう認識をいたしております。したがって、御質問のように第二次振計の中でこの問題をできるだけ努力をいたしまして、第二次振計の中で解決をしていきたい、私はこういう考え方でございまして。

○國場委員 長官を初め振興局長も水問題ではより以上なる関心をお持ちで、その問題解決には腐心されておるといふことがうかがえるわけでございまして、本島のみならず、沖縄は御案内のとおり、三十九の有人島がございまして、言うまでもなく、昔はこれはため池で、旧藩時代からずっと明治、大正にかけて、戦前は離島はほとんどため池をもつて水をして、戦前は離島はほとんどため池に至りまして、本土においての経済発展と同時に、おかげをもちまして沖縄の振興もずいぶん発展の方向になつてしまつて、離島もいたしまして文化生活を上において欠くべからざる水問題、これが問題化するわけでございまして、そう

します場合に、大きく申しまして二つの問題がございまして、一つは、いま御指摘がありましたような沖縄の地理的条件と申しますか、そういう問題が一つ、もう一つは、最近これは非常に切迫した問題になつておりますが、地元対策でございまして、私ども、今後多目的ダムを建設していくに当たりまして、地元対策が非常に重要であるということも痛感しております。こういう観点から、先般も総合事務局及び沖縄県の担当者をお招きしまして、今後のダム建設を推進していくに当たつて地元対策をいかに展開すべきかということについて協議をしたところでございまして、今後そういう点でさらに対策を具体化していきたい、かように考えております。

すると、離島は水道というのは地下水をくみ上げるかあるいはため池をつくって雨水を浄化するか、こういうことにしなければならないのであります。伊江島にその大体見本みたいなものが十万吨の飛行場建設に対してコールドを取った跡、すぐ向かいで海洋博が行われまして、伊江島からは約四キロくらいはありますので、そこに飛行場を民間に開放しました。そこは水がないもので、パイプを海洋博に元栓として引いておるものからこれを離島まで引くかということであつたが、水量が足りない、こういうことで、海洋博が済むまでがまんしろということ、この十万吨の貯水タンクを浄水化して、海洋博の観光に来るお客さんに対しての水の供給をしたことがございました。そのようなことで、いま離島を回りまして、久米島とかあるいは多良間、そういうところにはビニール製の貯水タンクができておりますね。ああいうものを各離島に今後予算化しましてたくさんつくる必要があると思うのですが、そういう離島の水問題に対してはどういうお考えですか。

○藤仲政府委員 離島における水問題は、生活用水としての重要性もさることながら、農業用水の開発が非常に重要であることは先生の御指摘のとおりでございます。大規模なものから申し上げますれば、まず石垣島においては、御承知のように国営灌漑排水事業を行つておりまして、宮良川地区は真栄里ダムが完成の予定でございますし、さらに五十七年度からは新たに名蔵川地区に着工いたしますことになっております。その他宮古におきましては、御承知のように、地下ダムと与那覇湾の淡水化をつなごうとした農用水の開発ということ現在調査を継続中でございます。

いまでもお尋ねは離島の水資源の開発でございますが、離島によりましていろいろ条件を異にしております。それぞれの条件に適合した水資源の開発を今後とも進めてまいりたい、かように考えております。

○國場委員 とりあえず水問題を真つ先にしましたのは、御承知のとおり、水問題が沖縄県民として一番行き詰まった点でございまして、強く印象づけるために質問を先走つてやつたわけでございますが、まず長官に今後二次振計を継続するにいての――長官は意欲的で、いまさつきも申し上げましたとおり、就任早々前後二回にわたり沖縄全島をすでに回りまして、その意欲的な熱意に對しては高くこれを評価する、こういうことで感謝申し上げるわけでございますが、二次振計を今度延長しまして沖縄県民はひとしく喜び、また期待をしておるわけでございます。それが、いま御案内のとおり緊縮財政の中で政府財政も厳しくなつてきたし、沖縄においては、特段の御配慮のもとで特措法によつての高率補助ということでもいまま御厚情にすがつて急速に格差是正も進展してきていたわけでありまして、今後においてはなかなか厳しいものがある、こういうことでございまして、それに対する対応、第二次振計を遂行するにいての長官の取り組みの姿勢を第一番目に、ひとつ御意思をよろしく願ひいたします。

○田邊國務大臣 お答えをいたします。

沖縄の経済社会は依然として厳しい状況にあることは先ほど来御指摘のとおりでございまして、政府といたしましては、沖縄振興開発特別措置法の有効期限を十年延長すると同時に、現在の国庫負担率を補助率その他も特別措置を継続する、そういうことを含めまして本法案を提出いたしました次第であります。

この補助率等につきましては、御承知のように、昨年の予算編成の際にも、大変な皆様の御要望におこたえすべく私も最善の努力をいたしました。補助率の継続を確保することができたのも、沖縄の実情を私は十分理解をいたしました、また政府もその実情を把握しての対応でございまして、したがって、新たな沖縄振興開発計画は今回の法改正を踏まえて策定することになるわけでございまして、沖縄の置かれておる厳しい状況に對しまして、やはり長期的な、そして総

合的な視点に立つて今後の沖縄振興開発の方向と施策のあり方を明らかにいたしまして、これを計画的に推進をしていくこと、これが非常に重要なことであると考えております。かような基本的な立場から、沖縄の置かれておる状況、そしてまた県民の意向などを十分に配慮をいたしまして計画を進めてまいりたい、こういう考え方でございまして、御理解をいただきたいと思います。

○國場委員 大臣の御熱意を感じたしまして、どうぞひとつ目的達成のためこの沖縄振興が再延長しないで十年間をひとつ目的に對して完成すべく、私は前からそのようなことは申し出ておりましたが、経済の変動、政府予算のいろいろな都合によつて年次計画を立てて、物価がどうであろうかと申し上げることでありますが、物価の変動によつて仕事が遅延していきといるいろいろな問題があるのですが、年次計画の上において事業の達成率を目標に置きまして、十年計画なら十年計画でこの姿になるんだというふうな、そのもとでやると計画どおりのことが再延長とかどうでかうだということも言わないで済むということですが、そのようなことは前から申し出ておりますが、これはむしろかしこいんだということでもいえますが、その返事を受けておりまして、私の政務次官時代にも、この年次計画において達成率をもつて十年計画といふものを達成させるというところが理想じゃないか、そのためには各省に割り当てられる予算の中から、そのために各省に割り当てられる予算をもつてやつていく、こういうふうなことが一番必要じゃないかということも何回も申し出ておりますが、しかし、いまだにこれは実現しておりません。ひとつ大臣、そのようなことが努力によつて、また政府の理解を得ましてできましたら、これが一番理想だと思ひます。ひとつそれを参考までに申し上げておきます。

それから、沖縄を制する者はアジアを制する、私はいつでもこういうことを言つております。歴史は語つております。ペリがわが國を開放する

ときにも沖縄に三千年間ありまして、それから「バジルホール沖縄探検記」とかいふいろいろな古跡を見ますと、沖縄が第一次、第二次大戦においても、あるいはまた東洋におけるかなめとも言われている戦場におけるところの沖縄の持つ地理的条件、これは言うまでもなく沖縄を中心にして半径五百キロをコンパスを回しますと東洋における重要都市全部入つてしまふのです。だから、アメリカにいたしましてはわが國にいたしましても、国防上においては絶対欠くべからざるこの確保しなければいけない沖縄であります。そこで、沖縄県民は十字架を背負うところの宿命の沖縄だ、こう言われておりますが、この問題は別といたしまして、戦略上におけるところの沖縄の地理的条件、こういうことであれば、これより以上なる経済、文化においては交流の地としてよつて沖縄を開発するのであれば可能なんです。わが國の三全線、あの下河辺氏が提案したところの三全線、その中に沖縄の今後における展望、存在価値、これがうたわわっているのを見ましたら、全くそのとおり。国際空港にいてアジアポートをつくつて、それで中南米におけるところの豊富な地下資源、そして世界の四分の一を持つところの中國の人口、それが大きな消費市場として、それで中継基地とする沖縄であれば、そこら辺においての沖縄の発展は洋々たるものがある、こういうようなことの構想もよく言われておりますが、私は一昨年中南米に行きました。そのときに、沖縄はアジアポータをつくつて、幸いにしまして中共といえども彼は西側陣営に傾いてきて、あの十億の國民に對する消費市場としての中継基地、中南米における無尽蔵なる天然資源を交流させるためには沖縄以外にないと言ふのです。神戸や横浜、こういうところは北上が過ぎると言ふのです。さつきお話し申し上げましたとおり、沖縄から半径五百キロも回しますと、中國であらうが東洋における重要都市が全部入つてしまふのです。それぐらいまでに地理的な好条件を持ち――

しかも私が国会に参加いたしまして、これは復帰の二カ年前ですから十二カ年を迎えておりますね。そのときに沖縄の開発の一番の目玉は、東海岸に中城湾港、金武湾港を構築して、わが国にたがわずして臨海工業を張りつけてその商工都市として沖縄の開発を期する、これが目標だったのです。ところが、残念ながら企業は悪なり、企業は公害なり、企業は搾取なり。山も青く海も清くとかこんなことを言って、せっかくの駆け込み外資、あるいはわが国におきましては沖縄に対する長年における立ちおくれ、格差是正、基地経済から脱皮するためには第二次産業のみでなくてはならないというような経済基盤の切りかえ、これに対する第二次産業の発展、振興、これの芽を摘んでしまったのです。芽を摘んでしまつて、いまではもうわが本土におけるところの二倍半の失業者を持つて、国の責任だどうだと言つておられますが、私は政権を持つ自由民主党の議員の一人として、これは国だけの責任じゃないのです。時期を失するということは、政治の場におきましても行政の場におきまして、見通しというのと時期というのは失つてしまつたら取り返しがつきませんよ。百年の大計に誤りを犯したということを私は感ずるわけでありまして、いまさらそんなことを言つてもしょうがありませんが、まあひとつそういうようなことで、沖縄に対してのアジアポーツ、これはブラジルかメキシコからは通産省に正式な要請があつたはずですが、私が行ったときにそういう話をしておりました。ところが、アジアポーツに対しては、日本はこれは何か断つておるとか、それでフィリピンで計画しておるとか、そういうことも聞かれておりますが、もうひまがございませぬ。私は一時間、本当ならば三時間くらいかけたのですが、きょうはただ思うようなことを一人一方的にしゃべりまして、参考になるようであればそれも応用してください。

それでは質問に入るわけですが、一次振計では社会資本の整備を中心に諸施策が実施されたが、目標達成にはまだまだ遠いものがあるという

ことをよく言われておりますが、その達成率はどうなつておるか、ひとつお知らせいただきたいと思ひます。

○美野輪政府委員 お答えいたします。

目標の達成率はどうなつておるか、こういうお話でございますが、先生御案内のように、沖縄振興開発計画は長期的総合的な観点に立ちまして将来展望を行い、沖縄の振興開発の向かうべき方向とその基本施策とを明らかにしたマスタープランでございまして、各分野ごとに数字を用いて目標値を示してないわけでございますけれども、ただ、その中にありまして、十年後の経済社会の見通しということで、人口あるいは産業構造等々についてその目標を明らかにしておるわけでございます。

それとの関連におきまして、いまの状況を申し上げますと、沖縄県の人口は昭和五十五年十月には百七十七千人となりまして、計画で想定された昭和五十六年の人口、これは百三万と予想をいたしておりましたが、これを大幅に上回つておる状況にございます。

それから、就業者数につきましては、昭和五十五年四十三万一千人ございまして、計画では五十六年の就業者数を四十六万人と見通しておりましたが、それを下回つておる状況にございます。

また、その産業別構成について見ますと、計画で想定された比率を第三次産業では大幅に上回つておりまして、第二次産業ではその目標値を大幅に下回つておるという状況にございます。

それから、県内の純生産について申し上げますと、五十五年度の各目録で一兆二千七百七十四億円と推計されております。これは県の速報値でございますが、計画におきましては四十五年価額で一兆円程度になるという見通しを持っておつたわけでございます。この間の価額水準の変動等を考えますと、これも見通しを大きく下回つておる状況にあるわけでございます。

また、その産業別構成について見ますと、復帰当時と同様、物的生産部門としての第二次産業が

非常に弱く、零細な卸小売業から成ります第三次産業の比重が非常に高いという産業構造は以前とほとんど変わつていない、この点も計画の見通しと大きく異なつておるところでございます。

また、一人当たりの県民所得について見ますと、五十五年度各目録で百五十六万六千円となつておりまして、この間の価額水準の変動等を考えますと、四十五年価額で百万円弱という計画の見通しを大きく下回つておるという状況にあるわけでございます。

○國場委員 おつしやるように、目標達成ということになるといふようなことでありましよう。

そこで、一次振計の目標達成のために国や地方公共団体ともに努力の跡は認めるといへども、沖縄の特殊事情は依然として厳しい状況にあり、今後さらに第二次振計等を作成し、新しい発展に向ふべき必要があると考えられるが、二次振計の果たすべき役割として何を期待していいのかわかりません。さき申し上げました失業問題、あるいは大きなプロジェクトも済んでいくと、政府予算をもつての経済とか、観光と言へば観光がどういふような変動が来るかというところは、いままでの観光という経過から見ました場合に、行き先というものの対していまどういふところに伸びていってこれが安定するものか、これはちよつとだれしもが確定するものではない、これは第三の柱としていまだに基地経済、基地がもたらすところの経済に対するウェイトですね。これも第三位というようにいまの現状なんです。だから、そういうような沖縄で、もともと目ぼしい二次産業就労の場もないというふうな状況なんです。そういうふうな状況に對して二次振計は、今度大体的にままでのもの、そのものが十カ年また延長されるとした場合に、何が一体期待できるかというところはなかなかの問題ではあると思ひますが、その点に對して計画がありましたら、ひとつお聞かせいただきたいと思います。

○田邊國務大臣 いま御指摘の第二次振計の重点

はどこに置いて進めていくか、これは大変重要な問題だと思ひます。私も、この第二次振計の課題というのは県と十分の打ち合わせをして、そして社会資本の充実整備、また産業の振興、こういうことが必要であらうと考えるわけでございます。したがつて、現在の沖縄県におきまして計画の案を検討しておると承つておりますが、私も十分検討の調整を図りまして、この振興開発の向かうべき方向というものを十分施策の上で明らかにしたい、かように考えておるわけでございます。

私も沖縄にはかつて数回参りまして、私がこの知事であればどういふことをやればいいかというところを、十数年前から数回にわたつて実は考えておりました。沖縄の持つ特性と申しますか、経済社会の現状というものを考えましたときに、やはり引き続いて社会資本の整備充実ということが大事であるということ、もう一つは、水資源の開発をしなければならぬ、またエネルギーの確保に努めなければならぬ、こういう必要があるというところを痛感しておる次第であります。特に沖縄の経済社会の自立的な発展に向けての新しい段階の時代を迎えたと思つてございまして、したがつて、活力のある地域社会を実現を、そして、就業の場を確保していくためのいわば産業の振興が最も重要であらうと考えております。また同時に、農村とそして都市におけるそれぞれの定住条件の整備、また、その相互の有機的な連携を通じて、県全域にわたるいわば均衡のある発展を図ることが重要であらうと考えております。また、生活環境の総合的な整備と、そしてまた自然環境と国土の保全を進めると同時に、社会福祉の充実、また保健医療体系の確立等総合的な推進を図っていく必要があるかと考えております。いま沖縄の産業は何を誘致するか、そしてまた、地元の資本におきましてどういふ産業を確立するか、これは重要な課題でございまして、私も、この問題につきましましては鋭意検討努力を進めておると思ひます。

先ほど御指摘がございました沖繩の国際的な条件、位置、これは国際交流の場として環太平洋における重要な位置を占めておると理解をいたしております。それにつきまして、国際交流の場の形成というものを積極的に進めてまいり、これを拠点として環太平洋の中心的な役割を果たす沖繩であつてもいいかと考えるわけでございします。したがつて、この沖繩経済を支える人材の養成にも積極的に取り組んでまいり考えるわけでございします。

第二次振計におきましても、基本的には一次振計を踏襲いたすわけでございしますけれども、一次振計の期間中に社会資本の整備充実ということを経済振興により重点を置いていく必要があるということを感じておるわけでございします。いづれにいたしましても、沖繩県の実情と県民の皆さんの意向というものを十分踏まえて検討をいたしてまいりたい、かように考えるわけでございします。

なお、沖繩の農業振興の問題につきましても、現在サトウキビを中心に進められておる現状でございしますが、さらに本土にない特性のある生産物をつくり上げる、また温暖という気候を高度に活用をした農業の振興を図っていくことも大事なことであらうと私は考えております。

以上です。

○國場委員 いまさつきも申し上げましたとおり、沖繩に目ぼしい就業の場とする企業がなないために、御案内のとおり失業率は若年層に多い。これが本土においては三六%というが沖繩では六〇・九%、こういう数字が出ておりますが、失業問題に對しましては、いまさつき御報告がございましたとおり休業による、あるいはまた本土における集団就職とかウターン、こういう現象が起きまう数字にはならないと思うのですが、気候、風土に恵まれた沖繩ですから、故郷恋し、少々苦しくても沖繩だということで若い連中も他府県に出て

いこうとしないのですね。そういうこともあるということをよく理解しております。

ところが、できるならば沖繩本島において何かの仕事ということになると、他府県に比べて、いまさつきも申し上げましたが第二次産業——狭い土地でもって農業といつても基地が邪魔しておるといふようなことで、この基地を全部取っ払つても——いまから三百年前ですか、沖繩において自活する人口は四十万だ、こういうことを言われた大政治家が沖繩におるのですね。いま百十万を超えておるんです、いまの文化生活をすると上においては沖繩では大体二十五万か三十万ぐらゐが自活できる人口の範囲だ、こういうことか考えますと——いづれにしましてもわが國の発展というのは恵まれた条件、この条件というのは海浜、日本みだいに長い海岸線を持つておる國はどこにもないのです。わが國の今日の重工業の発展は、自然に恵まれたところの海浜による臨海工業、それから海上輸送による近代化された輸送立國日本、これが國民の努力と相まって今日を来しておるのとは否定できない現実ですね。沖繩もたがわす、本土より以上なる地理的条件を持つておるといふことで、國策として若年労働者——すぐ目の前でそれを解決しろと言つてもこれはだれにもできません。だから五年計画、十年計画、幸いにして十年計画がありますから、それにおいては國際的な沖繩の持つところの条件を生かしながら、沖繩振興に對しては、目的達成のために、戦略上の沖繩の利用だけでなくして名実ともに経済、文化に對しての沖繩としての構想を描いて、それで沖繩の振興開発の点に注目して実現を期してやつていきたいということを切に希望するわけでありまして。

それから、自由貿易地域の設置の問題ですが、これは単純なるいままでの——自由貿易設置法をそのまま延長しただけでは、これは十年かかつて自由貿易というふうなことでその法律のもとでやつておりました、これはつづかれましたが、何も目ぼしいものはない。またこの法律をそのまま延長

するということになつてもこれは同じことを繰り返すだけであつて、何ら一つの希望も持てないようなことなんです、それに對して、延長したのであれば、せつかく法律もあるのだから、あれは輸出だけに対する自由貿易地域の設定というふうなことをいままでの経過から見ても感じるわけですが、輸入面においても何か特典のある自由貿易地域として生かすような方法はありますか。せつかく自由貿易地域の設定に對しての法律は延長したとしても、しかし、いままでにおいてこれがどうにもできないようなかつこうの、一つも生きてもないものに、これをただ単純延長してそれでやれと言つても、これはできるものではないのです、皆さん。だから、それに対して何か工夫をしたアイデアがあるかどうか、それを聞かせていただきたいのです。

○美野輪政府委員 お尋ねの点、二点あらうかと思ひますが、一つは現在の自由貿易地域制度が何ら効果をあらわしていない、それを単純延長するだけでいいのかという御質問であらうかと思ひます。

この点については、これまでこの制度がわが國において全く新しい制度であるといふようなことから相当慎重な調査等を行つておられますけれども、そのほかに、全体的に沖繩の産業基盤の整備がなかなかな選定できないというふうなこともございします、御指摘のようにこれまで同地域の指定はなされないまま来ておるわけでございします。しかしながら、この十年間におきまして、道路、港湾、空港等の基盤整備がかなり進展してまいつております。また、これまで見られなかつた工業用地の造成等も、御案内のように糸満等において着々と進められており、さらに重要港湾の開港にも着手をいたしておるという状況にあるわけでありまして、県においても自由貿易地域の指定に向かひまして、その具体化のための検討を現在行つておるところでございします。したがひまして、私もといひましたし、これらの産業基盤

の整備の進展あるいは今回の制度の延長によります優遇措置等と相まちまして、第二次振興開発計画の期間におきまして、これらのものが具体化されることを期待しておるところでございします。それから、もう一つのお尋ねをいたしまして、単に輸出というふうなことだけではなくて、輸入というふうな面での活用も考えられないかというお尋ねでございしますが、この点につきましては、この自由貿易地域につきましては輸出の振興というふうな面と、同時に國內におけるいわゆる関税あるいはそれに伴う國內企業との調整の問題といったものも大変複雑な問題をその中に含んでおるわけでございまして、そういった先生のお考え、これは私もとしても参考にさせていただきます問題が含まれておるといふことを御理解いただきたいと思ひます。

○國場委員 時間がありませんので、問題だけを提起しましてやめたいと思ひます。

一番問題なのは、いまさつきの水問題と、これから沖繩を今後振興するに對しての一番目玉とすべきは電気問題、電力問題ですね。これに對してもいろいろと質問したいのでありますが、時間が何分ありません。それから、沖繩で盛んにちまたでもつてわいわいしているところの返還された軍用地に對しての再使用、跡利用の問題、この問題もいろいろとただしたいわけではございしますが、しかし時間の制限が来ましたので、これでやめますが、これを保留いたしまして、本日はこれにて私は質問を終わります。ありがとうございしました。

○吉田委員長 次に、小渡三郎君。

○小渡委員 私は、開発庁長官にまず二点お伺いをいたしたいと思ひますので、簡潔に、明確にひとつお答えをいただきたいと思ひます。

去年の暮れには、沖繩県の強い要請によりまして特に高率補助の継続につきまして最大の御尽力をいただきました、これが当分の間継続することになりまして、長官の御熱意と御努力に對し、ま

ずもつて高くこれを評価したい、このように思っております。

そこで、質問でございますが、長官は御就任以来沖縄の問題についてはつまびらかに御勉強なさったものと信じております。そこで、復帰して十年間、沖縄の県民所得の格差の是正並びに各分野における格差の是正、そして、将来自立経済を確立することの出来るような基礎条件の整備を目的といたしまして、沖縄関係の法令ができた上がつたわけでございますが、それに伴いまして第一次振興開発計画が策定されました。ここでどうしてこの十年間を振り返ってみる必要があると思うのであります。

長官の一次振計におけるその成果と反省につきまして、まずお伺いをいたしたいのでございます。

○田邊国務大臣 お答えをいたします。

第一次振計の経過とその評価をどう見ているかということでございますが、私は、昨年沖縄に参りました。また数年前に数回にわたって沖縄を拝見いたしました。その間の私のこの目で見た感じというものは、大きな進展がなされておったということを実は率直に痛感をいたした次第でございます。

〔委員長退席、川田委員長代理着席〕

一次振計に基づきまして実施されました諸施策が、実は積極的に行われた公共投資によりまして、立ちおくれた社会資本の充実というものが、整備が大きく進展してきたことは事実でございます。また、総体として沖縄の経済というものが着実に発展を遂げてきた、こう私は見ております。

しかしながら、わが国の経済の基盤変化や、そして基調の変化や、それから沖縄の地理的、自然的条件などもありまして、産業、経済の面では予期したほどの進展をしておらない。そしてまた雇用の面におきまして、先ほども御指摘がございましたけれども、かなり就業者の増加はございすけれども、なお労働力人口の伸びに及ばず、実

は厳しい雇用情勢が続いておる、こういうことを理解をいたしております。

社会資本の整備は、さきに述べましたように大きく進展をいたしまして、道路、空港、港湾の施設などについてもさらにこれを充実をしなければならぬ。また、水資源につきましても御指摘がございましたように、渇水期にはその確保に不安がございしますので、それを取り除くような対応をしなければならぬ、こう考えております。また、農林漁業につきましても産業の基盤整備もまだ十分ではない。また、生活環境の施設などについても不足しているものがまだかなりある、こういうことでございます。

このように多くの分野で着実な成果は上げてはおりますけれども、なお整備を要するものが非常に多く見られる、こう判断をいたしております。

また、産業振興の問題を初め、雇用問題、水、エネルギー問題など解決を要する多くの課題を抱えておりました。沖縄県の経済社会の現状は、率直に、まだ厳しい状況下にあると私は考えております。したがって、沖縄県の実情、そして沖縄県民の動向と意向というものを十分に踏まえて、引き続いて沖縄の振興開発を図っていく必要があるように思います。

沖縄県が二十七年間日本の施政権外にあった。そして、本土は高度成長の波に乗って進展をした。にもかかわらず沖縄は施政権外にあったそのハンディが今日依然として続いている。そういう意味で、第一次振興においては最善の努力を払って進展はしてきたけれども、まだ本土との格差は非常にある。これを埋めていくのがわれわれの務めであり、沖縄開発庁が果たす役割りは重かつ大であると認識をいたしております。

以上です。

○小渡委員 ただいまは、第一次振計に対する分析の結果、十分な措置を講じてはきたもののまだ不十分な面がたくさん残っているというところで、これから後も十分配慮し、尽くしていかなければならないだろうという御決意でございますけれども

も、それでは、第二次振興開発計画をいままら策定するわけでございますが、県といたしましては、いまその準備中でございますけれども、沖縄三法衆院通過、参院通過を見まして、水なくともことしの六月までには案が上がりまして、そして国との調整が始まるわけでございます。第二次振興開発計画にいろいろ課題があるかと思ひますが、それについてはいかがなものでしょうか。

長官、お答えください。

○田邊国務大臣 お答えをいたします。

第二次振興開発計画につきましては、御指摘がございましたように、現在沖縄県におきましてその計画の案を検討いたしておると承っております。今後沖縄県とも十分調整をいたしまして、その振興、発展の向かうべき方向と施策のあり方を明らかにしてまいりたい、かように考えておりますが、沖縄の持つ特性、そしてまたその経済社会の現状を見ますと、引き続き社会資本の整備を進め、また水資源の開発やエネルギーの確保にさらに努めていかなければならないと考えております。

〔川田委員長代理退席、委員長着席〕

特に沖縄の経済社会の自立的な発展に向けての新しい段階にきていると思われ、今日の、活力のある地域社会を実現いたしまして就業の場を確保していくためにも、産業の振興が最も重要であろうと考えております。このためには各地域の特性を活用して、そして各産業の振興を図りますと同時に、生産性の向上等を図り、相互の有機的な結びつきを深めまして、産業の総合的な発展を図る必要があらうかと考える次第であります。農業、そしてまた製造業、観光関連産業の振興をこういうような観点から検討していくことが重要であると考えております。次に、都市及び農山村それぞれにおける定住条件の整備を進めると同時に、相互の有機的な結合によりまして、一体となった発展を図って、県全域にわたる均衡のとれた発展を期することが重要であらうと考えます。

このような観点から、生活環境の総合的な整備

備、また自然環境と国土の保全を進めると同時に、福祉社会の拡充、また保健医療体系の確立等を総合的に推進していく必要があるかと考えております。

そのほか、沖縄のいわば特性を生かした、環太平洋の中の重要な位置を占めておる沖縄でございますから、国際交流の場の形成また沖縄経済社会を支える人材の育成、こういうことについてもさらに積極的に取り組んでまいりまして、沖縄県全域にわたって調和のとれた、いわば活力のある地域社会を形成していくことが必要であらうと思っております。

いずれにいたしましても、沖縄県の実情と県民の意向というものを十分踏まえて検討をしてまいり、県民の期待する第二次振計を推進をしてまいりたい、かように考えておる次第であります。

○小渡委員 長官のお話を承っておりますと、何か第二次振計が終了したところにはバラ色の沖縄ができていくような感じを受けて、大変うれしいわけではございませんけれども、長官の方で本場に第一次振計の中身の分析とか反省を十分になさっているんだらうかなという不安も多少残ります。

いま二つの質問に対してお答えをいただいたのでございますが、この第一次振興開発計画十一年を振り返りまして、確かに県の統計によります開発一括計上十分年分でございますが、だから五十七年は含まれません、五十六年までの一括計上十分を三兆三千八百八十八億に上ります。だけど、これをこの十年間でどういうところにとり分けていったかというのを見てみますと、道路関係で三・四・一％、そして下水道、環境衛生に一・六・六％、港湾とか漁港、空港などに一・五％、そして非公共事業が一・四％でございますが、大事な農業基盤整備には八％にすぎないでございす。そして、治山治水に至ってはまさに四％でございます。この治山治水ということに対して、私は非常に重大だと思っております。

直ちに質問に入りますけれども、こういう結果

を見ますと、第一次振計では確かに道路とかあるいは生活環境、衛生、下水、こういうのを含めまして港湾、漁港、わりかた配分率が高かったわけでございますね。だけど、第一次産業、きわめて重要な農業基盤整備には八%しか投下されてない。そのことがどういうことになっているかとい

いますと、沖繩の全耕地面積の中で基盤整備ができていのはまさに九%なんです。全国の平均は三九%なんです。この格差は一番大きな格差なんです。これを第二次振計で、第一次振計を踏まえてこの部門に重点的な政策を施さなければならぬというのを長官が答えたいだけの人じゃないかと思つて私は非常に期待していたわけでございますが、どうもそのことには余りお触れにならなかった。この辺に非常に問題を感じます。

治山治水について四%というのでございますが、沖繩は、戦後今日までの沖繩の全地域における米軍の占領によつて、基地を建設するために海岸線から土砂が皆取り上げられて、土砂が持ち運ばれたわけなんです。そして、それがいまや海になつていくわけなんです。海没地と普通言つています。その海没地の面積が何と二十四万坪に及ぶのでございます。これはもうきわめて重大であります。二十四万坪で、たくさんございましてけれども、具体的に、そのうち嘉手納町を一つの例にいたしまして指摘しておきたいと思ひます。

嘉手納町の字兼久、下保原地区、ここだけで、地籍明確化作業が終りまして結果的にはつきりしたのが六万八千八百平方メートルでございまして、そのうち滅失地、滅失地というのは海没地でございまして、海没地が三万九千六百六十七平方メートルです。まさに全地積の五七・七%が海の中です。この地積は五十五年三月三十一日で地籍明確化法により地籍確定された面積でございまして、そして、さらにその嘉手納町には、字野国というところがございます。その字野国のうちに港川原、舟久原及び小港原という小字がございます。その地積は五万四千三百三十八平方メートルでございます。海没されたところは二万三千八百

五十九平方メートルでございます。まさに四四・一%が海の中でございます。

軍用地、軍の施設に提供されているとするならば、それを管理するのはやはり国でございまして、いまのところは防衛施設庁だと思ひます。施設庁も来ておられると思うのでございまして、しかし、開発庁の長官として、これは重大な問題だと思つてお取り組みいただかないと困る。そういう海没地が私の土地ですということになつた場合、それを息子に継承する場合、おまえの土地はこれだよと、海の中になつていのですからね。人の財産を預かる場合には、正確に確実に、しかも効率的に安全に管理をしなければならぬのに、これは管理責任がもつてのほかだ、こういうことが言えるわけでございます。いかがですか。

○田邊國務大臣 お答えをいたします。

第二次振計の中で私が基盤整備問題にもう少し重点を置くべきではなかつたかという御指摘もございました。私も総括的なお話を申し上げました。私は率直に申しまして、第一次振計においては、沖繩県民の一番要望するものは公共事業、いわば道路、港湾、そういうものに強い要望を持たれた、それを県とも相談をいたしまして重点的に推進をしてきた経過がございます。私も先般視察をいたしました。しかし、まだ基盤整備は十分だと思つておりません。これはさらに第二次振計においては積極的な対応をしてまいりたい、かように考えておる次第であります。

なお、嘉手納基地周辺の海没地問題でございまして、御指摘の問題はいづれも米軍の基地内の問題でございまして当庁の所管外のことでございますので、この点につきましても関係当局から円満な解決が図られるように私どもは期待をいたしておる次第でございます。

○窪田説明員 お答えいたします。

先生御指摘のような海没地になつているところは、実は終戦から復帰まで二十七年間の間にあちこちございました。私どもとしましては、復帰の

時点でそれらも含めまして米軍の施設として借り上げの対象にしています。したがしまして、その借り上げの対象になつてい土地は、借料はもちろん払つていわけなんです。返還の時点になりまして、必要に応じて、まあ原状回復補償は当然のことでございますが、場合によつては護岸、防潮堤等の工事も必要かと思ひます。そういう場合も考えまして、必要に応じて関係地方公共団体等とも御相談して適切な処理をしていきたい、こういうふうに思つております。

すでに数カ所返還になつたところもございまして、現在までのところは原状回復補償費をお支払ひして、一部は地元の方が護岸をなさつておる、こういうところもあるようでございます。

○小渡委員 いま防衛施設庁の御答弁で、解放になつた時点で原状回復を図つていくのだということとでございますけれども、これは許せませんよ。冗談じゃないですよ。何でもいまいらないのです。か。解放してからやるのだというのはおかしいです。いつ解放されるかわからないのに、ということとは、地主に言わせれば、自分の土地がここにあらただけけれども、明確化作業によつてはつきりした、ところが海の中だ、そうしたら、この人が今度は自分の息子に相続をするときに、海の形でこれがおまえの土地だと言つてこれを相続するといふ悲しさ、これは地主でなければわからないのです。どうして解放しなければならぬのか。いまでも直ちにできるはずなんです。

それは護岸の問題があるのです。海岸護岸でございまして、これはいま県の方で、海岸護岸がどの程度必要かというところを、実態調査をやつた。それは沖繩全体が全部護岸が必要だということはありませんよ。必要なところがあるわけなんです。それが全部で百七十六キロであります。これだけばぜひ海岸護岸が必要だ、ところが、いまあなたがおつしやつていたように、基地に提供していところの海岸線、これはもう全然海岸護岸はなされていらないのです。ほとんどなされていません。そこに問題があるのです。百七十

六キロでしょう。そのうち護岸がつくられてい達成率、これは二六・七%なんです。ところが、これ全部が防衛施設庁だというわけじゃないのです。そのことはまた開発庁長官にも関係があるわけでございます。二六・七%というのは全部防衛施設庁管理の範囲内であるというわけではございません。そのうちの一部分です。要するに、治山治水、国土保全という意味で護岸を必要とするのは百七十六キロだけれども、そのうち達成されておるのが二六・七%なり、こういうことでございまして、真剣にこの点はお考えにならないければならぬ第二次振興開発計画の一つのポイントである、私はこれを指摘しておるわけでありまして。

そして、ことに基地につきましても海没地がございまして、その辺については返還しなければならぬんだというところはおかしい。そうすると、暴風雨だとか気象条件によつてますます海没されていくのですよ。それはおかしいです。そのところの跡地利用というのなるべく早目に、あるいは海没地じゃなく埋め立てられて護岸もでき上がりましてならば、その周辺をどう公園化していくか、どう道路化していくか、いろんな計画が立てられるわけだ、市町村としては、解放されるまではそのままだというのは、これは許せない、もう一度御答弁ください。

○窪田説明員 お答えいたします。

私どもの立場で申し上げたので若干舌足らずの点があつたかと思ひますが、私どもが所管しなければならぬ海没地は提供施設でございまして、したがしまして、米軍の管理権の中にあるわけでございます。米軍の使用との調整の問題がある。しかも、私ども本来役所の立場といたしまして、防潮堤とか護岸とか維持管理したり新設する役所ではございまして、ただ、なぜそこに私どもが顔を出すかと申しますと、賃貸借契約上の義務者としてまして原状回復義務がある。したがしまして、その原状回復は、復帰のときに賃借していただくときにその時点の原状ではなくて、米軍が最初に使つた状態、そのときを原状と考えてその状態に戻

す義務を負う、こういうことは當時の国会でも政府委員が答弁しているわけですから。そういうこととの関連で義務者として顔を出す。したがいまして、原状回復義務の履行としてやっていると云うような関係がございまして、米軍から返還になった時点で私どもの義務を現実に行なうしなければならぬ、こういう時点になってそれぞれ御相談しながら適切な処置をやっている、こういうことでございしますが、ただ、先生いまおっしゃったとおり、米軍との使用との調整の関連の上、米軍に提供中であつても譲渡等の必要性があり、それができると云うような状態がございますならば、それぞれつかさつかさの諸官庁と御相談の上、米軍とも調整したい、こういうふうに考えております。

○小渡委員　復帰をいたしまして十年、十一年目にならうとしているわけですから、県民の皆さんは、いま一つの海没地の問題を提起しましたけれども、地籍明確化作業も終わつたから、次はこれらもう護岸もできてちゃんと復元されて自分の土地は明確になるなど、そしてその上で軍の方に貸しているというところは、米軍の方に貸しているというように、自分の土地というものを現認したいという、これは熱望がありますよ。だから、それに対してはやはりこたえてもらわなくちゃいかぬ。それはそれとによつて障害になるといふんだつたならば、それはまたどういう意味で障害になるのかというところとも明らかにしなければなりませんけれども、まさかそんなことはないはずですよ。護岸はどうでもいい、護岸つくつたならば基地としては基地使用にえらい迷惑になるんだというようなことは全くないと思うのですよ。ですから、管理をしていける以上関係官庁ともよく相談されまして、第二次振計の十年間ではこれはきちつとしてやろうという前向きの姿勢がいま必要なんです。そのことを指摘しているわけです。

總支出の構成比で見た場合、一体沖繩の経済というのはどうなっているんだということでございますが、これは、支出構造の変化を四十七年度と五十五年度というぐあいにして実質構成比を見てみtanですが、これによりますと、沖縄県は總支出の中で四十七年度は、いわゆる復帰時点です、復帰時点は、民間部門の最終の消費支出でございますけれども、これが六六・七％でございましたが、五十五年度では民間部門最終の消費支出というのは五五・八％なんです。そして、固定資本形成の中の住宅投資の部門を見ますと、四十七年はその構成比は一三・五％なんですが、五十五年度は八・三％でございます。企業設備の部門を見ますと、四十七年は一六・九％で五十五年は一三・〇％なんです。それぞれ構成比は、民間部門では県民總支出の中身としては構成比は復帰のときよりもどちらかと言えば低いわけですね。ところがこれが財政部門を見てみますと、四十七年は二九・六％でございましたけれども、五十五年になりますと四〇・一％と非常に高くなってくるわけです。最終の財政部門における消費支出を見ますと、四十七年二〇・六％が二〇・五％、約横並びでございます。そして投資の部門を見ますと、四十七年は九・〇％で、五十五年は一九・六％となるわけなんです。だから、国の財政投資が大きくなるわけでは、総支出を支えているということが明らかになってくるわけではございませんね。

そして、もう一つ大事な部門がございます。それは移出と移入の部門でございますけれども、この移出部門も四十七年は四八・二％で、今度は五十五年は三四・一％、構成比の上からは移出の部門が落ちてくるんです。ところが、移入の部門でございますけれども、これは四十七年は七二・三％で、五十五年は五九・四％、こういうぐあいになるわけです。これもまた下がってくるわけでございますね。これは、県民総支出を一〇〇としての構成比でございますから、この分析によって沖縄の県民総支出の構成比を見ることによって、経済の状態をこの十年間分析していく大きな一つの

目安にならうかと思うのです。同時に、米軍地料を含めました軍関係の受け取りというのが、これが四十七年は一・九・六％ですが、これが五十五年になりますと六％に落ち込んでしまうわけです。だから基地経済依存型というのは大分後退したなということにもならうかと思ひます。総じまして、本県の経済というのはますます財政依存度を高めているということがこれでわかると思うのです。そして移出入のバランス、これはちつとも直らない。やはり移出するのは少なくて移入するのが多いいわゆるざる経済である。これは復興のときとも何ら変わらない。多少の変化は起きたけれども、概して変わらない。これが第一次振計の経済をとらえる上の反省の大きな材料でなければいかぬと思うのですよ。だから、第二次振興開発計画を策定するときにはどうすればいいんだ、どうしようかという問題が起きてくるんじゃないでしょうか、私はそのように思うのです。

それで、今度はこれを産業構造の変化を見て、すぐわかります。もう時間がございませんから具体的に申し上げます。ただ、第一次産業と第二次産業、第三次産業の産業別の成長率も言いたいのですが、構成比だけから見しても、これは復興のときと余り変わらないのです。第一次産業は、構成比から見ても四十七年七・五％が五十五年は五・七％と少し構成が変わりましたけれども、第二次産業は四十七年二〇・九％、五十五年二一・七％、ちつとも変わらないです。第三次産業は七四・九％が七五・四％、これも余り変わらないです。要するに、産業構造そのものは、この十年間、国も県も市町村もいろいろ努力はしてみただけども余り変化は起きてこない。だから、財政投資が徹底的に行われない限り、沖縄県民の所得というのは全く向上しない、こういうことにしかないのじゃないでしょうか。再生産というものがちつとも起きてこないのじゃないかという感じがするわけでございます。そして、先ほど来御質問も提示されておりますけれども、雇用問題がございましたが、労働省

おいででございましょう。そこで開発庁長官、これも本当に意を尽くしてください。というのは、いま沖繩の失業率、五%から六%内外なんです。ところが、あと三年もすれば、五年もすれば失業率八%になるぞということを私はゆうべ知事とも話し合っているのですよ。いまのような産業構造であるならば、もう必ずなる、こういうことを私は予測しているわけですよ。それはなぜかといいますと、年齢の階級別人口調べの資料を見ました。これによりまして、これは県の資料ですが、昭和五十五年度国勢調査の数値でございます。十五歳から十九歳までの、生産年齢層の中の本当の若年労働力です、この十五歳から十九歳を構成比別に見ますと、全国が七%なんです。ところが沖繩は八・五%なんです。十五歳から十九歳が一・五%も高いんですよ。昭和五十五年ですから二年前でしょう。十五歳—十九歳は、どちらかというとほとんどがまだ学生だと見ればいいわけです。この連中があと五年もすれば二十になり、二十四、五になります。そのころは、今度は労働市場の中へ流れってくるわけですよ。全くもう求職者になるわけです。全国の七%、沖繩八・五%ですから、構成比が高いんですからね。全国の労働政策、いわゆるわが国の労働政策をそのまま沖繩に、おしなべていこうとするならば、失業率は必ず、文句なしに上がる、こういううまいに考えているわけです。この部門が一番大事なんです。そして、二十九歳までの構成比というのは、沖繩の場合には二四・八%占めているのです。ところが全国は二一%なんです。これも若年労働力の構成比というのが非常に高い。これに意を尽くしていたら——それはいまもいろんな施策を施しておるのは私よくわかります。県が、雇用創出事業、これを何とかしてくださいということで、開発庁もそれから労働省も真剣にお取り組みになっていることはよくわかります。しかし、それがすべてだと私は思いません。それだけではこの問題は解決できない。先ほど、長官の御決意の中にございました。産業の開発だとおっしゃってございました。

けれども、じゃ、産業の開発をするのにはどうい
う種類のものを、どのような形で、いつごろまで
にというのが計画であります。

さて、第二次振計でございますけれども、その
第二次振計は、沖縄ではその期間中に国民体育大
会が行われます。昭和六十二年です。第二次振興
開発計画の半ばでございまして、その間はほとん
ど、沖縄県は挙げて国民体育大会の成功へとい
うことで公共投資が行われます。ところが、この公
共投資——公共投資の補助率は全国一律なんです
よ。沖縄だけは高率補助でやるといふことはな
いのです。そうなりますと、各市町村、県が、財政
の対応能力というのは各県よりも物すごく低い。
半分以下のところもたくさんあります。そういう
ところでそれぞれ負担をしなければならぬ。と
てもじゃないけれども、第二次振計、一体何をや
ろうとしているのか、こういう問題になります。
第二次振計でもみんな十分の十ではありませ
ん。十分の九もあれば十分の八もあり、十分の七・五
もあるわけです。それぞれ起債をしなければなら
ない分も出てくるわけです。今度は起債というこ
とになれば、自治省あたりで、これはまた起債は
できないとか制限を加えられるというようなこと
があると、第二次振計のせつかくの計画も、また
その辺で歩どまりが悪くなるのではないだろうか
ということも心配せざるを得ないのであります。
同時に、国民体育大会につきましましては、これはど
うしても短期的に成功させなければいかぬという
ことになると、起債も必要だろうあるいは持ち出
しも必要だろう、それは競争して、挙げて市町村
が努力します。そのことによって財政の窮迫を来
しているのです。こういう状況があるのです。
私は非常に憂慮をいたしているのでもございますが
ね。その辺長官、どのようにお考えですか。

○田邊国務大臣 お答えをいたします。

この第二次振計の計画、これと国体との絡みで
ございますけれども、もちろん、沖縄県の各市町
村におきまして、それぞれのスポーツの受け入れ

体制というものをやるためには、その地域の施設
の整備、道路整備もやらなくちゃなりません。こ
れは当然自治省も、その道路整備また施設の整備
につきましましては特段の配慮をするとは私は思っ
ております。ちょうど、国体は六十二年だと記憶い
しております。六十一が私の出身の山梨でござ
います。いま山梨の国体の整備を見ておきま
すと、自治省もやはり相当の配慮をしておるわけ
でございます。特に沖縄ともなれば、私は格別の配
慮もするということであろうと思っております。また同
時に、第二次振計における公共投資、この点につ
きましてもかなりの配慮をやはり絡ませて考える
必要もあらうかと思っております。いま沖縄県の公共事
業の道路整備等を見ますと、全国平均よりもはる
かに整備をされた道路が非常に多いということは
数字の上には出ております。

御指摘の農業振興等につきましては、やはりや
やおくれております。この点につきましては、沖
縄県とも十分の打ち合わせをいたしまして、農業
振興をどういう形で振興するか、その作目等に
おいては格段の配慮をしまいたい、かように考
える次第であります。

なお、若年労働人口の問題でございまして、沖
縄の産業振興とバランスのとれた労働人口とい
うことが当然必要でありますけれども、私も願わ
くは——本土にもりっぱな企業がたくさんありま
す。私も、願わくは沖縄の若者も本土の企業
に率先就職をしていただく、そしてその問題につ
きましましては、沖縄県とも十分の相談の中でバラ
ンスのとれた産業振興と雇用問題が並行的に推進を
されるような配慮をいたしたい。なおかつ、本土
に就職をされた若者の皆さんがとするとUター
ンをする傾向がございまして、私も、ぜひひと
つりっぱな企業に就職をされましたら、ここがわ
れわれの就職した最良の場所だ、こういうお気持
ちでその産業に従事をしていただく、そしてバラ
ンスのとれた沖縄の若年労働力というものの配慮
をしていかなければならない。この点につきまし
ては、第二次振計の中で十分の対応をしまいたい

と考えてあります。
以上です。

○小渡委員 第一次振興開発計画の達成状況を、
ちよつとショッキングなことでございまして、け
れども、どうしても言わざるを得ませんので申し上げ
ておきたいと思っております。

基準年次と目標年次がございまして、十年間で
生産所得の伸びについては実質一〇％の年間成長
率を目標としてこれは設定されたものなんです。
ですから、基準年次においては生産所得というの
は三千百億を押しえました。そして、目標年次に
は九千九百億という予定であつたわけです。これ
はあくまで四十五年実勢数値でございまして、こ
現在の額ではございせん。そうなりますと、こ
の達成状況を今度は分析してみますと、生産所得
にしましても四八・三％しか達成されてないの
です。それから、第一次産業につきましては五三・
七％、ちよつと半分でございまして、第二次産業は
三五・三％、三分の一でございまして、この十年間
でこれしか達成されてないのです。そして、第三
次産業については五五・九％なんです。国民所得
にいたしましても、百十何万とは言いますけれど
も、これは名目でございまして、そのときの実勢
数値でいくならばこれは四五・一％であるわけな
んです。こういう点に思いをいたしながら第二次
振興開発計画は策定をいたしたかなければなら
ない、このように考えます。

ことに農業部門でございまして、これも
一つの例を挙げまして、防衛施設庁の関係、それ
と農林省の関係にならうかと思うのでございま
す。問題は提起をしておきたいと思うのです。

これはやはり嘉手納町でございまして、嘉手納町
の総面積は十四・六九平方キロでございまして、
そのうち飛行場とか弾薬庫を含めた提供施設、地
域が十二・六三平方キロでございまして、八五％が
軍の提供施設なんです。だから、二・〇六平方
キロの中に一万四千人がひしめいて生活をしてい
るわけです。そういう地域なんです。そこで、今
度は純農耕地をちよつと調べましたら六十七・四

ヘクタールでございまして、そのうちの八八％の五
十九ヘクタールが弾薬庫地域周辺における黙認耕
作地でございまして、そこへ百十世帯の農家の皆さ
ん、小作でございまして、農家の皆さんがキビづ
くりをしております。戦後ずっと三十年余り黙認
耕作としてキビ作を認められておりましたけれど
も、五十四年の二月になりまして、黙認耕作ま
りならぬ、そして他の作物に転換せよということ
になったわけでございまして。ただし、キビの場
合はすぐことからやめるではなくて、新植えはでき
ないぞ、株出しでいきなさい、五年まで認めよ
う、それ以後は認めない。こうなりますと小作人
百十世帯が生活に困ります。この地域は解放を要
求されてもう長いです。解放ができないとするな
らば、黙認耕作を従来やつていたのですから、そ
れを従来どおりやらないと、ここに働いている小
作農民は塗炭の苦しみに遭う。火を見るより明ら
かです。大変な状態にあるのです。それで、嘉
手納町はこれを戦後処理の未処理の問題の一つと
いうぐあいに取り上げているわけです。

で、何でキビの植えつけをやめると言われてい
るのかというと、火事になるおそれがあるとい
うのだけれども、戦後三十年火事になったことは一
度もないわけです。万一ということがあるじゃな
いかというならば、弾薬庫周辺から二百メート
ルは全然植えつけをやつてないのです。そのよ
うに慎重に農家も対応しているにもかかわらず、
キビ作はまかりならぬという。野菜植えたとか花
卉園芸はやつてもよろしい。そのかわりここはP
H五ないし七の酸性土壌である、土地改良事業を
やつてもらおうじゃないか。そうしたら、提供施
設だからそれはできない、だから農家はまんせ
よというの、それはおかしいじゃないですか。
そうであるならば解放さしてもらおう以外にはな
いわけじゃないですか。こういう問題もあるの
ですよ。これが第一次振計から第二次振計へ引き継
いだ一つの事例でございまして、どう対応されま
すか。ひとつ長官からお答えをいたさんと同時に、
施設庁それから農林省、お答えください。

○窪田説明員 先生ただいま申されたことは、大體そのとおりの事実なんです。ただ、すでに二百メートル離してキビづくりをやっているというの、は実はまだ聞いていません。ただ町当局から、農民の方と米軍の間の調整案として、弾薬庫から百メートルくらい離して耕作をやるようにしたらどうだ、こういう話が出たようでございます。というふう聞いております。

それから、先生十分御存じだと思えますが、当該土地は米軍に提供してしまっていて、したがって私どもとしては適正な借料を払っているわけなんです。ただ、従来からそこで耕作をやっている、それを生活の糧になさっていることも事実でございますので、こういう問題ができたとき、当時のうちの現地局の局長が、じゃ火事の心配のないものはどうだ、たとえば野菜はどうだというような案も出してみたようでございますが、なお今後とも農民の方とかいろいろ御相談しながら米軍との間に入りまして調整を図ってまいりたい、こう思っています。

○小渡委員 だんだん時間がなくて、五分前ですなというのが来ているからどうもやりにくくなりましたが、いづれにせよこういう問題がたふさんあるわけで、もう一度委員会があるうかと思えますのでそのときにまた引き続き質問いたしますけれども、どうも沖縄と言えど軍事基地、軍事基地と言えど沖縄、そして沖縄で起きている問題は外務省、防衛施設庁、開発庁、これは常に問題提起のされるところでございます。

そこで、簡単に申し上げますが、ことしに入りましてから米軍演習による、直接被害の起きている事故ではございませんが、いつ大事故になるやもしれないような事件が一月で三回も起きています。こういう事実がございます。一体提供施設以外の地域に演習のための砲弾の破片が飛び込んできてみたり、照明弾が落ちてみたり、あるいはまた、アクロバットに見間違えられるような空中飛行のへんちくな訓練をやってみたりして、サーカスでさえ危ないから綱を張ってやるのですよ。と

ころが、そんなものは何もうらないで、民家の上でそんなアクロバットまがいの訓練をして、これは見ている者に言わせれば興味はありませぬよ。みんな恐怖におののきますよ。かつてトラクタ、トラクターが落ちてきて子供が犠牲になったという事例もあるのですよ。これはみんな神経をとがらせます。そういう事件が頻りに起きているのですけれども、外務省も防衛施設庁も開発庁も、本当に真剣になって沖縄の米軍の演習と沖縄県民との間で、一体そういうものについて強い姿勢で実際に抗議をし、または正方をやっているのかどうか、大変疑問を持っていろいろわけでありまして、お答えをいただきますよう。簡単にやつてくだい。

○松田政府委員 お答え申し上げます。御指摘のとおり、最近に至りまして沖縄における米軍の活動に伴う事故ないしは被害ならざる行動が多発しております。この点、政府としてもまことに遺憾に存じております。御指摘の事例は不注意によるあるいは過失による事故のものあれば、あるいは運用、行動に妥当ならざるもの、幾つかの態様がございまして、いづれにしても住民各位に大変な御迷惑をかけていることは紛れもない事実でございます。関係の国会議員の諸先生もあるいは沖縄県当局も問題の重大さを政府に御指摘いただいております。

第一義的には現地におきまして施設局あるいは県当局と在駐米軍とのお話がございますが、今般の場合はかなり深刻な問題もございまして、外務省へのお申し入れもございまして、二月初旬、私も外務省は、日米合同委員会事務局の立場で在日米軍司令部に対して厳重にこの点申し入れまして、なかなか先生御指摘のヘリコプターによる人員のつり下げ訓練の妥当ならざることにつきましては強く物を申しました。米側は、これは現地の独断による行動であつたようでございしますが、非常に遺憾の意を表明してまいりまして、施設、区域外におけるこの種訓練は決してもうさせないということを高いレベルで確約してきてお

るわけでございます。

本件につきましては、当初現地からの情報が若干混乱いたしました。米側もこれは施設間の移動ではないかというようにも言っておりますが、順次調査、確認の結果、これはどうしても地位協定五条の上からは認められない妥当ならざる措置であることは米側も確認し、陳謝しております。今後ともこの種事例につきましては、その都度事態に応じ、強く米側に申し入れる覚悟でございます。

○小渡委員 二、三分ください。済みません。引き続き一〇四号線ですが、これは演習が行われるときには封鎖するわけです。そのために開発道路という迂回道路ができました。ところが問題は、あれは県道なんです。そこで、恩納側の方は改良舗装工事が完成しておりますが、金武側の方は改良、補修、拡幅が全然できないわけです。市町村としても……

○吉田委員長 総務長官、帰ってもいいですか、参議院があるのですが……

○小渡委員 総務長官ですか。ちよつとお待ちください、あと一言。

では、長官の方に先にしましょう。長官お願いします。

第二次振興開発計画のスタートでございます。その策定は長官のもとで県と話し合つて決まるわけですから、その責任非常に重大ですよ。私はそう思っています。ですから長官の全力をかけていただきたい。沖縄の第二次振興開発が成功するように長官の英知を傾けていただきたい。そして、政治力を傾けていただいて、財政の確保等につきましても遺憾のないように御尽力を本当にお願ひしたいのであります。いかがでございますか。

○田邊國務大臣 政治の要諦は、やはり弱い者に政治の目を当てる、そしてまた地域の非常に格差のあるところに政治の光を当てる、これが政治の要諦であろう。私も政治家として、また開発庁の長官といたしまして、この沖縄の問題は自分の問題だと私は考えながら、この第二次振計につきま

しては十分な配慮と決意を持って臨む次第でございます。

○小渡委員 では、引き続き一〇四号ですが、一〇四号の金武側の部分、あれは提供施設であるがゆえに拡幅ができない、改良ができないということであれば、あれは生活道路でございますから、年間三百六十五日封鎖しているわけじゃないので、開放されている日にちの方が多いわけですよ。しかも、あの地点は交通がふくそうしまして事故が頻発している。県も市町村も防衛施設庁に強い申し入れをしておりますけれども、何ら解決のめどがついてない。ぜひひとつ地域住民の要請にこたえるように、拡幅、改修工事ができるような願ひたいものですが、いかがです。

○窪田説明員 先生のお話しのところは喜瀬武原から金武町に行く部分だと思っております。これは実は御存じのとおり私も町道としまして迂回道路を補助金でつくらしていただいた、こういう問題もございまして、いまおっしゃったとおり常に三百六十五日閉鎖しているわけでもございせんし、地元住民が非常に活用している道路であるということも承知しております。ただ県道でございまして、県の道路計画等もありかと思ひますので、そこら辺の調整を図りながら前向きで考えていきたい、こう思ひます。

○小渡委員 終わります。

○吉田委員長 午後一時まで休憩いたします。

午後零時八分休憩

午後一時開議

○吉田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。上原康助君。

○上原委員 午前中の質疑応答とも若干関連するところもあると思うのですが、沖縄が復帰してから、この五月十五日でいよいよ満十年を迎えようといはれております。私は冒頭、これまで歴代の開発庁長官を初め現田邊長官を中心とする開発

庁の皆さん、そして政府関係者に、沖縄の振興開発なり戦後処理の問題、その他の懸案事項についてこの十年近くいろいろと御尽力、御努力をいただいた点に敬意を表したいと思ひます。

特に、振り返つてみて、四十八年暮れから四十九年にかけてのいわゆる第一次のオイルショック、あるいはそれ以前のドルショックなどもあつて、沖縄復興というものは大変激動の中で迎へ、かつ復興後の諸政策を進めなければならなかつた。外的要因もあつてなかなか、けさほど来のやりとりにもありましたが、第一次振興開発計画の各般にわたつて問題含みであることは否定できない面があるかと思ひます。しかし、そういうことも一応これは政府もそれなりの努力はしてこられたでしょうが、同時に、県当局あるいは各市町村、自治体、県民の努力によつてようやく今日の段階まで迎へたと思ひます。そのことは、立場の違いはありましてもいろいろ評価できる面あるいはまた厳しい反省点として継承しなければいかなない点、それを教訓にして、これからの沖縄をどうしていくかということが本題でなければならぬと思ひます。

そういう意味で、これから相当多岐にわたつてお尋ねをしたいわけですが、まず、長官の所信表明を聞いて感じたことは、こういう公式の場での所信表明ですから、それはそれなりに割り引きをして聞かなければいかないというのを私も知らないわけじゃないのですが、大きな欠陥、欠落している点があると思ひます。沖縄振興開発という点、沖縄という点を考える場合に、やはり開発庁であるが、きちつとした認識あるいは沖縄に対する姿勢というのか、諸問題の視点というものが欠落しているがゆゑに、いろんな問題が解決できなかったと思ひます。

そこで、所信表明の中で、道路、空港、港湾などの交通通信施設、上下水道、住宅等の生活環境整備ができた、また、社会福祉施設及び学校教育施設などの整備も順調に進んできた、確かに外面を見るとそう言えなくもないと思ひます。だが、

ここでそういう言うところの社会資本整備というものが順調に進んできた、これも十分じゃないですね。だが、沖縄の基地問題というものを考えた場合に、国会決議がなされたところ、基地の整理縮小計画というものが全くなされてない。同時に、返還された跡地利用の問題についても、これまた財政の問題なりいろいろな点が災いをして思ふようにはかどらない。したがつて、私は、開発庁長官であるが、沖縄の基地に対する認識を抜きのしては沖縄の振興開発計画なり県民生活、こういうことは必ずかしこいという御認識は持つていらつしやと思ひます。にもかかわらず、所信表明の中で一言半句も触れられていないというのはきわめて遺憾なんです。こういうことについては一体どういう御認識を持つて、どうされようとするのか。この点、避けて通れない問題じゃないでしようか。私は歴代の総務長官、開発庁長官の所信表明というものをずっと調べてみました。残念ながら基地問題には触れておりません。所信表明とかかわりで、まず長官の沖縄に対する御認識を伺つてからいろいろとお尋ねをさせていただきます。

○田邊國務大臣 お答えをいたします。私も、沖縄問題につきましましては、やはり二十七年間も日本施政権下に置かれた、そのことについて本土の者は十分沖縄県に対する配慮というものをしなければならぬ。そのためには第一次振興計も立て、そしてその対応をいたしたわけでございます。また、第二次振興計につきましてもいま御審議をいただいております。私ども、私どももさらに本土との格差を是正をしていく、そして沖縄県民の心を心として対応をしていかなければならぬ、こう考えております。

また、基地問題につきましましては、特に沖縄は米軍の基地が現存をいたしております。これは御承知のとおりでございます。私は自分の出身しております県が山梨でございます。山梨も北富士演習場という基地を持つておりまして、十二年間この基地対策で実は最善の努力を払つてきた経過がございます。

す。沖縄県民にとりましても基地問題はやはり最大な関心事の一つである。また、沖縄開発庁におきましてもこの問題をやはり度外視して考えるわけにはいかない。やはり一日も早く沖縄の基地が返ることを私も願つておるものでございませう。

ただ、現状におきまして直ちに返るか、これはやはり日米安保条約のもとに基地を提供しておる、そしてまた日本の防衛の一環として重要な問題としてこの問題が現存をしております以上は、私もいたしましてはこれを無視するわけにはまいりません。したがつて、順次この縮小を図つていくということ、これは当然のことでもあるし、私も、それに最善の努力を払わなければならぬと考えております。

私は、山梨におきましては、全面返還、平和利用という一つの理想を掲げて十二年間やつてまいりました。しかし、なかなかその理想どおりに実現はいたしません。それはやはり日本の国防の現状を考えましたときに、一気にその問題が解決するわけにはいかなかつた経過がございます。私は沖縄の県民の心を十分理解をしております。私ども、私ども、この基地問題が沖縄の振興計には重大な関係があることは事実でございます。しかしながら、私どもは、そういうものを片方に置きながら、それとは並行して沖縄の第二次振興計を強力に推進し、県民の福祉の向上を図つていく、そういう基本点に立つて物を進めていくべきである、こう考えております。

以上です。

○上原委員 長官の誠意をもつてこたえたいというお気持ち、あるいは人柄については私も敬服いたしますが、しかし、けさほど来のお話を聞いてみると抽象論が多いですね。山梨県知事で御苦労なさつた、非常な功績を残したということをおもひ返し、後ほどそれについてお話を私もお尋ねしたいのですが、いま長官がおつしやつた、ちよつと抽象的なお答えだけであるにしても、じゃ、そういうふうな沖縄の基地が非常にインパクトを振興開発計画なり県民生活に与えているというところであるならば、十年を振り返つてみての沖縄の諸行政あるいは諸政策、経済開発、県民生活を含めた総合的な問題について基地の存在が災いをしていっていることであるとすれば、きょうは安保論争とかそういう本質の問題はなるべく外に置いておきたいわけですが、そうであるならば、開発庁長官の所信表明に基地問題が全く触れられていないということは問題じゃないでしようか。いまお答えになつた御認識があるならば、基地の存在がいかに振興開発計画なり県民生活に大きな影響を与えたか、仮に安保や地位協定、いろいろものを皆さん認めても、先ほど、けさの話もありましたけれども、その外圧なり被害というものを最小限度に食い止めて、県民の生活権、振興開発、行政を進めるといふ立場でないといかないんじゃないでしようか。私は、その点は長官だつて否定はなさらないと思ひます。

端的にお伺ひしますが、基地の存在が沖縄振興開発なり沖縄県民の生活に悪影響とまでは言わなないにしても、重大な影響を及ぼしているということとは長官も否定しませんが、そこはどうですか。

○田邊國務大臣 沖縄の基地の問題につきましましては、現実には基地が存在をしております。その上に立つて第一次振興計を進めたわけでございますから、第一次振興計につきましましては、沖縄の国土開発そしてまた県民生活の向上、民生安定、各般にわたつてきめの細かい政策が推進をされたわけでございます。私は、基地問題とこの問題をを絡まして議論することは考えておりません。

○上原委員 それはおかしいですよ。余りこれにかかわりなくかつたが、そういう御答弁なら、これはよけい納得できませんよ、長官。じゃ、沖縄振興開発計画の中で「産業の振興開発」というところで、こういうふうな述べられてはいますよ。「産業の振興開発をはかるにあつては、環境の保全を基本としつつ、沖縄県の有する地理的・自然的特性を活用する。また、基地依存経済から脱却して自立経済の確立をはかるため、米軍

施設・区域の整理縮小をはかり、その跡地および跡施設を産業振興および社会資本整備のために活用する。」とちゃんとあるじゃないですか。だから、基地問題と絡まさないで——あなたは、絡ましてこの問題を論じようとは思わぬと、そんな認識だから困ると言うんだ。それだけじゃない。「土地利用の現況」のところでもある。「県内最大の沖縄本島の面積は、全県域の五三パーセントを、同島の人口は、全県域九十四・五万人の八五%をそれぞれ占めている。本島内における米軍施設・区域の面積は、本島全域の約二三パーセントを占め、その存在は、産業構造、都市形成、道路体系等に多大の影響を及ぼしている。」だから、こういう災いがあるから、振興開発計画においては、それも取り除いて、全面撤去とは言わないまでも、基地の整理縮小なり、返還跡地の問題をどうしていくかということ、第一次振興開発計画の沖縄問題の最大の課題なんです。それを避けて通ってきたところに大きな問題があるという認識がないと、これは長官、議論は進みませんよ。山梨の北富士演習場と違うんだ、沖縄の基地のあり方というのは、いまのは、私は納得できない。それはあなたの御認識の基本的問題だから、もう一遍改めて御答弁願いたいと思います。

○田邊国務大臣 沖縄の第一次振興計画に対しては、沖縄県のいままでの置かれた経過、そういうものを踏まえて、本土との格差是正をするための特別な措置として第一次振興計画というものが制定された、こういうことをごさいます。もちろん、沖縄のこの振興開発計画の中で、米軍の基地が存在している、しかも、これが沖縄の本島のいわば中南部に存在している、これは事実であります。したがって、こういうことが全然影響していないということではありません。ただ、こういう基地があるだけに、それに対して別途の配慮をしなければならない、それが第一次振興計画の大きなねらいである、こう考えておるわけでございます。もちろん、基地の縮小をしていくことは、私の本来の念願でもございますけれども、安保条約の

ある以上はこれが一気にできない、そういうことから考えますと、この第一次振興計画、さらには第二次振興計画をやっていく上において、この問題に十分な配慮をしていくことは当然でありますけれども、その点の兼ね合いというものは十分私どもは理解し、そしてまた、沖縄の県民の皆様にも御理解をいただいて、第二次振興計画とのかの深い連携と協力の中で力強く進めていきたい、こういう考えであります。

○上原委員 なかなか問題の御認識といえますか……（「見解の相違だ」と呼ぶ者あり）見解の相違というだけで片づけられない面がありますね。あなたはなかなか顔はハト派のように見えるけれども、政治姿勢はえらい硬直化をしたお考えを持つておられるかもしれないね。

ただ、私は重ねて指摘をしておきたいのですが、確かにそういうお考えもあるかもしれません。これは安保条約を認める認めないの立場で言っているわけじゃないのですよ。しかし基地の問題、基地のことを抜きにしては、——沖縄開発庁長官という沖縄振興開発の最高責任者にある方がいまのような認識では、率直に申し上げて、いままでの歴代長官では残念ながら一番よくないような感じを受けますね。そういうことでは二次振興計画もまた推して知るべしじゃないか、そういう懸念を私も持ちますし、県民も持ちますよということを指摘をしておきたいし、いまの長官の御答弁では私は理解しがたいということもつけ加えておきたいと思うのです。

そこで、基地の存在はやむを得ない、それにかわる特別な配慮をきたんだという御認識あるいは言い方ですが、では、この法律は今年十年間単純延長するということなんです、この沖縄振興開発特別措置法の中に盛り込まれているいろいろの事項は、一体この十年間でどの程度実行できたのですか。僕は抽象論でお答えいただきたくないわけですね。法律にありながら全然適用されてないもの、それはなぜ適用できなかったのか、適用する必要があるなかったのか、あるいは適用しよ

うと思っても実態と法文が合わないで適用できなかったのか、そういうことを各章ごとに本当に解明をしていて、その上に立つて法律を直直すべきところは手直しをし、振興開発計画を立てるということではないと、これまでの十年間の延長線にしかならないのじゃないですか。そういう問題認識、解明というものはどのように開発庁はやっておられるのか。もし何だつたら、後で具体的にこの面はどうでしたかということをお聞きしますから、まず皆さんの総体的な分析といえますか、評価といふものはどのようになさっているのか、お答えいただきたいと思ひます。

○美野輪政府委員 お答えいたします。私ども沖縄開発庁で所管いたしております沖縄法の条文の中で、いま先生御指摘のように実際に適用されなかった条項といえますものを挙げますと、沖縄法の第四章、これは二十三条から二十八条までの規定でございますが、いわゆる自由貿易地域についての規定でございます。

これが実際に適用されなかった理由でございますが、私どももいたしましては、この制度がわが国に例を見ない制度であるということから、この地域設置のための調査検討等にかかりの期間を要してきたということ、それからその候補地の確保という問題、そのほか産業基盤の整備も必ずしも十分でなかったというようなことなどもございまして、同地域は現在未指定となっております。したがって、先ほど挙げました第四章の規定は適用されておらないという関係になっておるわけでございします。

この自由貿易地域制度は、先生も御案内のように、関税法に規定します保税地域の機能を有しながら、かつ立地企業について税制上の優遇措置が講じられるという地域でございます。県内企業誘致とかが振興、あるいは県外企業誘致、こういう企業誘致が、立地等の有力な手段となり得るものと考えておりまして、私どももいたしましては、今後の沖縄振興の非常に重要な課題の一つでございします産業振興、これによりまして県の自

立的発展の基礎ともし、また雇用の場も雇用の機会をも提供するというような最も重要な課題と考えております。そういった意味におきまして、私どもとしてはこれを残していきたい、このように考えておるわけでございします。

今後の問題といたしましては、同地域はまだ未指定でございますけれども、現在工業用地の造成といった問題も着実に進展をいたしてまいっております。また道路、港湾あるいは空港等の産業基盤の整備もかなり進展をまいっておりますところでございます。加えて、沖縄県におきましても、同地域の設置場所及び立地業種についていまその具体化の検討を急いでおるということをお聞きしております。そういう県あるいは地元積極的な取り組みなども相まちまして、この第二次振興開発計画期間中におきましてこの自由貿易地域制度が具体化を見るのではないかと、このように期待をいたしております。

○上原委員 そんな断片的なことをおっしゃってはいけませんよ、あなた。この特措法のほとんどが実行されておらないんじゃないですか。第三章の「産業振興のための特別措置」は、では具体的にどういう産業振興ができたのですか。自由貿易地域もわかりですね。第六章の職業安定、何をやったのですか。条文はほとんど有名無実化しているんじゃないですか。そういう御認識では全くあれですね。いまの自由貿易地域だけじゃないわけでしょう。復帰後盛んに産業誘致とかいろいろ言いましたが、これは国だけの責任じゃないかもしれないです。まあ午前中変なお話もありましたが、何も公害に反対しているからとかそういうことじゃないんだ。沖縄の産業誘致ができない背景、実態というのは何なのかということを解明せぬとあかんのだ。なぜ産業開発ができない、企業誘致ができない、根本的原因は一体何なのかというところをお互いに議論をし、その原因を追求をして、二次振興計画というのに対しては県民の英知をしぼり、国のいろいろな助言も得ながらやるというぐらゐの前の姿勢がないといかないんじ

やないですか。そのことを私はいま確かめているのです。

そこで、いま自由貿易地域の問題だけをお触れになりましたが、産業振興のための特別措置にしましても、確かに工業団地の指定とかその程度のことではやっている。だが、具体的に産業構造がどのように改善されたのですか。けさのお話にもありましたが、実際、四十五年を基準としてあるいは四十七年を基準として立てた産業構造改善目標というものは達成されていないでしよう。その産業構造が改善されない根本的原因は一体どこにあるのですか。沖縄県が悪いのか、県民が悪いのか、政府が悪いのか。なぜそういうことが十年一日のごとく進まないのか。年がら年じゅう、失業率は三倍だ、若年の失業者が多いという議論は何回もやってきました。その説明をやるのがお互いの課題じゃないですか。そのことのお答えを下さい。なぜ産業構造が改善されないか。いま私が指摘をした第三章、あるいはあなたが言った第四章「自由貿易地域」六章なんかも何回国会で議論をしまいたか。そういうことが実際に有名無実化しているのにこれを単純延長して、まだ二次振計も一生懸命やりまうと言つて、それではいかないでしよう。なぜできなかったのですか、産業構造改善。いま言う自由貿易地域だけでなくして、産業開発も雇用失業対策も、政府の立場で見て、なぜできなかったのかをここで明らかにしてください。これは長官からやつて下さい。

○美野輪政府委員　まず、産業構造がなぜ変えられなかったか、こういうお尋ねでございますが、御指摘のように、大体第一次産業、第二次産業、第三次産業の各構成比は、現在に至るまでほとんど復帰時と変わっていません。復旧時に約二〇％の第二次産業が約三〇％になるもの、それに伴いまして第三次産業及び第一次産業のウェイトが下がるもの、こういう見直しをしたところでございます。このために、いわゆる建設業及び製造業を

中心とする第二次産業の振興を行うとともに、その成長を大きく見込んでおたつたわけでございますが、これが復帰後、二度にわたります石油ショック、この石油ショックを契機といたします内外経済情勢の低成長への転換、それからまた、沖縄が地理的に遠く離れておりまして多数の離島から構成されておる、あるいはそのほか、沖縄が二十七年間わが国の施政権の外にありまして、そこから生じた各種の沖縄の特殊事情、そういった事情もございまして、産業の振興が、特に二次産業の振興がふるわず、現在のような姿になっておるものと私も考えておるわけでございます。

それから、もう一つのお尋ねでございます自由貿易地域以外に動かなかった規定があるんではないか、こういう御指摘でございますが、たとえば、産業の振興に關します中小企業の振興施策あるいは工業開発地区制度、これらにつきましましては、確かに、先生御指摘のように実態的に余り動かないという部分もございまして。しかしながら、先ほど申しました中小企業の振興策につきましましては、いわゆる中小企業近代化促進法、それから復興特別措置に基づきますいわゆるみなし業種等のほか、沖縄に特有の業種といたしまして砂糖製造業を指定いたしまして、その近代化計画を定め、いまその近代化、合理化に努力をしておるところでございます。また、工業開発地区制度につきましましては、四市町村を一応工業開発地区として指定を済ませておるところでございます。ただ、実態的にはそれらの地域の工業の立地が進んでおらないという問題がございまして。これにつきましては、先ほど自由貿易地域のところで申し述べましたと同様の理由によりまして、すなわち、これまで産業基盤の整備が進んでおらない状態であった、あるいは工業開発地区の指定はなされておらなかったという状況から、これらの立地が進まなかったものというふうにも私ども考えておるところでございます。この辺につきましても、私ども今後とも産業基盤の整備あるいは先

ほど自由貿易地域において触れましたように、工業用地の造成等々も進んでおることでございますので、今後大いに期待しておる、こういう段階でございます。

なお、職業安定の問題につきましては、先ほど、私も開発庁としての所管の条項にのみ限つて申し上げましたので、説明を省略いたしました次第でございます。

○上原委員　そういうふうに、その条件が整わなかったからだ、そう言えそうでしょうね。しかし、私は振興開発計画の立て方にも基本的な欠陥があると思うのです。

それじゃ、この振興開発計画の性格、位置づけは、国はどういうふうにごらんになっておるのですか。それが一つと、いまその産業構造が改善できなかったのは、あなたがおっしゃるようなそういうあれじゃなくして、沖縄の、さつき冒頭私が言ったような基地問題とか、いわゆる沖縄全体の体質改善をどうしていくのかという基本をもう一度見直さないとだめだということなんです。皆さん二次産業のこともよく言うのですが、三〇％になりつこないですよ、いまの状態では、二次振計、これを延ばしたって、これは本当にできません。しかも、第二次産業の二二％というものは、ほとんど建設業ですよ。製造業の構成は、全国は二八・九％、約三〇％近くですよ。製造業をふやさない限り、産業構造の改善はできないんだ。沖縄は九％にすぎない。なぜ製造業を向上せしめることができないのかという、ここに根本的なメスを入れないと、産業構造の改善はできませんよ。雇用の問題だって、皆さんのこれまでのことで、そういう分析がないのじゃないですか。もう一つ、自治省もおいでだと思ふんだが、これは僕はいつかも引用したのだけれども、昨年の三月に、沖縄行政調査報告というのが出されてありますよ。これはなかなかきつぱなことが書いてある。ここで、さつきいろいろな雑音もありましたが、これは県も問題なんだ。革新県政時代は振興開発計画を立て切れぬとか企業誘致ができない

とか、何とかかんとか盛んに言っていたけれども、保守県政になって四六年、何をやった。じゃ、逆に、企業の一つでも誘致できなかったか。これだけ重要な法律を審議しようというのに、いままで県の素案さえできていないじゃないですか。屋良県政時代、平良県政時代は基本計画というものを立てておつたでしよう。このことを明確にしておきたいと思ふんだ。一番大事なことは、大体ほかの都道府県というのは県の総合計画、基本構想というのがあるのですよ。それに基づいて市町村は市町村の総合計画なり経済計画というものを立てて、そういうものと国の予算とをドッキングをさせて、年次計画を立てて事業計画を立てる。これは山梨県知事三期もやられた長官が専門でしよう。しかし、沖縄の場合、それがありません。国は、県が素案をつくるんだ、開発庁は、審議会に諮つてやるんだ、これは県が主体なんだというふうな、問題がむずかしくなつたら県の責任にしたがる。県は県で、つくらないで、振興開発計画があるから予算だけ取ればよいということだから、年次計画は立てられていない。総合計画もない。だからこういうふうなちぐはぐが今日まで出てきているという、こういう基本的な問題の整理もやりながら、法律も整備をし、二次振計も立てるなら立ててやらないか、いつまでたつてもいまのようなやりとりを残念ながらせざるを得ない場面というのが出てくる可能性があると思ふのは思ふのです。そういう基本的な問題の認識、欠陥というものを、十年の今日においてはこれは思想、信条を超えて本当にやるべきだと思ふのです。こういう問題、いま私が言つたようなことに対して、長官、どうですか。これは本当に、産業構造の改善とか二次振計を立てれば、自由貿易地域もまたできるとか雇用創出もできる——これはできませんよ、いまのようなやり方では。そこに国としての立場で、こういう問題はこうしたい、県は、こういうものについてはこうやって対処していただきたいということをこの際問題点を整理してやるべきだと私は思ふのです。御所見

があれば伺っておきたいと思ひます。

○田邊國務大臣 お答えいたします。

第一次振計におきましては、私もさまざまな計画を立て、そしてまた、沖縄県の考え方、こういうものも総合的に配慮しながら一つ一つ問題の解決を図ってきたつもりでございます。したがって、いま御指摘の、第二次産業の振興についても何ら見るべきものはないというお話がございましたが、やはり基礎整備、すなわち公共事業で道路をつくり港灣をつくり、そういうものが基礎的に固まり、そして整備をされた上に立つて初めて工場誘致というものが可能になってくる、これは考えるわけでありまして、したがって、これからどういう形で産業の誘致をやるか、この問題等につきましては、十分県との打ち合わせも、私も第二次振計の中で十分の対応をしておりますつもりでございます。

いま御指摘がございました、具体的な内容に取組むべきだ、またそういうものを立てていくべきだ、これは私もそう思っております。その点につきましては、今後沖縄が本土との格差を是正する上においては数々の問題がございます。それに率直にメスを入れ、そしてその対応はどうすればいいかということに真剣に私も取り組み、沖縄県民の期待にこたえるような配慮をしております決意であります。

以上です。

○上原委員 なかなか議論がかみ合わないで残念なんです、そうしますと、確かに基礎を整備してその上に工業開発、産業開発をしていく、これも一つの理屈でしょうね。しかし、実際にそう運ぶかということをお聞きしたいのですが、では角度を変えてひとつお尋ねしたいのです。

第一次振計は、御承知のように人口だけは目標を上回ったわけだ。第二次振計を立てる場合に、フレームは皆さんどういふふうに見ておられるのですか。第二次振計を、法律を延ばすというのだから振計は立てるといふわけだね。五十七年から

十年後の人口は幾らなのか、経済成長は幾ら見ていいのか、そのときの産業構造はどのように改善していくかとするのか、それをやるためのエネルギーはどう確保していくのか、お答えください。

○美野輪政府委員 お答えいたします。

第二次振興開発計画におきましてどのようなフレームを立てるかという点につきましては、現在何を取り上げるか、またその水準をどのように見込むかというお尋ねでございますが、その問題は現在県において検討が進められておるところでございます。ただ、一次計画におきましては、先生ただいま御指摘のように、総人口、生産所得、産業構造、就業者数、就業構造、それから一人当たりの県民所得を取り上げておりまして、第二次振興開発計画におきましても、おおむねこのような基本的事項によって構成されることが必要である、このように私も考えておるところでございます。

なお、どの程度に見込むかという問題につきましては、計画全体との関連におきまして、現在われわれ種々検討を行っております。でございます。

○上原委員

フレームは全然まだということですか。どうも肝心なところになるとばかすので困るのですが、そうはいかないでしよう。格差はある。五十五年度では、県民所得にしまして七〇%いかにないわけでしょう。五十四年で確か六八%でした。格差があるというのには現存しているわけでしょう。政府が立てている経済社会七カ年計画はどのくらいの経済見通しでやっているのであるのか。来年の経済見通しは、政府はどれだけ立てているのですか。格差を是正するには、少なくとも日本全体の経済成長率より高い経済成長率を維持して、それを推進していくだけの計画を立てないで格差が是正できないのは素人でもわかるんじゃないですか、あなた。本日から言う、そういう具体的なものを示して、それを肉づけしていくというのが二次振計でしょう。私は余り経済はわかりませんが、簡単に言ってもそのくらいの常識論は出てくる。なのに、これから検討してと言

う。それじゃ法律を審議する必要はない。その案ができてから一緒にやりましょう。

○美野輪政府委員

ただいま経済社会七カ年計画との関連等におきまして御質問がございました。私も、もちろん今後十年間にございまして、本土地の格差は縮小させていかなければならぬもの、このように基本的に考えておるわけでございます。したがって、ただいま先生がお挙げになりました経済社会七カ年計画の数字よりもより高い成長率を持たなければ格差が縮小しないことは当然でございます。ただ、どのような形で、どのような方向に産業振興等を行っていくかということになりますと、それは計画の基本的な施策あるいは計画の方向といったものと密接に関連してまいります。また、各部門別の施策等とも密接に関連してまいります。また、そういう中で種々の推計を行いつつ、逆にまた、翻りましてそれぞれの具体的な施策等についてのレビューを行うというように作業を種々行つておるところでございます。現在県内部におきましていろいろ作業をやつておるやに聞いております。そういうった県の作業の結果、私どもの作業等につきましても、県との調整を図りまして最終的に計画を策定する、またフレームを策定していく、こういう形になってまいりますので、もちろん、国全体の経済成長よりも、沖縄につきましてはそれ以上の成長を見込まなければいけませんし、また見込めるような施策を講じていかなければいけません。このようにお尋ねになりますと、私も数字がたまたま検討をいたしておるところでございますし、お答えを御容赦いただきたい、このように申し上げておきます。

○上原委員

これは長官に確認をしておきたいのですが、いま総務局長がおっしゃいましたように、常識論で言つても格差がある。それを埋めていくには、何と云つたつて高い成長率を維持しないとできないですね。しかし、いまの行財政環境あるいは国際経済の環境とか日本経済全体を見てみた場合には、非常にむづかしい。さつきは政治哲学としてとてもいいことをおっしゃつておつた、弱いものに光を当てるのが政治の要諦だと。ごりつぱだ。しかし、だんだん厳しくなると、政治も財政も弱いものにだけしわ寄せするんだ。それではいけないわけでしょう。そういう意味で、少なくとも二次振計を立てるに当たっては、フレームの問題もいろいろあるでしょうが、経済の伸びについては、日本全体の経済成長率よりも沖縄の場合は高く維持していくという計画であり、その計画を実行していくための財政措置を維持しないと、これはまた絵にかいたモチになつてしまふ。そういう面は、これは政治の話ですから、長官からしかとお答えをしておいていただきたいと思ひます。

○田邊國務大臣

今回の二次振計につきましては、日本の各地域にない一つの特別な措置である、私は思っております。特に特別な補助率等につきましても、他の地域におきましては一律に補助率の引き下げをいたしました。しかし、沖縄県につきましてこの第二次振計につきましては、従来並みの高率な補助としてこれを推進することに決めたわけでございます。そのゆえにも、沖縄県という他の地域と違つた二十七年間の施政権外にあつたということをお配慮して特別な措置が講ぜられたわけですね。したがって、いま御指摘の成長率等につきましても、当然本土以上のものを配慮しながら計画を推進し、そして、沖縄の地域格差と自立経済の確立というものを図っていく対応をしなければならぬ。その具体的な計画は何だといふ御指摘がございましたけれども、いま私も、この計画の中でしっかりと見通しを立てて県とも相談をし、県民

の皆さんが、なるほど今回の二次振計ではこういう形で諸産業の進展が図れる、そしてまた雇用の促進も図れる、こういうような実態に即した配慮を具体的に進めてまいりたい、こういう考え方であります。

○上原委員 いまの御答弁はすつと落ちないのですが、十分ノットしておきたいと思うのですが、本当にそうなるか。たしか一次振計でも名目一％でした。実際は七％いかにないわけでしょう。そういったむずかしい状況はあるけれども、皆さんが本土との格差の早急な是正、自立経済への基礎条件の整備ということに依然として振計の目標として立てるならば、その目標を達成するには本土全体の伸びよりも大きな伸びが必要だといふ。長官、これは量、質です。いままでの振計に言うところの振計の量、質の配分というのは同じなのです。沖繩もほかの都道府県も同じなのです。同じ配分に対して、沖繩振興開発特措法で認められている助成措置のかさ上げだけは沖繩は多く見よう、だから県の出しとか市町村の対応費というのが少なく済んだというだけのことです。しかし、格差を是正するには量、質相まってやらなければこれはだめです。長官、それはまた消化能力の問題とかいろいろ言うことで計画を立てる、行政を進めることではないかと思ひます。

そこで、ほかの質問もありますので、いま長官は、沖繩に対しては特別な配慮をしてきたのだ——確かに五十七年度予算においては一割カットとかいろいろあることがありますが、沖繩はそれは対象外にしたというの、長官初め、冒頭にも申し上げましたように努力は評価します。しかし、これが特別措置をやれば、あとの十年でまた沖繩の格差が全部なくなる、私はなくならぬと言ふのです。そういう手法だけでは、これも必要ではないと言ひません。そこを十分御認識をしておいていただきたいし、経済成長率の問題等、それを推進をし実行をしていくための年次計

画、具体的計画を立てた予算の裏づけというものがあつて初めて格差も是正をするし、きつきおつちやつておつたように、沖繩のバランスのとれた、特性を生かした開発というものが可能だと思ふのです。

そういうことをやるには、じゃあ具体的にどういふものを二次振計には盛り込んでいくのか、立てていくのかということはおおよそのことは言えると思ふのです。これまでも中山長官も盛んにいろいろなことをおつちやつてきた。こういうことは何回か皆さん議論してきています。たとえば五十六年三月二十七日のこの沖繩・北方委員会での中山長官と私のやりとりの中でも、二次振計に向けていろいろの基本的構想をおつちやつてい。なかなかいいことを言っている。これも時間の関係で省きますが、中山長官は、私のエネルギー問題の指摘とかいろいろのことに対してこう明言をしておられます。『私が委員会でも申し上げていることは、すでに事務的に検討を命じ、実現の可能性のあるものに限って発言しておることではない』。『こういうふうな明言をいただいて間違

二次振計において仮に人口百二十万になるとすると、後でちよつと触れますが、飲料水の確保はどうするか、農業用水はどうするか、工業用水はどうするか、こういう問題は、淡水化の問題を含めてすでに具体的に指示をして事務局に検討させている。太陽エネルギーの使用の問題について具体的などうなっているのか。こういうことについて県との調整調整と言わずに、第二次振計を立てるということであるならば、水資源を含めてエネルギーの確保の問題、あるいは産業はどういうものを戦略産業に位置づけていくのか、これは国だけのことじゃないかも知れぬけれども、少なくとも大まかな柱はすでにやっているとこれは納得できない。こういう面をもう少し明らかにしておいていただきたいと思ひます。

○美野野政府委員 お答えいたします。先生ただいま御指摘の、もとの国会におきまして

ての前大臣との質疑の中心の議題になりましたのは、主として沖繩における産業振興、その中でどのような方向で産業振興を行つていくかという問題についての中山前大臣の御答弁であつたと思ひます。もちろん、これらの前大臣の意向を受けまして、私も種々いま内部的に検討をいたしておるところでございます。ただ問題は、県におきましても現在その素案の検討をいたしておるところでございます。そういった意味で今後県との調整を行つていかなければならぬというような問題であらうかと思ひます。

その際問題になりましたのは、いかにして沖繩の地域特性を産業振興の中に生かしていくかという問題であつたように記憶をいたします。その中では、特に第一次産業における野菜、花卉の栽培、あるいは沖繩の亜熱帯性気候あるいは美しい自然環境等いわゆる観光資源、さらには伝統芸能あるいは伝統的な各種の文化財等を生かしました観光の振興という方向について、前大臣はそれの一つの大きな今後の産業振興の方向としてお答えしたように記憶をいたしております。私も、もとより今後の振興開発計画におきまして、沖繩のそういった地域的な特性、これはまた県内におきましても、それぞれの地域におきましてそれぞれ地域特性を持つてございまして、そういった総体的に沖繩の置かれております各種の地域的な地理的な特性を生かしていく、それからまた県内におきましても、その中で各地域のそういった特性を最大限に生かしていくということは、今後の振興開発を考える上に最も重要な要素ではないか、このように考えて、いろいろ検討をいたしておるところでございます。

沖繩で今後とも促進していかなければならない事業が非常に各面に多岐にわたつて、各種の問題がある。そういう問題の認識の上に立つて振興開発を行つていくということを考えておるわけでございます。

○上原委員 どうも抽象的なお答えが多くて、いつまで検討するのか——本当はもう遅いのですよ、これは。十年計画の一年間プランクじゃないですか。

それで、長官、これもちよつと確認をしようか。お答えをいただきたいのですが、要するに、この振計、特措法の延長で、五条の国の特例措置「国の負担又は補助の割合の特例等」の件ですね、これが最大の目玉ということで、何かこれさえ確保できれば二次振計は達成できるかのように言う向きもあります。私は、さつき申し上げましたようにそれは思ひません。この必要性は認めます。これだけじゃ不十分なんだ。格差が是正されたところは高率補助があつたからでございんだ。格差があるところは十分な手当でございぬからでございぬのです。これも物の道理でしょう。教育施設は格差があるということであつたからでございぬから十分な措置がでなかつたから、ますます格差がある。残念ながらその見直しはやつてないですね。本当はそれが必要なんです。

そこで、少なくとも長官と渡辺蔵相との間で合意した内容は、沖繩の高率補助については当面現行どおり維持していく、二次振計中の適当な時期に、沖繩の施設整備の進捗、県、市町村の財政状況を見守りつつ見直していくということが合意されたということが報道されたのですが、これは具体的にどういう意味ですか。二次振計中は少なくともここで述べていることは維持していくということなのか、中途見直しもあり得るということなのか。また、長官はこれに対してどういう御努力を今後やつていかれようとするのか、改めて公式の場で御見解を明らかにしていただきたいと思ふのです。

○藤仲政府委員 まず私からお答え申し上げます。

沖縄の補助負担率の特例につきましては、先刻来お話がございまして、沖縄の今後の振興開発に大影響のある重大な問題でございまして、そういう観点から、私も昭和五十七年度予算の編成に当たりましては現時点でこれを引き下げのことは無理であるということで、現行補助負担率の維持を主張したわけでございますが、財政当局の方は、さばりながら沖縄の事情はわかるけれども、公共事業等の中にはかなり整備の進んでおるものがある、整備水準を本土と比べた場合にも遜色のないものもある、そういうものについては引き下げを図るべきではないか、こういうことから、大蔵原案の内示におきまして教項目の引き下げを要求してまいりましたわけであります。しかしながら、ただいま申し上げましたように、現時点で特例補助率を引き下げることは、私も沖縄の置かれてる現状、さらには市町村の財政事情等を考えあわせるとどうも無理である、こういうことで対立をしたわけでございまして、最終的に大蔵大臣と沖縄開発庁長官の大臣折衝におきまして、ただいま先生からお話がありまして、今後の施設整備の状況、市町村の財政事情等を見きわめながら二次振計の期間中に検討する、こういう合意に達したわけであります。しかしながら、具体的にいつどういふものを見直すかということについての約束があるわけではございません。あくまでも今後の施設の整備状況あるいは市町村の財政事情等そういうものを勘案いたしまして、途中において見直しをすることはあり得るわけでございます。しかしながら、これに関するスケジュールは現在全くないということをお申し上げておきます。

○田邊国務大臣 いまお話がございましたように、私もこの二次振計の中で補助負担率の現行制度がいつ切られるのか、こういうことでございしますが、現在私もいつこれをどうするかというところについては考えておりません。ただ問題は、

は、将来この補助負担率のあり方について、施設の整備の進捗状況、こういうものを見ながら、なおかつ市町村の財政事情等にもらみあわせながらこの二次振計の中で改めて検討する、こういうことでありまして、私も予算折衝のきなかも、この問題につきましては、いつどういふ時点でのこの返事はいたしておりました。したがって、私も今度はできる限り沖縄の現状というものが早く本土以上になるような配慮をしつつその対応を進めてまいりたい。したがって、見直しの対象は何であるとかあるいはまた負担率の見直しはいつか、こういうことについては現在私どもについては、先ほど申しましたような諸般の情勢を勘案した時点において考える、こういうことでございまして御理解をいただきたい。

○上原委員 私は、何も本土並みということがあるは本土水準、そういう比較論はどうかと思うのです。本土以上だつて悪いということではない、いいのですが、少なくとも客観的に見て、見直してもいいだろうというものが出てくると思うのです。それまでとやかく言おうとは思いません。また、沖縄に対しては異常な高率な補助をやつて沖縄を甘やかしておるというような議論もあるけれども、われわれから言うとなれば心外であつて、実際から言つてそんなものじゃない。きょうは時間がないから余り言えませんが、各都道府県だつて沖縄の約倍以上に上つておるのですよ、いろいろな交付税にしても国の援助というものは、これは長官よくわかるように、沖縄だけがべらぼうに上つて、ほかの都道府県が上つてないということはないのだ。いろいろな数字を見ればすぐわかる。だが長官、見直しをなさる場合には、見直すべきものは見直していいでしょう。県なり市町村なりわれわれの意向も聞いて、それはいいでしょう、逐次年度ごとにも、何もそこにいつまでも依拠しようとは思いませんよ。これはいいのですが、落とすものがあれば追加も必要なんです、私たちに言わせれば、その見直しも同時にやらないと、さ

つきから言つている沖縄の産業構造とか地域の特性を生かしたというものにはならないということなんです。

その見直しなければいけないものは何があるかという、たとえば観光産業を沖縄振興の目玉にする、これは皆さんよく言つていますよね。それはいろいろ意見はあるでしょうが、私も観光というものは相当ウエートを置かなければいかぬということはわかるのです。観光を大事にしていく、三次が栄えれば栄えるほど製造業は落ちていく、これは経済の理屈です。だが、それでも沖縄の立地条件を生かすというならば、観光というものに相当のウエートを置かなければいかぬことは私どもも否定をしません。

その場合に、それでは今後の観光をどうしていくかということでは、やはり航空運賃の問題があります。いま幾らかかると思いますが、山梨まで電車で行けるかもしらぬが、私なんか大変だ。この間上がつて、十日以上は七万四千円かかるとですよ。これはあなたがこちから山梨に行くのと違ふんだ、長官。県民にしたつてみんなそうなんです。八六%、九十%近くは飛行機を利用してゐるんです。だから航空運賃の問題についても振興法の改正の中に何とか入れられないかと私はいろいろ検討してみたが、法制局はこれはだめだ、むずかしいということと落とされまして、これはしかし政治の話として航空運賃の問題をどうするかということに対しては考えなければいけません。国鉄にはいま約七千数百億の国家補助が出てゐるわけでしょう。そうすると、沖縄県民は国鉄については何の恩恵もないですよ。あれだけの高額の補助を出せるというなら、なぜ沖縄に対してはほかの考えが出てきませんか。それが政治でしょう。それをやってみてください。それをどう二次振計にはめ込むかということです。

これは、観光産業との関連づけで、いわゆる海浜リゾートをどうするかという問題がよく言われますが、海洋博のとき本部に人工海浜をつくつた。だから都市地域に観光との関連においてやろうとするならば、やはり海浜リゾートというものを将来人工的に造成していく必要があると思う。それに対しては民間ベースとか、単なる沖縄の地元、そういう企業だけに任すといつたつて、これはなかなか容易じゃないですよ。そのときに沖縄の開発金融公庫を利用して低利の融資をするとか、あるいは国の助成措置をこの中にはめ込んでいくとか、こういうものをやらないと産業の開発はできないのですよ。

そういう見直しもあわせて私はいま一、二例を挙げましたが、これもこの中で議論されておりますけれども、たとえば東北とかあるいは北海道とか非常に寒いところからの、これから高齢化社会になるのだから沖縄に老人憩いの村をつくるとか、そういうコミュニティリゾートをつくつていく場合に、もつと三分の二なりあるいは十分の七・五とか十分の八とか十分の十とかいう補助を特別にやつて、国の一つの政策として位置づけて沖縄の産業開発なり雇用を促進していくというきめ細かさがなければだめなんです。したがつて、こういうことについても、落とすものを見直してやつていくならば、当然追加をしていって、もつと温かい措置をやつていく。これもあわせてやらないと本当の政策、制度にならないと私は思う。こういう点もまだ煮詰まつてはいないかもしれないが、私は山中長官とかかなりこういう面も議論をしてみたい。ぜひ御検討して、恐らくそれは責任継承ですからね、彼はやると言つてゐるのだから、おやりになりますね。お答えいた

○田邊国務大臣 お答えをいたします。沖縄については、やはり観光は大きな重要な一つの産業であらうと思つて、いま航空運賃のお話も出ました。私の考えておることは、沖縄は大変に自然がある、また美しい清らかな海がある、

そういうことを考えますと、いまはハワイ観光というものが大変なウエイトがかかっている中で、私どもはその目を沖縄の緑に、いわば沖縄の自然というものを再認識させる、そういう意味では、沖縄の観光というものはさらに大変に魅力的なものになるであろうと私は判断をいたしております。したがって、それに伴う各種の施設の整備の問題につきましては、二次振計及びまた県の計画とも相まって、私どもでできるだけの対応をしてみたい、こう考えております。

○上原委員 えらいあっさり答えますがね。航空運賃は考えなければいけないということを言いそうだったのだけれども、いつの間にか引つめてしまいましたがね。航空運賃問題もそのままではいきませんよ。

長官、なぜ私がいまの点を指摘をしたかといいますと、沖縄の民間設備投資というのは非常に弱いんですね。民間の固定資本形成というのは五十四年度でわずかに一・三％程度なんです。だから観光産業を育成するといつても努力をしなければいけませんよ。いろいろなりゾートをつくるとかそういうものに対しては、もつと国の政策という面で助成措置というものも追加をしていかないといかぬということ。航空運賃ももつと真剣に考えなければいけませんよ。離島だけが大きなしわ寄せを受けるということは、あなたがおっしゃる政治の不公平さじゃないですか。それを改めるように特段の御努力をいただきたいと思ひます。

そこで、いま高率補助の問題から来ましたので、沖縄の県の財政状況がどうかということですが、これはいろいろ問題がありますので、県の財政状況について若干触れておきたいと思うので

山梨県はたしか人口は八十万一千人ぐらいですが、長官、沖縄は百万です。ちよつと簡単に調べてみたのですが、山梨県は歳入が一千万九百五十万六千円、地方税が二百八十九万九千円、あなたの方も大変な貧乏県だよな。自主財源が一四・七％。沖縄は歳入が二千四百五十七万七千円、地方税が二百七

十四億円、自主財源が一・一％。同病相哀れむで、もう少しいい答えをしてもいいんじゃないですか、あなた。山があつても山梨なんだから。そういう面からしても、私はこの財政問題については長官も人一倍の御認識を持っていらっしゃると思うんです。

そういう財政状況の中で、類似県を比較をいたしましても、五十四年度ベースでいきますと自主財源が、いまは地方税の立場で言いましたが、全体で沖縄は一八・三％、二〇％くらいです。三割自治じゃないですよ、二割もいかない。類似県が平均二四・四％くらい、六・一％低い。国庫依存率というのは本当に大変なんです。また財政力指数からいっても、これはもう推して知るべし。たとえば沖縄は財政力指数でいっても〇・二一六です。全国最低です。類似県が〇・二六、全国平均は〇・四二です。だから財政的体力というのは非常に衰弱をされている。だから、こういう実態から見ても高率補助も必要なんです。

あと、移出入の話はけさありましたので触れませんが、移出入の割合、こういうふうな財政状態が非常に逼迫をしておつて、国の財政への依存度というのが高い。その中で、問題は国体をやろうということなんだ。山梨県は六十二年というのだが、いづつから準備なさつておるのですか。まずそれから聞いてみましょう。

○田邊国務大臣 山梨の国体は、たしか五十一年か二年だと記憶いたしております。

○上原委員 そうすると十年前からですね。五十四年度で六十二年。これはもうきわめて簡単明らか。沖縄はたしか五十四年に決めたのですか。

そこで、けさもお話がありました、私は国体そのものに反対をする立場でお尋ねしようとは思ひませんが、まずは国体のメイン会場は沖縄市、那覇市ですね。小渡先生の出身地の隣。えらく土地が豊饒してもうかつている人もたくさんいるという話もある。全県下三十一市町村で六十九の競技施設の配置が決定されているのですか。このうち四十施設は新しく建設するのですよ、長

官。これらの競技施設の整備は遅くとも六十一年度までには完成しなければ……。六十一年度というと六十年の末ですね。県、市町村ですすでに建設準備態勢に入っているのですが、先ほど言いましたように、ただでさえ地方財政の厳しい状況にあつて、財源の確保というのは非常に大きな問題になつてきている。いまのところ五十五年ベースです。かね、たしか総事業費は六百六億四千万円程度と見込まれている。このうち市町村の負担は何と三百五十八億、全体の六〇％が市町村の負担になると言われているのです。もちろんこれから何がしかの県からの補助金というものはあるいはあるかもしれないが、それにしても五〇％以上は市町村が負担をしなければいかな状態になると私は思うのです。だが、こういう国体の問題も残念ながら沖縄の高率補助の中には乗つてない、けさの話にもありましたが、それは無理です。

私はここで改めて申し上げておきたいのですが、一次振計の場合にはいわゆる十年計画で、五十年前代前半は草木もなびく海洋博でお祭りお祭り。後、大変な反動が出たのです。この間も申し上げたのですが、二次振計の場合も六十二年の国体ということで、国体へ国体へとまたなびいて、市町村は追い込まれるとやらざるを得ないでしよう、国の行事だから。こうなると、二次振計もまた同じ結果にしかならぬということを言いたいのです。ですから、私たちはこれを非常に憂慮しているのです。ですから、本来国体の施設整備の問題と振興計画は別にすべきと言つても、同じ自治体体やるわけですから必ずしも分離というのはむしろかしいけれども、性格は違ふ。これをまずどうするかというところ。

さらに、いまも申し上げましたように、こういうふうに逼迫した財政状況の中では全国画一的な国体の施設についてこの振興法で言う助成はできないということではいかぬと私は思うのです。長官のお考えと、文部省も来ておられると思うので、これについての考えをひとつお聞かせ

いただきたいと思ひます。もうすでに返上するという自治体が出ていますよ。とてもじゃないが、そんな四、五億も十億以上も出して設備できぬ、おれの方も会場は取りやめだ。主会場の土地購入もできないで、県は四苦八苦しているわけでしょう。一体どうするの、お聞かせいただきたいと思ひます。

○藤仲政府委員 私からまずお答えを申し上げます。

国体の施設の補助率をどうするか、こういう御質問でございますが、沖縄につきましては、もう先生よく御承知のように、公共事業等各種の事業につきまして高率の補助を設けておるわけでございまして、そのため、全体として見まして市町村の負担は軽減されておるわけでございます。したがって、国体競技施設の整備に当たつて特に市町村負担を軽減するためにさらに補助をかき上げする、こういう考えはございません。ただ、いま御指摘のように、新聞の報道によりますと市町村の負担が相当の額になつておるといふことは私も承知しております。

そこで、長官がいちつちやつて大変恐縮なのですが、私もその前年に行われます山梨県の国体で、市町村がどういう施設費の負担をする予定かということをおよつと調べてみたわけでございまして、これはどの程度正確かわかりませんが、用地費、附帯施設費を除いて約九十億円、こういうことを伺つております。そこで、これは県庁とも連絡をとつた上でございしますが、沖縄の競技施設のいまの計画というものは、恐らく県との段階で完全に詰めたものではございません。仄聞するところによりまして、少々過大な規模のものもあるやに承知いたしておりますので、まず個々の競技施設の規模をどうするかということをお市町村の財政状況とにらみ合わせて検討することが対策の一つであらうかと思ひます。

それから、第二点といたしましては、沖縄県の方におかれましては先生御指摘のような状況でございますので、公園それから民生安定事業の施設

を除きまして、市町村に対して国の補助に上積みをして助成するというものを検討しているやに伺っております。それからまた、沖繩県には市町村振興基金交付金という制度がございます。これは特に国体のために設けられたものではございませんが、この振興基金からの貸し付けも予定しておりますということでございます。

ただ、誤解を招くといけませんのでちょっと申し上げておきますが、山梨県の場合九十億円と申しましたのは、先ほど申し上げましたように、用地費、附帯施設費を除く数字でございます。いま沖繩の新聞に報道されておりますところの沖繩の市町村の負担というものは、恐らく用地費、附帯施設費を含んでいるものであろうと思っております。単純にこれをストレートに比較するわけにはまいりませんが、いまの計画では過大な規模のものもあるのではなからうか、こういう気がするので御参考までに申し上げたわけでございます。

以上でございます。

○大門説明員 お答えいたします。
国民体育大会の競技会場となる施設の整備補助につきましては、通常の社会体育施設の補助制度の中で実施しております。補助率につきましてもスポーツ振興法で規定されておまして、三分の一補助ということになっておるわけでございます。

ただいま沖繩開発庁からも御答弁がありました。理由で、文部省としましては、特に国民体育大会の競技施設の整備に当たって補助率の特例を設けるというようなことは現在考えてはおりません。

○上原委員 考えてはおりませんはいかないのだ。山梨の場合九十億円。さっき申し上げた六百六億というのは、確かに土地購入費いろいろ入っているかもしれない。それはそれとしても、しかし土地購入入ったって県がやらなければいけないのだ。県の財政負担になるのだ。特に私が疑問を持つのは、長官、これは都市公園法による運動公

園建設事業でしよう。全国ベースでいっても、沖繩の運動公園あるいはその他の公園を含めて、これはまだ五〇%そこいらですね。これは県や市町村の財産になるからといって受益者負担みたいな感覚でやってはいかぬと思うのだよ。それこそ振興じゃないですか。なぜ振興法の中にある——實際公園ができていないのは問題なんだ。こういうことについてはもう少し政治力を発揮してはいかがですか、長官。どうでしょう。これは本当に返納者がどんどん出てきますよ。これならまた海洋博の二の舞をやってみよう。

そうおっしゃいますけれども、私が調査しただけでも、たとえば那覇市が八十九億円の負担になる。宜野湾市は八十六億円、豊見城村五十六億円、糸満十五億円、浦添十三億円、西原十二億円。玉城村では大型総合体育館の建設に早目に手をつけようとしたが、五億円以上の持ち出しになるからおれはもうだめだ、そんなのは受けぬ、とてもしやないが、そういった五億円の費用を出すよりは別に学校一つ何か考えた方がいいのだ。それは、自治体の理事者としてそういう気持ちになるのは免れないと僕は思うのです。長官。そういうことについてはもっと真剣に考えてみたらどうですかね。これは県とも調整して御検討いただけますか。

○藤仲政府委員 私からお答え申し上げます。
先ほど沖繩の補助負担率の特例について上原先生から、中身を見直す場合には下げるのは多少あってもいいけれどもそのかわり上げるのも多少あればならないではないか、こういう御指摘がございました。沖繩振興開発に関する補助体系の問題としてはまさに御指摘のような問題がございます。ただ、五十七年度予算におきましてこの補助率の問題を財政当局並びに各省と折衝をいたしました。ときには、実はそういうのもおひらめいたわけでございます。先生御指摘のとおり、都市公園の整備率というのは全国に比べて低いわけでございます。また、その他いろいろ御承知のようなものもございまして、そういうこともひらめいたわ

けでございますが、残念ながら、やはり公共事業の大多くの国庫負担率を維持するためにはなかなかその辺まで手が回らなかったというのが本音でございます。まして、先ほど御指示がありましたように、今後仮に、私も簡単にその見直しの時期がすぐ近く来るとは思っておりますが、そういう時期が来たら沖繩県の方とも御相談の上、また先生方の御意見も伺いまして検討をさせていただきます。このように考えております。

○上原委員 これは局長答弁ではだめだよ。長官の方からひとつ。

○田邊国務大臣 私は国体の問題については私なりの考え方がございます。国体というのは一つの大きな体育の日本的な行事である。ただ、最近の国体は余りにも華美的に流れていくというきらいがある。そして、大きなメインスタンドをつくる、いろいろの施設を整備する。その大事な体育のメイン会場が一年に何回使われるか。私は長野県松本市につくられたあの国体のメイン会場を見まして、実は大変考えさせられた経過がございます。そういうことを考えますと、やはりその県その県の財政規模に合ったいろいろな施設のつくり方、また受け入れ方というものがあろうのではないだろうか。これが私の国体の施設整備に対する一つの考え方です。ただ、これを即沖繩県に当てはめようと言っておるのではございません。沖繩は観光の地でもございます。そういうことも考えますと、後で大いに活用できるようなこともあわせて考えることが必要であらうと思っております。したがって、いま二次振計とこの国体の施設整備あるいは環境整備と絡み合わせることが可能かどうかという問題でございますが、いま振興局長からいろいろお話がございましたけれども、私自身としては、できるだけいろいろの配慮ができたとしてあげたい、こういう考え方でございます。

○上原委員 まあおっしゃる姿勢というか理念はよくわかります。私も余り華美にならぬように、本当に質素な国体であるべきだと思う。本来

のスポーツ振興につながるような内容であつてしるべきだと思っております。その点は一一致します。ひとつ山梨県で国体が終わりにならないように御努力をいただきたいと思っております。

次に、この二次振計で一番問題は産業構造の改善、さっきちょっと触れましたが、いま一つはエネルギーの確保、電力問題、それと水ですね。電力問題では沖繩電力のことについてはしばしば私も取り上げましたし、ほかの方々からもいろいろお取り上げになっておりますので簡単に触れますが、要するに五十四年十二月の閣議決定の民営移行というのは必ずしもいいというところはもう否定できないわけですね。さらに石油専焼から石炭火力への移行というのが六十一、二年をめどにいま進められている。問題は沖繩電力のあり方をどうするかということなんです。これはエネルギー庁来ておられると思うのでぜひ明らかにしていただきたいのですが、県内あるいは県外資本によるセクター方式という経営形態も一応検討されたみたいですね。しかし、最近新聞記事などを見ますと、どうも大手電力会社への吸収合併の方針に変えたという政府の考えもあるやに聞いております。一体今後の沖繩電力の形態をどういうふうにしていくとするのか。二次振計においては少なくとも全国ベース以下の電力料金で電力の安定的な供給確保ができるのかどうか。これはきわめて重大な課題の一つですね。この点に対して、長官なりエネルギー庁の方の明確な答弁をいただきたい。

もう一つは、先ほどからいろいろありましたが、この電力問題より重要なことは水の問題です。水さえも十分満足に飲めない社会なんてどこにありましか、あなた。十年たつても、ダムもたくさんつくつたと言われけれども、いま四十八時間で二十時間の供給ですよ。しかもだんだん水力が弱くなつてちよろちよろとしか出ない。だから観光にも影響する、県民生活のいろいろな面に影響してきています。これは政府だけの責任とは言わないけれども、国も県も、振興開発計画の重大

な問題において努力が足りなかつたのじやないか。そういう感じがしてなりません。昨年七月からですからこの二十四日も二百二十四日も続いている。隔日断水になつてからでも延べ百八十六日です。六カ月以上だよ。これではちよつと困るのだ。これは病院関係だつて困りますよ、長官。沖縄の整肢療養園では身障者の皆さんにしても大変困つてゐるという。あるいは都市地域では本当に大変な状況なんです。ですから、ダム貯水状況にしても、あるいはダム建設が、福地、安波、辺野喜、普久川それから新川、いろいろやりましたよね、五つのダム。やつたつてこういう状況なんです。そうすると沖縄の人口は、いろいろあるでしょうが、仮に最終年度百二十万としても、いま百十万といつても米人、外人が幾らいるの。アメリカの兵隊とか家族は三万四千から四万いるでしょう。だから、水とか下水道とか道路使用とかそういう面は百十万といつても百十五万を想定しなければいけない。これも重要なポイントなんだよ。沖縄人だけじゃないんだ。彼らは芝生も植えて、水をどんどん勝手ほうだいに使つた、こういう特殊な事情にあるということ。そこで、さっきの電力問題と、今後は地下ダムというものを、宮古で皆福ダムというものをいまつくつて成功している。これは農業用水の確保、飲料と多目的に利用できるという調査結果が出てゐる。沖縄南部に農業用水とかそういうものをつくるというところ、嘉手納飛行場一帯、中部にも相当の地下水が、六百万トンから八百万トンあるといふこと、あるいは天願一帯ですね。私は、そういう地下ダムの建設ということと同時に、海水の淡水化というものも早急に手がけなければいけないと思うのです。このエネルギーの問題については、二次振計においては早急に手がけなければいけないし、県民に不安を与えてはならない。これは人間生活に必要不可欠の条件である。そういう立場からすると、この点については何よりも優先をして、産業振興の問題等を含めて、工業用水、農業用水含め

て考えた場合には、水資源の開発というものは焦眉の急だと思ふのですが、こういうふうなやりたい、そのためには予算というものをきちつと立てていかなければいけない問題だと思ふので、まづ、長官の方からはつきりとしたこれに対する御見解を聞いておきたいと思ひます。

○田邊国務大臣 沖縄県にとつて水問題は大きな問題だということをおもひます。私は認識をいたしてあります。したがらいまして、地下水の問題、ダム建設の問題、また海水を淡水に変える、そういう諸問題につきましても、二次振計におきましても十分この計画の組み込み、そしてまた、どういう対応をしていけば最も早く、しかも合理的にこれが対応できるか、真剣に取り組んでまいらる考へであります。

○植松説明員 電力の問題でございますけれども、先生御案内のとおり、五十四年末の閣議決定におきましては、五十六年度末を目途に政府が諸般の措置を講じまして民営移行をすることになつておつたわけでございまして、その際は沖縄の地元資本を中心にして民営移行を図らうということ、それを目標に一種の条件整備を図つてまいつたわけでございまして、その段階では、先生御指摘のたとへば第三セクター方式でございまして、いろいろな方式についても議論を重ねられてまいつたわけでございまして、いわゆる第二次石油危機の影響もございまして、従来考へておりましたような形で民営移行というものがむしろ少なくなつた。そこで、昨年末の閣議におきましては、やはり地元資本を中心という形の従来の民営移行方式を変更いたしまして、他の一般電気事業者すなわち九電力の協力も得ながら、沖縄の実態に配慮しながら早急に民営移行を図ろう、その場合、そのための準備として、政府も諸般の措置を講じよう、こういうことが閣議了解されたわけでございまして、これから地元の意向あるいは九電力の意向等いろいろ協議を重ねながら民営移行の方式及びそのために必要な措置を検討していくところでございます。一部に報道されておりますよ

うな特定の方式を前提にしてこれから検討をしていくとか、あるいはもう特定の方式が決まつておるといふような事実はございせん。これから関係方面と十分協議し、検討を進めてまいりたいと考えております。

○上原委員 この件についてはほかの方々からいろいろ御提言があると思ひますから深くは触れませんが、要するに水と電気というのは絶対不可欠です。山梨あたりでは水の心配なんかないかもしらず、電気も。しかしこれは本当に困るのです。飲料水さえ十分確保できないという状況、電力もまたいつ上がるかわからぬ。そこでエネルギー庁、そうであればそれでいいかもしれないが、沖縄電力なり働いてゐる方々の意向なり、県サイドのそういう審議会がありま

すね。そういうところとも十分意見を調整をしてこの点については進めていただきたい。注文をつけておきたいと思ひます。

次に、よく社会資本整備がなされたということを感じに強調してゐるのですが、私はここでもまたひとつ苦言を言つておきたいのです。確かに道路もきれいになつた。いろいろな面、外面はよくなつてゐる面、私もそれは肯定しませう。一番よくなつたのは道路、道でしようね。国道、県道でしよう。だが、大きな一つの穴があるのじやないですか。那覇空港、何ですか、あれは。最近飛行機も落ちこちて、本当に金も出して落つちたのじや大変なことになつちやう。那覇空港ターミナルさへ、十年たつても、ここは国内線、ここは離島先島線、ここは国際線というふう

にばつりばつりとあるローカル空港ありますからね、開発庁長官。前にも私指摘しましたが、これがなぜできなかったかといふのも、やはり那覇空港を民間専用にすると言ひながらあれだけの軍事基地があるからですよ。自衛隊基地にされたから。基地なんだよ、根っこは。しかしそのことは別としても、この間も私は沖特で、施設庁に来て

いただいたこの問題取り上げましたが、国体もやるというのにああいう状態では、とてもじやない

が、これは支障を来す。そこで、この那覇空港ターミナルの暫定措置を六十二年まではどうしてもやるのだといふのがこの間の答弁でしたが、これも、二次振計と関係あるないは別にしても、早急に整備をしなければいけない大きな課題ではなからうかと思ふのですが、この件についても改めて開発庁と運輸省の方から答弁を承つておきたいと思ふのです。

○藤仲政府委員 那覇空港のターミナル地域につきましては、本土線、国際線、それから先島線、このターミナルがそれぞれ離れておまして、大変乗客に不便を与へてゐることは先生御指摘のとおりでございます。そういうことで今後運輸省とも十分に協議を行い、また地元の意向も十分確かめまして積極的に推進してまいりたいと思ひます。現在、御承知かと思ひますが、すでに空港事業予算の中に調査費を計上いたしまして調査中でございます。五十七年度予算におきましても調査費を計上してゐることを御報告申し上げておきます。

○井上説明員 お答え申し上げます。那覇空港は年間の乗降客が四百五十万、わが国の有数の空港でございます。しかし、先生御指摘のとおり、ターミナル地区大変不備な状況にございまして、できるだけ早く沖縄の玄関としてふさわしいターミナル整備をしなければいけないといふふうに運輸省もかねがね考へておるところでございます。いま沖縄開発庁の方から御答弁ございましたように、早急に地元ともよく御相談をいたしまして成案を得て、その実現方努力をしてまいりたい、かように考へておるわけでございまして、なお、本格ターミナルについては、大変大きなプロジェクトでございますので、相当長期を要すると思ひます。いまは暫定的に現在のターミナルを拡張整備する必要があるのではないかとこの間も考へておりました。これについても早急に実現方努力したいと思ひます。これについても早急に実現方努力したいと思ひます。これについても早急に実現方努力したいと思ひます。

○上原委員 施設庁との話はついたので、暫

定ターミナルはいつまでに完成できる見通しですか。

○井上説明員 お答え申し上げます。

施設庁とは従来からいろいろ話し合いを続けておりまして、さらに今後も引き続き細部についていろいろ調整をしていかなければならないという状況にあるわけでございます。

ターミナルの暫定地区の整備につきましては、六十二年を待たずにできるだけ早い時点で完成をしたい、順次広げていかなければいけないということでございます。予算の問題はございます。それともう一つは、ターミナル地区は民間のビルが設備投資によって整備をするという面も多々ございますので、民間サイドともいろいろ調整をして、できるだけ早く実現をしてまいりたいと考えておるわけでございます。

○上原委員 これもいまの御答弁ではちよつと納得しかねる面があるのですが、長官、十年たつてもまだ暫定ターミナルですよ。観光を促進してという言いながら、ああいった基本的な問題が整備されていらないということは、県も関係者もその対応が問題ですね。まずそういうことについては事務当局に任せずに、運輸大臣とも協議の上あるいは防衛庁長官とも政治段階でお話をしたいだいて、早急に解決をするということでないといかぬと思うのですが、この点、大臣の決意のほどを聞いておきたいのです。

○田邊国務大臣 那覇空港につきましては確かに利用者の皆さんに御不便をかけておることは事実でございます。この点につきましては早急に運輸省等とも十分打ち合わせをして、できるだけ早期に整備の実を上げてまいりたいと考えております。

○上原委員 余り中身のある御答弁じゃないですね。もう少しこういう問題についても真剣でないといかないと思います。

雇用問題について若干お尋ねしておきたいのですが、冒頭に指摘をしましたように、振興開発計画の中でわれわれが今日まで一番指摘をしてきた

ものに、雇用創出ができなかった、失業対策が十分であったということ。これは労働省に言う、労働省は授産措置をするのが主体で、あとは通産省なり開発庁の仕事だとおっしゃる。労働省のこの沖縄関係予算を見てみれば十八億程度ですね。全くもって雇用創出という面では十分、これではいかならないと思うのです。

総評と沖縄県労協とで「沖縄における雇用失業問題の特質と改善策について」という相当綿密な研究報告が出されている。これなども政府に出されていると思うのです。二次振計の中で雇用問題を一体どう解決していくかとするのか、この点については改めて開発庁と労働省の見解を聞いて——もういままでのように、広域職業紹介をやりました、努力をしましたというだけではいかならないと思うのです。本当にこの法律を延長するというところであるならば、少なくともここで条文化されているものについては、労働大臣が県と相談をして実行していくということをごで確約しないといかぬ、その点ひとつ関係者の方からお答えいただきたいと思うのです。

○田代説明員 お答え申し上げます。

ただいま先生御指摘のように、現在の沖縄における一つの大きな問題として雇用、失業の問題がございます。先ほど来いろいろ論議の中にもお話が出てまいりましたわけでございますけれども、この問題に関しては労働省としても、復帰後あるいは海洋博後著しく失業者が増加するという状況の中で、沖縄県の労働者のための職業安定の計画というものを樹立して——この内容については先生十分御承知のことでございますので一々申し上げませんけれども、現在まで強力にその施策の推進を図ってきたところでございます。そういった点で、一番ひどいときは失業率が約八%弱、七・九%というようなときもございましたけれども、現在は少しずつ低下してまいりまして、最近では五%前後、一番近い資料としては昨年の十二月末でも四・六%という失業率の状態でございます。ただ、これも全国平均の二・一%から比べると

やはり相当厳しい実情にあると考えております。そういった点で雇用問題の解決を考えてみると、申し上げるまでもなく、基本的には需要と供給のバランスの問題でございます。したがって、従来の政策の中では、沖縄県内における雇用吸収力が大変乏しいという前提から、県外に対する就職促進ということをやまず第一に手がけてまいりました。これは、相当な方々が現実に県外就職を果たしているわけでございますが、けさほど来議論にもございまして、県内就職志向が強いという状況等もございまして、県外を希望する方が必ずしも多くない。求人そのものについては本土の優良求人を充てるだけのものを職業安定機関としては十分用意できるわけでございますけれども、現実にはなかなか応募されない。またUターンをされるUターンをされるというところもあつて、現在、沖縄の失業問題としては若年の方が大宗を占めるという状況になっております。

そういう点で、私ももちろん需要と供給とのバランスの問題でございまして、県内に職がない限りにおいては県外への促進を今後とも図っていくかなければなりません。しかし、過疎化していくというこれは沖縄にとつて決して好ましい事態ではないと判断しておりますので、けさほど来お話がありますように、沖縄の産業が振興されて雇用吸収力を増大していただく、それに対して若い人たちの雇用の場を求めていくことがどうしても基本にならうかと思ひます。

ただ、私もといたしまして、そういった前の段階として、乏しいながらも県内の雇用需要というものがございまして、それが必ずしも十分に雇用の場とつながっていない向きもございまして、そういった点については五十七年度から、若年者を中心としてそういう結合が促進できるような、若年者を対象とする職場適応訓練の実施という新しい施策等も展開し、また従来若い人たちが失業状態になり得る一つの要因として、学校を卒業してからの就職の意思決定時期が大変遅いとい

う沖縄県の状況でございます。そういった点の解決あるいは本土へ就職してからの安易なUターンの防止等、現在でも私どもの方としては政策の展開に努めているところでございます。

最後に、特別の事業の実施ということについて、県内あるいは県外協働その他のいろいろな方々から御意見をいただいております。労働省としては、こういった特別な事業については、失対事業等のような単に就労の場だけをつくる、したがってその事業に吸収された方が、職業の安定につながるのではなくて、いたずらに失業の状態の継続になるということであつては本来の趣旨を全うさせることはできませんものですから、就職につながるような形のものとすることについては、関係者の方々と現在も打ち合わせを続けている、こういう状況でございます。

○上原委員 もう時間ですから終えますが、あと農業問題については島田先生の方からいろいろお尋ねがあると思ひます。外務省にも例の国際センターでお尋ねしたいと思ひましたが、時間が来ましたから、それに建設省にも河川の整備計画問題についてもお尋ねしたいと思つたのですが、来ていただいたことに感謝をして、ちよつと御了解を得ておきたいと思ひます。

そこで、委員長にですが、きょうは振興開発計画問題を中心に触れまして、かえつてごつちやになつていかぬと思ひまして、基地問題は省きまして、われわれは理事会でも申し上げましたが、党としては九時間ないし十時間の審議時間が必要だということでありまして、基地問題その他外務省とかかわりの問題が残っているということもひとつお含みの上で、きょうは以上で終えたいと思ひます。

○吉田委員長 玉城栄一君。

○玉城委員 長官にまず最初にお伺いしたいわけでございますが、昨年十一月だったと思うのですが沖縄開発庁長官に御就任されました、鋭意沖縄問題に取組んでおられまして、心から敬意を表する次第でございます。

たしか沖縄開発庁長官は田邊長官で十二代目というふうに向つておるわけですが、ことしから沖縄の第二次振興開発が発表をする、そのスタートの長官でもございまして、午前中から大臣御自身の決意も承つております。また山梨県知事を三期もお務めになっておられたと伺つておりまして、御自身沖縄で私が知事だったという目で沖縄問題を考えたこともあるというお話もございまして、沖縄問題について自分自身の問題として取組んでまいりたいと大変強い決意も承つたわけでございます。この十年間十二人の長官がおかわりになって、平均的に一年足らずということになるわけですね。それで、それぞれの長官、ニュアンスに多少の違いもあつたわけですが、結果からしまして、この第一次沖縄振興開発、やはり午前中から質疑があつたわけですが、その総括といえますか、どういうわけかという目標が達成できなかったか、そこら辺から出発を、そして第二次の出発に当たる長官として大事なレールをきちつとしていたかなくてはならないと思つてございます。

確かに沖縄は二十七年にわたる米軍施政下から脱却をして、昭和四十七年の五月十五日に本土復帰をいたしました。各面で本土に比べて大幅に立ちおくれしている。それを本土並みに引き上げた、いわゆる格差是正をしたい、また自立できる基礎的な条件を整備していきたい等々、ほかにもございまして、しかし、この十年果たしてそれがどうだったかということ、これはこれまでのいろいろな御議論があつたわけでございます。

そこで、私時間そんなにございせんので、簡単に言つて、この十年間、この第一次振興計画について、一言で言えはどうか。採点すれば、たとえば百点満点で何点くらいなのか。ある人に聞きましたら五十点くらいがせいぜいじゃないかという方もおりました。なるほど、しかし非常に象徴的な数字としまして、県民所得が一番新しい数字で全国平均の六八・六％である、こういうことかなという感じがします。しかし、私は野

党ですからこれはちよつと甘いと思います。いまの県民所得がまだ全国平均の七〇％以下である、失業率は常に二ないし三倍、あるいは水の問題につきましてもいわゆる慢性的な水不足である、あるいは電力料金にしても全国一高い、言われておる米軍基地にしても五三％沖縄に集約的にまだある、あるいはCTS、これもちよつと後で伺いたいのですが、有数の基地がちゃんと存在してある等々からしますと、五十点くらいがせいぜいじゃないかという感じが私はしますが、長官、いかがなものでしょうか。

〔委員長退席、上草委員長代理着席〕

○田邊國務大臣 お答えをいたします。

第一次振興計画によりまして沖縄の開発振興がどれだけ行われておるか。この点については、私ども各般にわたりましたいろいろな調査をいたしました結果、やはりかなりの成果を上げておる、こう判断をいたす次第でございまして、それはいま御指摘がございましたように、二十七年間日本を離れた、日本の施政権外にあつたという大きなハンデ、その中で沖縄は高度成長からも外れた。そしてあらゆる産業振興についても取り残された。いろいろのハンディをしょつてきたわけですね。それを一気に取り戻すということはなかなか困難でございまして、しかしながら、第一次振興計画におきまして、あつた限りの努力を払い、また県とも十分な協力体制のもとに進めてまいりましたわけでございます。それから、道路、港湾などを見ましたわけでございます。その進捗を見た。そして公共施設については私はまだ十分だとは申しませんが、こう考えるわけでございます。成果を上げておる、こう考えるわけでございます。しかし、これからまだ着実に整備をしなければならぬ問題がたくさんございまして、その点につきましては、先ほども御指摘がございましたように、産業の振興の問題あるいはまた雇用の問題、水の問題、エネルギー問題、多くの課題を抱えております。したがって、沖縄の現在の実情というものを私どもは十分把握をし、また沖縄県民の意向も十分に踏まえて、そして第二次の

振興計画に対しては、沖縄県民の皆さんが望んでいる問題の一つ一つとらえて真剣にこれに取り組み、そして実際の効果をあらわしていく、そういう対応をいたしたい、かように考える次第でございまして。

○玉城委員 ですから、先ほども申し上げましたとおり第一次振興計画、その目標、満額達成、いろいろな意味でむずかしい点もあつたというところは私もよく承知しております。ところが、私が不思議に思ひますのは、日本は経済大国ですから、しかも技術の面においては世界の先端を行く先進国です。あるいは日本の官僚機構と言つたら世界に冠たる優秀な組織である、こう言われているわけですが、もちろん資本とか技術とか組織だけで物事がすべて解決できるとは思いませんけれども、しかしやはりこれは解決する大きな要素になると思つたわけですね。

確かに、これが目標どおりにはいかなかった。計画自体に問題があつたのか、あるいは情勢の変化あるいは執行能力、いろいろな問題点はあつたかもしれませんけれども、しかし結論的に、私はこういう結果から総括して考えますときに、本当にやる気があつたのか、本気であつたのかどうか、それさえ疑わざるを得ない。客観的結果からしますと、そうあえて指摘されてもこれはやむを得ないのじゃないか、私はそういう感じがいたしました。したがって、何となくこの十年間で十分なものを向こう十年間に延長をして、補助率も原則的に高率でやつていくということですが、これも基本的にはこれだけの優秀なものが条件としてはそろつていながら、目標が達成できなかったというところからすると、先ほど長官にも申し上げましたとおり、第二次沖縄振興開発の出発でございまして、長官自身の決意、そして本気になつて取組んでいただくという態勢、やはり最初のながが一番大事じゃないかと思つたわけでございます。そのことをまず強く要望しておきたいのですが、重ねて長官のお考えをお伺いいたします。

○田邊國務大臣 いま御指摘がございました、いよいよ第二次振興計画に取り組むことに対する私の姿勢でございますが、先ほどからいろいろの観点からの御質問もございました。私も振り返り見まして、まずやらなければならない問題にやはり水の問題が一つあると思ひます。それからもう一つは農業の振興、この農業振興には、いま進めております土地改良、農地保全、農業の各般にわたつたいわば基盤づくりがまだ十分でない。農家が新しく土地改良をされた農地に対して何を植えるか、何を生産するか、この問題を私どもは真剣にその施策の実態をきわめてまいりたい。それからもう一つは、第二次産業をいかに誘致できるか、付加価値の高いものを誘致できるか、そうしてまた沖縄県自体がいかに自立した産業を確立できるか。この問題については私どものこの第二次振興計画におきましてどう対応するか、こういう問題があるわけでございます。また若年労働力を吸収するのにどう対応するか、この点も大きな課題であります。

〔上草委員長代理退席、委員長着席〕

それからもう一つは、保税地域と申しますか、特別な税を免除する地域を一体どう活用するか。私は、自分の県が実は精密工業の地域でございまして、しかも内陸県でございまして、したがって、できるだけ水を使わない、そして付加価値の高いものを誘導をしたいということで、実は山梨には精密機械の産業が大量に入つてまいりました。私は、沖縄はやはりサンゴやいろいろな細工をやる技術というものは古来より伝わつておると思うのです。そういう意味では手先などが大変器用な方が多い。そういうことを考えましたときに、沖縄の将来の産業というものはそういうものにもひとつ目を向けていくべきではないかと思ひます。これが一つ、私自身は考えられると思ひます。もう一つは、山梨は精密工業で、実は小さい企業でございまして、山梨は精密工業で、実は小さい企業が非常に進んでおられて、オランダ、ベルギー、ドイツ各国からの保税工場が実は七十ない

し八十ぐらいあるはずでございます。そしていろいろのカッティングをし、一説には日本人の一年間に消費するダイヤモンドは三日間でつくるといふほどの精密産業が発達をしております。

そういうことを考えましたときに、沖縄という立地条件の中で、昔から非常に手先の産業が進んでおる沖縄においては何かの一つの産業が誘導できるのではないだろうか。それによって沖縄のいわば自立経済、そしてまた誘致企業、こういうものが相まって沖縄の第二次産業が発展をし、そして沖縄県の県民が、青年が、喜んで郷土に定着をするようなそういう配慮はできないものであろうか。こういうようなことを、私は就任以来わずかではございますけれども、いろいろな角度から検討をし、自分自身がやはり沖縄の県民の立場に立って真剣に実は取り組んでおる次第でございます。その点、私自身、沖縄開発庁長官としての責任を感じながら真剣にこの与えられた職務を遂行する考えであります。

○玉城委員 歴代沖縄開発庁長官を私ずつと見まして、地方自治、まあ知事をしておられた長官というのは恐らく大臣が初めてではないかと思う次第でございますので、どうかぜひともこの二次振計の所期の目的が必ず達成できるようにがんばっていただきたい、このように思います。

そこで、これも出ております水の問題ですが、これは大変深刻で、長官もごらんになって現地の実情は御存じかと思うわけです。もはや隔日給水や二十時間に給水制限をしまして、たとえば老人福祉施設などではお風呂の回数を制限するとか、おしめのチェンジの回数を制限するとか、あるいは主婦の方々にとってはノイローゼきみであるという、いろいろな面で大変深刻な状況がもう出始めているわけです。ですから、これは何とかならぬかというわけですが、市町村段階、県段階、そしてせつかく沖縄担当の国の開発庁という機構があるし、国も何とかやってくれ、そういう県民の非常に深刻な要望なんです、やはりダムを開発しなくちゃならぬ、どうのこうのということで、

これもまた時間がかかるということなんです。それで、午前中振興局長さんのいろいろなダムの開発計画等の話がありました、私はこれについてこの際ぜひきちんとしておいていただかなければならぬ問題を、時間もございませんでちょっとお聞きしておきたいのです。

防衛施設庁に、沖縄本島の水源地の問題ですが、北部、中部にダムは集中していますが、この米軍基地とかかわり合い、いわゆる地位協定上どういふ状態にあるか、それをちよつとはつきりさせておいていただきたいのですが。

○大場説明員 沖縄の施設、区域内にございしますダムの実態を概括的に申し上げますと、北部訓練場の中には福地ダム、新川ダム、安波ダム、普久川ダム、この四つのダムが完成または工事中でございまして、現在地位協定二条四項(a)に基づいて共同使用されております。現在工事中の安波ダム、普久川ダムの完成後にこれらの四つのダムは地位協定二条四項(b)に基づく共同使用に切りかえられることとなっております。また嘉手納弾薬庫内には瑞慶山ダムが地位協定二条四項(a)に基づいて共同使用されております。その他キャンブ・ハンセンには小規模のダムが散在しております。その中で当袋ダムが地位協定二条四項(a)により共同使用されており、その他のダムは地位協定二条四項(a)、つまり米軍の占用区域内にございまして、地位協定三条に基づきまして米軍の管理権の範囲内で使用が認められている、こういう実態になっております。

○玉城委員 いまのお話は、結局一番大きな水がめであります北部の福地ダムにしましても新川ダムにしても、安波ダム、普久川ダム、これは米軍の訓練地域の中にあつて、地位協定上はいわゆる二条四項(a)ということですね。これは地位協定上二条四項(a)というのは管理権は米側にありますね。臨時的に日本側は使用を許されているという状態ですね、地位協定上は、(大場説明員「はい」と呼ぶ)それから、同じく中部の瑞慶山ダム、これも地位協定二条四項(a)というのは完全に管理権は米側に

が、臨時的に日本側に使用が許されている。したがって、米側が都合が悪ければ、向こうに管理権があるわけですからね、それはいや応なしに向こうに当然使用はさせられるという状態ですね、そういうに理解していいですか。

○大場説明員 はい、そういうことでございします。

○玉城委員 そのとおりですね。したがって、それを二条四項(b)に変えたいというのですか。二条四項(b)に変わるといふ状態になれば地位協定上どういふうになりますか。

○大場説明員 地位協定二条四項(b)の共同使用になりますと、日本側に主体性がございまして、米側が必要に応じて一時的に使う、そういう関係になります。

そこに上流下流いろいろな河川があるわけですから、そういうものすべてを含めた部分については返還されるということが望ましい、このように考えて、これは非常に常識的な考え方だと思ふのですが、いかがですか。長官御自身はどのようにお考えになりますか。

○田邊國務大臣 私は、やはり人間生活の中で一番大事なものは水だと思っております。そういう意味では、できるだけ得るならばそういうことができたら大変いいんじゃないか、私はこう思っております。

○玉城委員 これは本当にぜひそういう形に――長官、これからは沖縄に行かれる機会も多々あるうかと思ひますし、ぜひそういうところは重大な関心を持っていただいて、関係省庁とも合議をさせていただきたい。幸いなことに改善の策として、北部の四つのダムについては二条四項(a)から二条四項(b)に切りかえたいという施設庁の考えがございしますから、さらにそれをもっと進めて、本当に水ぐらひは安心して使えるような、飲めるような状況というものをぜひつくり上げていただきたい、このように思ふわけです。

そこで、一つ問題点は、この中部にあります瑞慶山ダムなんです、これについて、振興局長で結構ですが、これは開発計画でございますね、ちよつとその部分だけ御説明いただきたいのですが、――

○農林政府委員 県の企業局の瑞慶山ダムにつきましては、御案内のとおり、これは北部のダムに比べますと貯水容量が小さいダムでございます。そこで、今般昭和五十七年度予算におきまして、新たに比謝川総合開発事業というものを採択していただいております。これによりまして瑞慶山ダムの改築と申しますか、現在のダムの下流にもう一つダムをつくりまして、いまのダムはその新しいダムの中に水没するというような形においてその容量を増強したい、こういうことを考えております。

○玉城委員 いまの瑞慶山ダムを改修をして、比

謝川総合ダムとしてかさ上げをして容量をもっと拡大しよう——こもさつきの地位協定上二・四(a)ですね。したがって、米軍提供区域ですね、いわゆる米軍基地ですね。これを改修、拡大するわけですね。これは開発庁がやるんですか、開発庁と県が共同でやるんですか。地位協定上それはちゃんとそのようにできますか。どちらでもいいんですが、その辺の手続というのはどうなっていますか。あるいはその予算はどうするんですか。予算は建設省ですか、開発庁ですか、あるいは防衛施設庁が出すんですか。その辺はつきりしておかないといかぬと思うのですが。

○藤仲政府委員 事業主体につきましては、国と県とこれから協議をいたしまして主体を決めるわけでございますが、一緒にやるという形もございましょうし、ダムの場合は技術的な問題もございしますから、これは直轄でやるという可能性も多いかと思ひます。いま御指摘の提供区域でございすので、米軍との関係につきましては、これは改めて協議をいたしまして事業ができるようにする、こういうことに相なります。

○玉城委員 施設庁の人、一言……。

○大場説明員 施設庁といたしましては、現在の共同使用の区域が拡大するということであれば、また施設委員会が合同委員会の合意を取り直して所要の手続を進める考えでございします。

○玉城委員 長官、沖繩の水の問題、いろいろな考え方、主力は局長もおっしゃったようにダムの開発がどうしても主力になるんだということですが、このダムの開発にいろいろな基地との絡みがありまして、思うようにできないいろいろな問題があるわけですね。ですから、せめてそういう大きな水がめ等についてはきちっとしていただきたいい。長官もさつきさういってお話もございましたので、ぜひそれは要望しておきます。

それと、ダムだけでなくして、水の再利用だとか生活様式、たとえばこれは一つのアイデアですが、昔沖繩の住宅では、雨をずつというんな雑用水に使ったわけですね。そういうものも住宅建設

のときに融資対象にするとか、いろんな方法、アイデアもたくさん出ていますので、総合的にそういうものも活用していただいて、ぜひこの水問題を何とか早目に解決できるような体制にしたい、このことを要望しておきます。

次に、もう一つは、これは運輸省の方に伺いたいのですが、その前に、長官もこの間、八重山の方にいかれましたのでよく御存じのことかと思うのですが、いまの石垣空港ですね、もう限界に来ている。あれは滑走路そのものがちよつと短い特殊なジェットが降りるようにはしたのですが、これからの需要、現状を考えますときに、あの空港じゃもう限界があるんだ、したがって、新しい石垣空港を建設しなくちゃならぬという判断のもとにこれまで来ていると私は理解しているのですが、そのように理解してよろしうございしますか。

○田邊国務大臣 お答えいたします。

新石垣空港の問題でございしますが、私は参りまして、将来の大事な観光地といたしまして、また地域住民の生活に密着した問題といたしまして、この八重山地方の振興のために、新石垣空港、やはり本格的なジェットの空港としてこれを整備をいたすべきだ、またさうしてあげたい、こういうことを考えております。したがって、運輸省とも十分調整を図つてその対応を進めてまいりたい、こう考えております。

○玉城委員 これは五十五年から大体予算化されてまして、その関係予算というのは五十五、五十六、恐らく新年度もうちやんと組まれているやに伺つてゐるわけですね。ですから、この問題も本当に現地、県当局とつかり、開発庁も御指導されながら、運輸省とも協議されながら、ずるずるこんなことでは現地にとても発展——これは離島振興という非常に大きな問題があるわけですから、この点も本当にきちつとやっていた方がいいと思ひます。

次に、エネルギー庁の方がいらつしやつていますので……。実は私、この問題は非常に関心があ

りまして、ずっと前から取り上げてきたのですが、どちらかというと、国家備蓄については沖繩はいままで考えていないという考え方が二、三年前まではあったのです。去年から、国家備蓄についても、四十万キロリットルについてはもう一年契約ということですので国家備蓄、つなぎということをやつていらつしやいますね。現状と、それからこれからもそういう体制になるのか、その辺の考え方をちよつとお聞かせいただきたいいわけ

○市川説明員 お答え申し上げます。

まず、国家石油備蓄基地建設計画の進捗状況を御説明させていただきますが、三千万キロリットルを目標といたしまして石油公団による国家備蓄の計画につきまして鋭意推進を行っているところでございしますが、この三千万キロリットルをおさめます恒久施設の建設につきましては、石油公団が現在鋭意、立地及び建設を進めております。この候補地点といたしましては、これまで三次にわたる立地可能性調査を実施をいたしまして、その中で立地可能となつたものにつきまして地元調整等進んで、全国的な配置の適正化を考えながら、順次立地決定を行つてきたわけでございますが、現在、六地点の立地が決定をいたしております。むつ小川原地区、苦小牧東部地区、白島地区、福井

つ小川原地区、上五島地区、それと秋田地区、この六地点でございます。むつ小川原と苦小牧東部地区につきまして、現在すでに工事に着手をいたしておりますので、それ以外の地区については、現在、造成のための準備を行っているところでございします。

次に、先生御指摘の、つなぎの措置と申しますのが、国家備蓄基地が完成するまでの間、民間タンクを活用するということについてお答えをさせていただきます。

国家備蓄基地の建設は順調に進んでいるわけですが、これが五十八年度以降順次完成をすするわけでございます。その完成までの暫定的措置、つなぎの措置といたしまして、五十三年度以

来タンカーによる備蓄を実施してきたところでございします。このタンカー備蓄につきましては、現在九百九十九万キロリットルの規模に達しておりますが、泊地の確保など諸般の事情をございまして、現在の水準がおおむね上限と考えておるところでございます。一方、最近石油需要が若干緩和をしてきておりまして、民間の石油貯蔵タンクに余裕が生じてきております。したがって、五十六年度から一部民間タンクの借り上げによつて、国家備蓄完成までの暫定的措置を、つなぎを行おうということでございまして、現在百十五万キロリットルの備蓄を行つております。先生御指摘の約四十万キロリットルの原油につきまして、沖繩石油基地の一部を、その利用権を有している会社の方の御申請それから石油公団による審査の結果、お借りをしてる次第でございします。

今後どうするかということでございますが、五十八年度以降順次完成をするということで、基本的には国家備蓄基地にいずれ移されるわけでございますが、その間、民間タンクの余剰スペースがある場合には、この民間タンクもお借りしながらやつていきたいというふうな考えをおるわけでございますが、この場合には、先ほど申しました利用権を有しております石油企業の方から応募と申しますか、入札等に対しまして応募をいただきます。その応募のあったものの中から、石油公団の備蓄を行うに適當であるかどうか、これは安全面等いろいろな点から審査をさせていただきます。先方の条件それから石油公団の必要とする条件、これが両方マッチされたものについてお借りをしてくる。したがって、どこの石油貯蔵施設をお借りするかということは今後の問題でございします。

○玉城委員 そんなんですがね。皆さん方、去年まあ国家備蓄についてタンカー備蓄は限界に

来ている。したがって、目標の三千万キロリットル、いろいろ毎年積み増しがあるわけですね、それについては、国家備蓄のできるいわゆるタンクの完成するまではいろいろな民間のものを借用し

たいというお話ですね。だけど、皆さん方、去年十一月、民間のタンク借用した百四十万キロリットルのうち、四十万キロリットル、約三分の一強、これは沖縄にあるわけですね。ですから、民間備蓄はざっとやって、国家備蓄はどちらかというと沖縄は考えていないというのが実質的には国家備蓄が始まっているわけですね。つなぎということですからね。そうしますと、これから三千万キロリットルですから、これがふえてくるのじやないかという心配があるわけですね。私は、これは前から指摘していることは、やりやすいところに――石油の非常な大事なことばも承知ですよ。国の安全保障という意味から、部分的に、国家備蓄も民間備蓄もやりやすいところばかり集中的に置くということはむしろマイナスになりますよということをもう何回も指摘しているわけですね。この四十万キロリットルについては、今後ふえる可能性もないとは言えないわけですね。その辺はどうですか。

○市川説明員 答え申し上げます。

現在四十万キロリットルをお借りをしているわけですが、今後この設備ということではこれから入札の工事の結果にまたなければならぬわけですが、民間貯蔵施設の余剰というものは、現在の石油環境のもとでは全国的に発生をいたしているわけですね。したがって、これをこれから来年度だけの原油を新たに積み増しをするかという問題、それからそのほかの貯蔵の手段をどうするかという問題、これを総合的に勘案をして決めるわけですね。これの中で沖縄の関係の企業の方から御要望がさらにあつたという場合には、それぞれの条件のマッチする限りにおいて、会社ごとに集中するということが、入札等の結果で集中と申しますか全体的な調整を図りながらやっていくということでございますので、繰り返してございませうけれども、いまの段階で沖縄県の石油貯蔵施設にさらに積み増すかどうかということの判断はつきかねるということでございます。

○玉城委員 時間がございませんで、とにかくこういう石油の備蓄という重大な問題は御都合主義的にやっていると申すのですね。これはまたいつかいろいろお話ししたいと思うのですが、時間が参りましたので、沖縄電力の問題とか、特に六十二年国体の市町村負担の問題とかいろいろございませうが、御質疑がかわされましたけれども、また次回に譲って、きょうはこれで終わりたいと思います。

○吉田委員長 次に、部谷孝之君。

○部谷委員 予算委員会の都合で長官途中で中座されるということでございませうが、先ほど玉城委員から申されましたように、世界に冠たる官僚機構だそうでございまして、優秀なスタッフがたくさんいらつしやいますので、大臣にお尋ねできない点につきましてひとつスタッフの方から懇切丁寧な御答弁をいただきたい、このように思っています。なお、おられる間、ひとつなるべく大臣も御答弁をいただきたい、こう思います。

先ほどからいろいろ質疑応答がなされました。やはり皆さん大体同じようなところへ視点を向けられまして、私がお尋ねしたいと思つておりましたこともお尋ねその全貌が明らかになつてきた面が多々あるわけですが、大臣、予算編成の際の記者会見で、先ほどもお話がありましたけれども、沖縄の特例補助率は、当面は全面的に継続し、第二次振計期間中のしかるべき時期に見直すこととする、見直しの時期は事業の進展状況や県、市町村の財政状況などを見ながら検討したい、こういうふうな述べられたと報道されました。このことにつきまして、また同僚議員の方々から重ねてそうした御意向を伺われたわけですが、あるいはまた、決まった方針があるわけではないけれども時宜に應じ進捗状況を見ながら再検討したい、こういうふうな御答弁があつたわけですが、もう一度念を押してお尋ねしたいと思ひます。

○田邊國務大臣 沖縄の沖縄法の延長でございませう。

すけれども、この補助負担率の現行維持の問題につきましても、当時の予算折衝の中では、大蔵省は絶対にだめだという意向が非常に強うございまして、したがって、私も、沖縄の現状としてまた過去の歴史の経過というものを踏まえ、この沖縄の沖縄法だけはひとつ特別な配慮をしていただきたい、こういうことでございまして、ところが、いろいろのやりとりがあり、また中断をした経過もございまして、私どもとしては、どういう方法で再度高率補助の方法を継続するか、いろいろの苦心を重ねた経過がございまして、そこで私も、いろいろの事業の進捗状況の中で、大体完成できるような事業については、その時点においてやはり地元沖縄とも、またその市町村とも十分話し合いの中でこれをどう対応するかということをお話ししながら対応したい、こういう一つの腹構えを持つて実は大蔵省と折衝をした経過があるわけですね。したがって、いつの時点にこれをやるかということも私どもは言明をいたしておりました。それはでき得れば私どもはこの高率の補助というものをできるだけ伸ばしていきたい、そして沖縄県民の皆様のこれが福祉増進、地域振興に役立つであらう、こういう判断のもとに、この問題については明確な時期というものを私どもはあくまでも避けて、そして先ほどから申しましたように、その施設の進捗状況と県、市町村の財政事情と見合いながら第二次振興計画の期間の中で検討をする、こういうような答えを出したわけでございますから、私どもの沖縄に対する愛情、沖縄に対する対策というものの心情を十分御理解賜りたいと思ひます。

○部谷委員 そうした十年間延長という方針は決まりましたが、いわば予算は単年度主義でございまして、そういう中で補助率の見直しということもなされる可能性は当然秘めておるということでは理解できるわけでありませう。

それで、復帰後の沖縄に對します政府の施策は、沖縄振興開発特別措置法、復帰特別措置法、沖縄振興開発金融公庫法、沖縄開発庁設置法等々

に基づきまして実施されてまいりましたが、これらの法律案を審議いたしました第六十七回国会、いわゆる沖縄国会と言われたあの国会であります。が、沖縄復帰に関係いたします諸法案の審議が行われた際のその法案の提案理由を実は改めて読み直してみたいのであります。「沖縄は、さきの大戦において最大の激戦地となり、全島ほとんど焦土と化し、沖縄県民十万余のとうとう犠牲者を出したばかりか、戦後引き続く二十六六年の長期間にわたりわが国の施政権の外に置かれ、」多年にわたる忍耐と苦難の中で生き抜いてこられた沖縄県民の方々の心情に深く思いをいたし、県民への償いの心をもつて事に当たるべきであると考えます。「このような観点から、」明るく豊かで平和な沖縄県の建設こそが沖縄復帰の基本的な目標でなければならぬ、」こういうふうな述べられておるわけでございます。

いま長官が、引き続き沖縄に対する愛情を持つて施策を進めていかねばならぬ、こういうふうな述べられたわけでありませうが、かくして十年間沖縄に對する特別の施策が行われてまいりましたけれども、その結果をよく見ますと、まず振興開発計画の基本理念の一つであります格差是正について見ますと、その格差の是正がほぼ達成せられておりますものは、けさからいろいろ述べられましたように、道路、空港、港湾等の交通通信施設、あるいは上下水道、学校、教育施設等であります。また、おくれが目立つておりますものは都市公園、医療施設、医師、歯科医師、看護婦の数、あるいは学校のプール、児童福祉施設等々であります。ここで注目しなければならぬことは、比較的達成度の高いものは大体十分の十補助、十割補助あるいはそれに近いものが達成度が高くなつております。そして、達成されておられませんものは、例外はありますが、大体補助率の低いものが達成度が低い、こういう傾向を示しておるわけでありませう。沖縄県あるいは沖縄の市町村の財政は、財政指数が全国〇・四二に比べて、県分をとりましても〇・二二六、半分とい

う状態になっておるわけでございまして、したがって経常収支の比率も高いわけでありまして、したがって、地元負担率の高いものの整備がはかどるというところは当然と言えども当然だと思われたいと思います。

そこで、整備がおくれています事業の補助率、これをこの際そういう意味で洗い直す必要があるのではないか。そうでなければ、沖振法を延長いたしまして十年後も依然として状況は変わらない、そういう結果に終わるのではないかと、うふうに思うわけでありますが、ひとつ御見解をお伺いしたいと思います。

○藤仲政府委員 まず、私からお答えを申し上げます。

沖繩の特例補助率につきましては、制定時の経緯を御存じかと思いますが、当時におきます他の地域立法における特例、あるいは旧奄美振興法あるいは北海道開発のための旧特例、さらには後進地域のための特例法、そういういろいろな立法例を参照いたしまして、過去最高という一つの観点から設定された非常に高い特例負担率になっておるわけでございます。そういう特例負担率をもちまして第一次振計の期間中に道路、港湾、空港、ダムそういう事業を推進してきました結果、相当の改善が見られるに至ったことは先生の御指摘のとおりでございますが、その反面、またこちらかと申しますと補助率の低いような事業について整備の進捗がおくれている、これもまた明らかな事実でございます。

そこで、先生の御指摘は、そういうおくれたいものについての補助率を引き上げてはどうか、こういうお話なのでございますが、実は先ほど御答弁申し上げましたとおり、今回の五十七年度の予算編成に当たりまして、私もそういうこともひそかに問題として考えたわけでございまして、ただ御案内のとおり、ダムにいたしましては、港湾にいたしましては、空港にいたしましては、なお二次振計の期間中に相当の投資量を必要とするものでございまして、こういう基幹的な公

共事業の現行補助率を維持するということが二次振計の期間中に、特にこのスタートに当たっては絶対に必要なことである、こういう判断から、当面現行の補助率を維持するという結果になりましたことは、ただいま大臣から御答弁申し上げたところでございます。おくれたいものは申ししまして、補助率の低いものにつきましても、復帰後の経過をたどつてみますと徐々に改善を見ておるところでございまして、先ほど申し上げましたように、県、市町村の全体として見ますれば、地元負担は大幅に軽減されておるわけでございまして、いまここにそういう部分の補助率だけを取り上げて引き上げを図るということは非常に困難である、かように考えておる次第でございます。

○部谷委員 補助率の見直しということは、大蔵省との折衝の段階で現況を維持するのが精一ぱいである、日がたつにつれて進捗度の進んだものはカットしていく、そういう御答弁であつたわけですが、私も、先ほど申しましたように、補助率の見直しというものはただカットしていくだけが見直しじゃなくて、進捗と見合いながらおくれたい部分をむしろかさ上げしていく、大臣が述べられた精神を生かすにはそこしかならぬと思うのですが、いかがでしょうか。重ねて御答弁願います。

○田邊国務大臣 私もでき得れば補助率のアップをしたいという気持ちはあります。そこでいろいろと私も折衝をいたしましたけれども、大蔵省自体はむしろ全部を下げていくということではございまして、私もがこういう実情であるのでこういうようにひとつしていただかないだろうか、御指摘がございましたように、これからいよいよいろいろの施設整備が始まる、学校にしても国体にしてもプールにしてもいろいろある、こういうものも補助率も上げてもらいたい、こういうことでございまして、これはもう項として受けつけたいというのが実は当時の予算折衝のなかでございまして、一時中断して、再折衝の中でようやく現状維持ということを取りつめたという経過が

ございます。気持ちとしては、私はやはり沖繩県の現状を踏まえまして、できるだけ配慮をいろいろの形でお手伝いをしたい、こういう気持ちで一ぱいでございます。

○部谷委員 次に、衆議院調査室の資料によりますと、沖繩の人口は、復帰時の九十六万九千人から五十五年十月一日現在、約十四万人増加いたしまして百十七万七千人になっております。現在の計画のフレームでは、五十六年度には百三万人でありますから、それを大幅に上回つておることで、そのことが失業率の増加の一因になっておると考えられます。開発庁といたしましては、今後十年間にどのくらいの人口がふえるかと予想しておられますか。

○美野輪政府委員 お答えいたします。

沖繩県の将来人口につきましては、五十五年国調の結果をもとにいま種々推計を行つておるところでございまして、単に自然増という形で見れば、沖繩の出生率は非常に高うございまして、かなりの増加を見るという形になるわけでございまして。現在、他の諸要素との関連におきまして種々推計を行つておるところでございまして、いざにいたしまして、これまでの趨勢からいいますと、なお今後とも増加を続けるものというふうに考えておりますが、いま最終的に固まつた数字、結果を得てない状況でございます。

○部谷委員 県の方では十年間に約十万人増加するというふうな推計の数字を示しておるようでありまして。人口構造などの内容を分析しなければ単純には申せませんけれども、復帰したときから現在までに人口が約十四万人増加し、労働人口は七万八千、約八万人増加いたしております。これを労働力として吸収できなかった、そういうところから先ほど申しましたように失業率を引き上げてきた、こういうことにならうかと思ひます。

先ほど申しましたように、今後十年間に約十万人の人口が増加する、こういうふうな推定をいたしますならば、過去十年間の四十五万人の労働人

口に対して失業率五%ですから大体二万三千人、それに今後十年間に労働人口が五万六千人ぐらゐふえる、これは単純計算をすればそういうふうになりまして、労働人口というものは大体九万人ぐらゐふえるであらう、こういうふうな推定されるわけでありまして。したがって、これに見合う雇用の場を確保していかなければならないわけでありまして、国の財政事情から見まして今後国の財政支出に余力期待ができないということになりますと、どうしても一次振計で期待外れに終わった第二次産業の振興を重点的に推進する以外にはない、こういうことにならうかと思ひますが、開発庁の御見解と御方針を伺いたいと思ひます。

○美野輪政府委員 先生ただいま御指摘のように、これまでの推移を見ますと、昭和五十五年十月には人口が百十七万七千人ということで、計画で想定された人口を大幅に上回つておるわけでございまして、それにつれて労働力人口も五十五年には四十五万三千人ということでございまして。これを趨勢で見てもいいますと、沖繩の人口の年齢構成が非常に若いという点もございまして、人口の伸び以上に生産年齢人口が伸びる、また労働力人口がつれて伸びるという傾向を持つてございまして。今後の数字につきましては私も推計中でございまして、この傾向は同様は今後も変わらない、このように見ております。したがって、今後人口の増加を上回る形において生産年齢人口が率としてはふえていく、また労働力人口も増加をする、こういうふうにも考えておるわけでございまして。したがって、これらのふえてまいります労働力をどう吸収していくかということは、今後の沖繩振興開発を考へる場合にきわめて重要な問題になつてくるわけでございまして。

それで、ただいま先生が御指摘のように、このためには基本的には産業の振興を図つていかなければいかぬ。この場合、私も私としては、とにかく沖繩県内のあらゆる産業の分野にわたつてその

振興を図つていかなければいかぬのではなからうか、このように考えておるわけでございます。御指摘の第二次産業、特に製造業につきましては、他の産業あるいは他の企業との連関が強い性格のものでございますし、産業振興の核となつていくものというふうに私も考えておるわけでございます。したがいまして、御指摘のように、今後の振興開発計画の中におきましては、この産業振興特に製造業の振興というものを最も重要な課題として考えていかなければいかぬのではなからうか、このように考えておるところでございます。

○部合委員　産業振興のための特別措置といひまして、これも今朝来いろいろ議論がありました。が、工業開発地区の指定等の措置が設けられ、また企業立地を促進するために自由貿易地域の制度が設けられております。しかし、この十年間、これらの制度はほとんど生かされてこなかった。自由貿易地域制度については、わが国で新しい制度であり、沖縄の産業基盤も弱く、地域の設定がで

○美野輪政府委員 お答えいたします。
ただいま工業開発地区、自由貿易地域制度につ

いて生かされておらないのはメリットが非常に少ないからではないかという御指摘でございます。

これは端的に言いまして、工業開発地区におきます税制等の措置だけということでございますと、見方にもよろうかと思えますけれども、少ないのではなからうかという御批判もいただくのではなからうか、このように考えます。私ども沖縄開発庁といたしましては、工業開発地区制度を設けまして、その工業立地を誘引するにつきましては、全体的に沖縄の産業基盤を整備し、また、これらの工業開発地区に係る租税その他の特別措置のほか、たとえば沖縄振興開発金融公庫等から低利の長期の資金を融資する等、総合的な施策をとっておるわけでございます。私どもといたしましては、これらの工業開発地区における特別措置も継続されることによりまして、これらが他の沖縄の産業振興諸施策と総合されることによりまして、今後工業立地が進むもの、このように期待をして、

いる次第でございます。

○部合委員 次に、水資源の問題、これも各委員からそれぞれ触れられた問題であります。現在、復帰後最大の水危機を迎えておるわけであります。また、さらにこうした状態、つまり雨が降らないうで水事情が厳しくなった場合に、これから水の確保のために緊急対策としてどのような方法を考へておられるか。また、沖縄の振興開発には水源と電力、エネルギー、これらの解決が不可欠であります。第二次産業が伸びないのも水資源が大きな影響を与えておるわけであります。観光の観点からいたしましても、水がなくてはイメージダウンになるわけであります。政府は、第二次振計の中で、地下ダム、湧水、井戸による地下水あるいはため池、汚水再利用、海水の淡水化、そういうふうなことが進められていかなければならぬ、というふうに思ふのですけれども、どのような御計画でしょうか、伺います。

○藤仲政府委員 沖縄本島におきます水の需給状況は、先生御指摘のとおり大変厳しい状況になっておりますので、このまままとまった降雨がなければ

る淡水化プラントの実用化について検討いたしましたところ、おるところでございます。

ば、なお現在の隔日二十時間給水制限を継続せざるを得ない、こういう状況でございます。

そこで第一点は、このような状況に対してどういう緊急対策をとるか、こういう御質問でございますが、沖縄県では緊急水源対策といいたしまし、て、これまで福地川、安波川等からの緊急取水を行っておりまして、現在、一日約三万トンの水の緊急取水を行っております。このほか、県におきましては、人工降雨の実施であるとか、市町村に對する遊休水源の活用要請であるとか、県民に對する節水要請などを行ってきたところでございます。なお、今後の緊急水源対策といいたしましては、県では、現在取水しております嘉手納基地及び周辺地域の嘉手納井戸群の周辺に新たな井戸の掘削を検討しているというぐあいに聞いております。

第二は、二次振計の期間中、水資源の開発はどのように行っていくか、こういう御質問でございまして、まず水資源開発の手法といたしまして、他は、ダムの建設が最も一般的でございまして、他の手法に比ばまして大量の水を安定的、恒常的に維持開発することが可能であり、また、完成後の維持コストも比較的低廉で済む、こういう利点がございしますので、今後、当面は多目的ダムの建設を主体として水資源の開発を進めてまいりたい、かように思っております。

しかしながら、御指摘がございますように、海水の淡水化であるとか地下水の利用ないしは汚水の再利用というように、水資源の開発利用につきましても、やはり多角化していかなければならぬと思います。かようにわれわれも考えております。したがいまして、多目的ダムの建設を推進する一方、現在、地下ダムの建設の可能性につきましても、これからは本格的に沖縄本島南部において農業基盤整備事業費の中で調査を開始する予定でございます。また海水の淡水化につきましては、これはまだ前からの継続調査でございますが、逆浸透法による淡水化プラントの実用化について検討いたしておりますところでございます。

つきましては、水源涵養のための森林の保全と育成、これがきわめて大事だと思っています。本島の年平均降雨量は二千三百ミリという豊富さでありますが、地形的にも大変不利な条件にあるために、水が十分有効に利用されておりません。河川を守り、地下水をたたえる上から、森林の持つ水源涵養等の多面的な機能を十分發揮できるように、森林の植樹を進める必要があると思うわけでありますが、北部地区はもとより、全県的に中南部を含めた年次的、大規模な造林計画が立てられなければならぬと思うのでありますが、そういう計画はどのような形でありますか。林野庁の方おられたら、ひとつ……。

○野村村明員 沖繩の森林につきましては、天然林が九割近くを占めておりますし、また、その資源内容につきましては、戦災による焼失、戦後の過伐などの制約等によりまして、その蓄積も全国に比べて低い現状にございます。このような状況の中で、木材の生産あるいは特用林産物の生産に加えて、先生からお話がございました森林の涵養機能、とりわけ国土の保全、水源の涵養機能、こういった機能の高度発揮が強く要請されております。

ては、森林の持つておられます水源涵養機能と公益的機能の發揮を重視いたしまして、亜熱帯の自然條件を生かした人工林造成それから天然林改良、必要な保育と森林の整備を進めまして、資源の積極的な充実に努めることにいたしております。

特に、この沖繩北部国有林につきましては、沖繩における重要な水源林でありますので、今後とも水源涵養機能の一層の充実強化に努めるといふことで、除伐等の必要な森林施業を実施していくという考えでございまして、沖繩の森林の整備に今後とも十分努めてまいりたい、かように考えております。

○部谷委員　先ほど開発庁の方からも御答弁がございましたが、農水の問題について、農林省にお

15 4.

尋ねたいと思います。

中南部は北部と異なりまして、農業用水の確保ができる山、河川、そういうものが少なく、干ばつの被害を受けやすいわけでありまして、そこで地下水の開発利用が重要になるわけでありまして、その調査研究は進んでおられるのかどうか。地下ダムの開発につきまして、宮古では皆備ダムですか、これを建設いたしまして成功しておられることとありますが、本島における地下ダムの建設について、どの程度可能性があるのかお尋ねいたします。

○吉田説明員 地下ダムの可能性につきまして御説明申し上げます。

ただいま先生から御指摘がございましたように、私どもでは宮古島の皆備におきまして地下ダムを世界でも初めて成功させたわけでございますが、その成果を踏まえまして、五十三年度から沖縄県下全域にわたりまして地質構造的に見まして有望なと思われる約三十カ所の地下ダム開発可能地の調査を行っているところでございます。一応その調査は本年度をもちまして完了する予定でございますが、これまでの調査結果によりまして、本島中南部におきましては約十三カ所の開発可能地がございます。それらの開発可能地につきましては、逐次事業化を図るための調査を実施してまいりたいというふうに考えております。現に五十六年度からは、糸満市におきまして県営の灌漑排水事業の調査を開始しております。また五十七年度からは、糸満市と具志頭村にまたがりまして本島南部地区国営灌漑排水事業ということで地区調査に入る予定にしております。沖縄農業の振興のためには水資源の確保ということは非常に大事でございますので、今後とも地下ダム方式によりまして農業用水の確保に積極的に努めてまいりたい、かように考えておるところでございます。

○部谷委員 最後に、電力問題についてお尋ねをいたします。

去年、十二月二十八日の閣議了解におきまして、

て、沖縄電力は「他の一般電気事業者の協力の下に、早期に民営移行することとし、そのため、政府は、諸般の措置を講ずる。」という方針が決められました。そして、安倍通産大臣は本年二月二十二日の予算委員会におきまして「沖縄電力をどういう形態にするか、今年中に結論を出す」という方針を明らかにいたしました。今年じゅうに結論が出るものかどうか。民営移行に当たりましては、累積赤字百六十八億円の解消を初めとしたしまして抜本的な対策が不可欠であります。政府は民営移行のための条件整備をどのように進めようとするのか。

それとともう一点、この二月二十二日の通産大臣の答弁の中に「現行の九電力体制は我が国の産業活動などに大きなメリットをもたらしたが、今後、このままの形でいけるかどうかは検討課題であり、あらゆる角度から検討する必要がある」と述べ、九電力会社の再編成も含め電力供給体制を抜本的に見直す考えを示された。これは新聞記事であります。こうした電力政策の流動の中で、果たして今年じゅうに結論が出るのかどうか、そのこともあわせてひとつ御答弁をいただきたいと思ひます。

○植松説明員 先に、二十二日の日に大臣が九電力体制のあり方について検討するという趣旨の答弁をいたしました。この趣旨を踏まえて、大臣が若干の言葉を申します。若干誤解を受けたのではないかと申します。次、次の日の記者会見でもその点を申し上げておりましたが、別に現在の九電力体制の見直しをするというつもりで申しているわけではございません。このことと申します。一九八〇年代、エネルギー問題は非常に重要な段階に来ておまして、そういう点から現在もエネルギーの需給見直し等についての長期の見直しも検討しておりますが、非常に重要な段階に差しかかっているところ、エネルギーの供給体制と申しますか、エネルギー政策についてあらゆる角度から検討してまいりたい

い、こういう趣旨で述べたものであるという旨を改めて申し上げておきます。まずその点を明らかにさせていただきます。

次に、沖縄電力の民営移行のための条件整備の問題でございますけれども、御指摘のとおり、事情の変更もございまして、九電力の協力を得て早期に民営移行をする、できるだけ早くということ、従来のような地元資本中心の民営移行方式は無理でございますけれども、地元の意向それから九電力の協力の仕方等々についてこれから関係者間で十分意見調整をしながら、どういう形で民営移行するのが先ほどから指摘されておりますような沖縄における電力問題の根本的な解決にも一番寄与するの、そういう点についてそれぞれの立場から十分検討していただき、また意見の調整もして、その具体的な方向につきましては年内に結論を得るよう期待をしております。こういう趣旨でございます。とにかく非常に重要な問題でございます。地元では民営移行に向けていろいろ議論がこれまでもなされております。引き続き私どもの沖縄電気事業協議会、これは地元の方々、経験者あるいは専門家、その他関係者にお集まりいただきまして、ずっと従来から議論をしております。そういった検討も今後さらに進めていただき、一方で九電力の協力の方式につきましてもこれから鋭意検討していただく。その過程でどういう形の民営移行が一番現実的、適切であるかというこの判断をいたし、その上で政府としても必要な措置を講じてまいりたいというところでございまして、とりあえず具体的な方向につきましては結論は年内に、かつその上で具体的にどういう形にしていけるか、それについてはまだその上にさらに条件整備が必要というように形でございます。この問題に対処していききたい、こういうふうに考えております。

○部谷委員 終わります。

○吉田委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後四時三十分休憩

午後五時三十分開議

○吉田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

君。

○瀬長委員 私は沖縄経済の発展を阻んでおる三つの要因があると思うのです。一つは巨大な基地です。一つは県外の資本、はつきり言えば大企業とその系列下にある資本が経済の発展を阻んでいる。この二つの壁を打ち破るのではなくて、これを維持、そしてむしろその壁を厚くするために努力して政府の施策、この三つが沖縄経済を十数年たつた今日なお低めておるといふようなことになっておる。

そういった観点に立つて、最初に基地問題を長官にお伺いしたいと思ひますが、基地の整理縮小、平和利用の問題、これは自民党でも政府も従来言つてこられたことでありますが、私は、安保条約廃棄、基地撤去、そして初めて平和で明るい豊かな沖縄がつくれる。政府の理念は、基地の縮小整理、平和利用、それで豊かで明るい活力あるといったようなものが理念である。したがって、私はかみ合うように問題を提起し、長官の御意見を伺いたいと思ひます。

もちろん、基地の整理縮小、この第二次振計が発表されるのが六、七月になるか八月になるかわかりませんが、第二次振計の中にこの基地の整理縮小、平和利用の問題をどう入れるのか。これは文言では普通想像できます。たとえば硬直的な、土地利用の大きな要因となっている米軍施設、区域をできるだけ早期に整理縮小し、産業の振興、生活環境の整備に資するよう跡地の有効利用を図るための施策を推進するなどといった文言が入るかもしれないです。問題はそういった文言にあるのではなくて、現実には年次別にこういつたように整理縮小するのだというプログラム、これがなければ、いかに基地の整理縮小、十カ年間言い続

けてきました。だがプログラムがないからあと十年待つてもまた同じような言い方になる。したがって、長官にお聞きしたいのは、いわゆる整理縮小のプログラムなんです。これをぜひ発表してもらって、第二次振計にはこういうふうな方向で具体的にされる。と同時に、関連します現在でも六百ヘクタールのすでに解放はされておるが未利用地があります。これを含めて政府がそれにふさわしい財政支出をやらなければ平和利用ができない。だから、そういったような返還のプログラムという計画、具体的な計画、これと、返還された跡地利用に対する政府の財政支出、この問題をはつきり、これは政府委員からではなくて長官の口から答弁してほしいと思います。私、四十十分しかないですから。

○田邊國務大臣 お答えをいたします。

沖縄は全国の米軍の施設、区域の約五三%がありまして、また、米軍の演習に伴う事故や基地の管理に伴う問題が発生をしていることは先ほど御指摘がございましたとおりでございます。私もこの問題については十分承知をいたしております。一次振計でも、米軍の施設をまた区域の存在は、産業構造、都市形成、道路体系等に多大の影響を及ぼしております。開発を進める上でできるだけ早期にその整理縮小を図る必要があるということは私も十分承知をいたしております。したがって、二次振計を策定するに当たりまして、基本的にはこのような方向で扱うべきものであると考えておりますが、計画の策定の過程におきましては慎重に検討をしてみたい、かように考えるわけでございます。先ほど上原議員の御質問もございました際に言葉の足りない点があったと思いますので、その点はいまのお答えで御理解をいただきたいと思います。

なお、返還の跡地の利用にしましては、一次振計では、米軍の施設、区域の整理縮小の動向を踏まえながら総合的な跡地利用の観点に立つて具体的な施策を検討する必要があるとしまして、その跡地及び跡施設を産業振興及び社会資本整備のた

めに活用するとされておりますが、二次振計を策定するに当たりましては、この方向で返還跡地の有効利用を図られるように検討をしてみたい、かように考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○瀬長委員 こう理解していいんですね。整理縮小、文言だけじゃなしにプログラムを入れる、年次別にこういった基地はこういうふうな整理する、縮小していく。こうなりますと、たとえば民有地を持っている県民もさらに公有地を持っている市町村でも、よし、これは平和利用をこうしてやろうと計画が立ちます。いままでそれがなかった。私はそれを要求しているんで、時間の関係で、いま長官が言われたことは、第二次振計の中に具体的にそういったような返還のプログラムを新しく入れるんだということを約束できますか。一言でいいです。

○田邊國務大臣 お答えをいたします。

これは、私自身をいたしましては、できるだけ早く基地の返還をしたい、そしてまた、第二次振計にも組み込みたいと考えておりますけれども、これは安保条約との兼ね合いもございまして、ここで具体的な年次計画というものをつくるといことは大変なむずかしい問題であるということだけは話を申し上げておきたいと思っております。

○瀬長委員 むずかしい問題ですから、それを突破しないと沖縄経済の発展は阻害される。いま長官も認めておられるように、整理縮小するということの問題、これはいかに困難であろうとも、ぜひその方向で第二次振計にこれを具体化するために努力してほしいことを要望いたします。

次に、貧困からの解放の問題なんです。なぜ沖縄は十数年たっても、これは県から出した資料でも全国の比較が出ておりますが、県民一人当たりの所得がどうなっているかというと、東京に比べて、東京を一〇〇として沖縄は四四・四%なんです。最低なんです。驚くべきことは、今度は毎年伸び率は上がっているのかというところも上がっていないんです。伸び率はむしろ下がっている。

とりわけ四十九年以降は、格差も伸び率も全部降下しております。これはゆゆしき問題なんです。なぜ十数年になる今日、いわゆる貧困が相変わらず全国一か。さらに、伸び率は少し上がると思いますがなぜ上がらぬで降下しているのか。この問題は第二次振計をつくる場合によほど謙虚にして真剣に整理した上で、はあ、これがあつたから第二次振計にはこう入れるべきだということになると目玉ができます。その意味で、こういったようないまの県民一人当たり所得から見ても、さらに格差から見ても、それに伸び率から見ても、なぜ依然として全国最下位になっているかという問題についてどう思われるかというところは、時間がかかりますから抜きにしましょう。

それで私は、第二番目に挙げました大企業、その系列化、こういった問題について触れます。これは最初に確認してほしいと思っておりますが、資料を二種類だけ上げておきます。

第一に申し上げたいのは、沖縄県建設業協会から出している資料であります。これは主要官庁の県内外業者の発注状況なんです。これは五十四年四月局、那覇防衛施設局、合計、これは五十四年四月から五十五年三月まで、さらに五十五年四月から五十六年三月までの受注関係、これをはつきりさせたものです。これは時間がかかりますので総合的に申し上げますと、一番下の欄の計の中で、県内、県外、総計というのがあります。県内の場合には件数は五百九で、パーセンテージをとりますと六五・九%になっておる。ところが金額は逆転しております。金額はわずかに三六・八%。ところで県外はどうかというところ、件数では二百六十三で三四・一%にすぎないのが、金額ではまさに六三・二%になり、四百十億以上で達しております。全部で六百四十九億四千万余り。これは何を物語るかという問題です。この点はなぜこうなつたかという点はいまは聞きません。それからもう一つの裏の方をちょっと見てください。これは琉銀調査部で調べた「金融経済」からとつたものであります。昭和四十九年と五十二

年、これが地元、県外、ジョイントベンチャーに分けられております。総合事務局は四十九年に地元は一六・七、県外は六六・五。防衛施設局、地元が三・一、県外六〇・六。それから五十二年、総合事務局、地元三一・八、県外五三・七。防衛施設局に至っては地元がわずかに九・三で県外が九〇・七%、ジョイントベンチャーはありません。ゼロです。

この二つの資料をこれは不正確であるとか間違っているといったような意見がございまして、なぜそうなたかという理由は、後で私の質問に対する説明をしたら、御答弁は、これは確認できるかどうかだけでいいのです。間違っているに、それだけでいいですから返事してください。

○府仲政府委員 お答えいたします。

沖縄総合事務局の実施しております直轄公共事業の数字につきましては、このとおりでございます。

○瀬長委員 いま確認されたわけですが、琉銀調査というのは一億円以上の大型公共事業の問題なんです。私はなぜそれを確認してもらおうのを始めたかという、実は日本銀行の沖縄支店の調査でも、一兆二千億円の投資が沖縄に流れたということがあると聞いております。ところが、そういった公共事業の問題になりますと、県の建設業協会、これは会長は國場さんなんです。幸昌さんじゃないですよ。いずれにしても資金は県外に六割以上逃げている。流れていまして。したがって、沖縄における中小零細企業は圧迫されているというよりは、はつきり言えば日が当たりません。日当たらないのは県外の企業だ。なぜ沖縄の企業に日当たらないのか。活力は県外から持ってきたから持ってくるか。活力は県外から持ってきたものでは沖縄経済は発展しない。もちろん全体が経済の一環としての沖縄経済であります。基地問題はほかの県にないわけだから、基地関係はもちろ

ん関連しますが、沖縄は基地経済ではありません。まさに日本経済の地方沖縄の経済なんです。これを阻んでいるのがいま申し上げました企業体なんです。これはゆゆしい問題です。これは日銀沖縄支店でも選流している、Uターンだという言葉も使っている。一応流されてきた。ところが、県民のふところには流れないで県外に流れている。これは具体的にこれを示しているのです。防衛施設庁のごときは県外がほとんど九〇%以上なんです。これは、皆さんのところのいわゆる受注資格の問題あるいは何名、だれだれがいるか、ランクの問題、後で資料を要求いたしますが、長官、こういった金の流れを変えようになければ、十年延長しても、こういった状態を放置しておく、いかにどんな政府が資金を流そうが、県民のふところに落ちないような仕組みになつておる。この仕組みを変えることが沖縄経済の発展、振興の基本だと私は見ているのです。そこで、今度は長官から御意見を。

○田邊國務大臣 御指摘のお話でございますが、できるだけ沖縄県の地元の事業所に仕事を配分するということは理想的な姿であると思っております。私も実は地方自治体の長の経験の中で、やはり道路、事故を起こさないきつとした道路をつくるというところは、設計も図も読める、そしてまた設計者もいなければいけない、いろいろの条件が備わった業者でなければ完全な道路はできないという経験を私は持つてきております。したがって、いろいろな事業のその内容におきまして、できるものはできるだけ地元の業者にやらせるべきである。できないものも必ずある。その場合にはやはり県外という問題も起きてくる。私は細かい内容をよく存じませんが、しかし沖縄県の産業、そしてまた所得の拡大を図るには、御指摘のような姿が好ましい姿である、こう判断をいたします。

○瀬長委員 これは相当突っ込んで討論しなければ實際直らない。病氣は相当奥深いのですよ。沖縄の企業体は資本力が大きくないと言われております。そういうのであれば、なぜ沖縄の企業体がそういったような体質になるように努力せぬかと反問が出てくるのです。ですから、長官、これは現実なものですから、現実を変えていかないと沖縄県民のふところに流れないのです。だからいつまでたっても県民一人当たりの所得は東京の半分以下しかないといったような惨状で、貧困からの解放は言葉だけになります。この問題は沖縄経済をどう発展させるかという問題の根幹をなすものなのです。その点に留意されて真剣にこれを検討されれば、なるほど、こういった事業はやはり県内企業にやるべきだという問題とか仕組みがいろいろ出てくると思うのです。この仕組みがはつきりすると第二次振計は生かされると私は確信します。その点を特に強調して次に移ります。

次は、補助率の問題です。なるほど、十分の十とかあるのは十分の九とか補助率の高いところは全国的平均で一〇%以上。たとえば国道、県道の改良あるいは舗装率とかいうのはそうでありますが、補助率が低い、そして市町村、自治体が出し出さなければいけぬような問題が実に多いのです。実例をとりますと、道路の普及率、国、県道、これは普及率が高くなっているのです。ところで市町村民が使う道路、この延長なんです。延長面積はどうかという、驚くことにまさに六六・二%しか達してない。沖縄の交通渋滞の原因はそこにあるのです。直接にわれわれ市民が歩く延長率は六六%です。ここに問題があります。

もう一つは、屎尿処理、都市公園、小中学校の学校プール。このプールなんかは全国平均の二・三・九%。河川整備率、街路普及率、老人福祉センターのごときは五〇%。医療施設、十万人当たりのベッド数はまさに七二・八%といったような医師数は十万人当たり五五・八%といったようなことで、これらの分野についても補助率が低い。それで手当てが行われていない。社会福祉施設、これもひどいのです。たとえば保育所六二・二、母子寮のごときは二五・三だ。養護老人ホーム三

○九、軽費老人ホーム六二・五、老人福祉センター四四・二などなど、福祉施設は軒並みに六〇%以下なんです。それで、もう一つ驚くべきことを申し上げます。これは火災の問題ですが、消防施設整備についてですが、昭和五十四年度における消防力は、ポンプ充足率がわずかに四四・九%、水利、水の充足率は四三・九%、これは類似県の宮崎県をとりましよう。宮崎県はポンプ充足率は五八%で、それよりも一三%の格差がある。私、こう申し上げましたのは、大臣にこの点、補助率を——第二次振計ではこういったような福祉の問題、たとえば学校関係であればプールの問題とかいうふうな教育、福祉面、沖縄ではそれが非常に要求されております。占領時代からの後遺症が一番深刻なのはこなんです。そこに補助率を引き上げても、補助率を引き上げても、予算が臨調みたいになりますと困るんですよ。補助率を引き上げると同時に、政府の支出を、あわせていま挙げたような施設に持つていってほしいのです。消防関係なんかひどいのです。これも全国最下位ということになっております。第二次振計でこの点をぜひ長官の努力で補入してほしいということを要望したいのですが、いかがですか。

○藤仲政府委員 お答えいたします。先ほど来お答えいたしておりますとおり、補助負担率の高いものと低いものを比べました場合に、いま先生御指摘のような傾向があることは事実でございます。そこで、これを補助体系の中でどうするかというところが問題でございますが、先ほど御答弁申し上げたところでございますが、五十七年度予算編成に当たりまして、実は整備の進んでいるものについては補助率を下げてはどうか、こういう非常に厳しい要求が財政当局から来たわけでございます。ただ、先ほど申し上げましたように、道路でも港湾でも空港でも治水事業でも、やはりもう二次振計においても沖縄振興開発の根幹となる重要な事業でございますから、また事業費が非常に大きいものでございますから、やはりこれらの事業についての現行の高率補助率

を維持するためには、現行の補助率の維持が手いづばいであつた。もし先生がおっしゃいますのが、沖縄振興開発にかかる補助体系の中の調整ということであるならば、これはまた将来の問題として考え得ることかもしれません。御案内のとおり、財政事情でございますが、非常に環境が厳しい折から、低いものをまた高くその分を引き上げる、こういう御要望でございますが、なかなか任せないというのが実情でございます。

○瀬長委員 いま財政問題を言いましたが、長官、一兆二千億円以上投資されたと大体出ております。ところで、十年前、復興前、日本は幾らぐらい沖縄から上がったか。二十億ドルですよ。あれは一ドル三百六十円だったんです。事実七千六百億円の金が沖縄から本土に流れていって本土は潤ったんですよ。それから申し上げますと、一兆二千億円というといかに巨額な金額に考えるが、そうじゃないんです。ですから、いま政府委員が厳しい厳しいと言っただけでも、厳しければ厳しいほど、沖縄はあれだけ痛めつけられたからこそ特別に振計ができたのでしょう。これは長官にぜひその方向で政治的に配慮してもらって、いま読み上げたことだけでも、福祉面が全国平均よりいかに低率かということがわかるわけでしょう。長官、ぜひ努力するというところを——検討する。じゃいかぬわけですが、検討には前向きもあるし、後ろ向きもありますからね。政治家の使う検討ではなくて、本当にその方向で努力するならば努力すると言でいいから言ってくださいませんか、どうですか。もう政府委員はいいいです。長官、いかがですか。——いや、政府委員はいいいです。もう時間がありませんから。

○田邊國務大臣 お答えします。見直しの機会があれば検討をいたしたいと思っております。

○瀬長委員 最後に、制度化をされたが、活力が出ていないものがあるんですよ、三つ。これは第一番目に、ちよどたとえは時計のゼンマイ、これがさびついて動かない柱時計が三つもぶら下が

っている。全然動かない。具体的に言うと第三章です。産業振興のための特別措置、しかしこれは皮肉にこの前新聞に書かれましたね。こう書いてある。「工業再配置の補助金制度十年でたった一件の申請」、皮肉です。これはいま申し上げました第三章「産業振興のための特別措置」、この問題なんだ。次は、第四章「自由貿易地域の指定」、全く活用されておらず、ゼロ。いろいろ説明はやられるだろうが、これはゼロですよ。次は、第六章「職業の安定のための特別措置」、これは労働大臣にちゃんと義務づけられているが、一遍も動かない。私は、二遍ぐらい労働大臣に言ったことがあるのです。「労働大臣は、云々と三十八条に書いてあるでしょう。県知事の意見を聞いて、こういった雇用、失業問題の事業をやるということが書いてある。やりますか、当分の意思はありませんかと言いつつ出たよ。だから動かない。そこで、この三つの動かないものをどう動かすか。法律はある、仕組みがない。そこで、法律はつくつたら自動的に動くものがあるのです。税法ですよ。これはだれも言わなくても動くのです。ところが、国民の権利をうたつた法律は、動かさないと動かないのです。労働基準法にしろ労働組合法にしろ、権利をうたつたものは、したがって、私が大臣に聞きたいのは、この指摘した三つ、動かぬですよ。動いていない。これが動くような仕組み、仕組みをどうやられるか。仕組みだけをやってください、三章は残るんですからね。変えるのは年数でしょう。十年またまた十年。もう時間がないですから、長官、ひとつやってください。もうあと二、三分しかないから。仕組みですよ、仕組み。

〇美野輪政府委員 お答え申し上げます。いま三節御指摘でございましたが、私ども開発庁で直接所掌いたしております工業開発地区の問題それから自由貿易地域の問題につきましては、先生御指摘のように、工業開発地区につきましては、地区の指定、四市町村についてございまして、そこへの工業立地はなかなかかはかしくま

いつていないのが実態でございます。また、自由貿易地域につきましても、地域の指定がないという状況にございます。

これらの原因をいたしましては、やはり沖縄における産業基盤が未整備であつたというところのほかに、わが国の二次にわたる石油ショックに伴う経済基調の変化、それに伴ひまして企業の投資意欲の減退といったような問題、さらに沖縄の特殊事情をいまして、遠く離れ、かつ小さな離島から構成されておるといふような地理的な条件、あるいは戦後二十七年間にわたりまして本土の施政権の外に置かれておつたというふうな沖縄の特殊事情からまいります。いろいろな事情、そのうちのものが絡み合ひまして、これらの制度の運用が必ずしも円滑にいつてなかつたという実態であろうかと思ひます。ただ、私も、これらの制度の活用につきましては、産業基盤の整備も進展してまいつておりますし、また基本的な問題でございます水、エネルギー等の問題につきましても、今後振興開発計画のこの期間の中で最大限の努力をしていくということの中で条件の整備も整つてくる。また、地元における取り組みも非常に活発になつてまいつております。これらと、今回法案で提案しております現行制度の延長等とあわせて、これらの制度の運用がスムーズにいくものというふうな期待をいたしておるわけでございます。

〇瀬長委員 もう時間がないようですから、最後に、いまの問題で長官に要望したいのです。

第二次振計のときにこれが動く仕掛けを入れてください。入れないと動きませんよ。これは午前中上原委員からも話があつたでしょう、動かぬものがある。これはまさに動かぬ。いまの政府委員の説明では動かぬです。動かぬように説明するのです。そんな仕掛けがあるものか。仕掛けがないから三つは動かぬ。だから、この点は大臣の意見を聞く時間が無いので、ぜひ第二次振計に目玉として仕掛けを入れてください。いいですか。大臣、ちよつと入れますとか入れぬとか一

言、目玉ですよ。これは上原委員の質問に対して答弁もやられたので、そのくらいのはあるでしょう。

〇田邊国務大臣 ちよつと御質問の趣旨がわかりませんけれども、何か二次振計にもつと目玉を入れろというような意味に私はとりました。だるまではありませんが、できるだけ目玉を入れたと考えております。

〇瀬長委員 最後に、私は資料を要求したいと思ひます。

三番目の公共投資の流れについて関連しますが、これは防衛庁にも言つたら、防衛庁はやると言つておりました。開発庁の方で企業の受注に関連して、過去五十年間の受注の件数、受注の企業名、金額。もう一つは、受注する場合に資格があると思うのです。その資格を得た指定業者名、格づけ、たとえばAランク、Bランクあるはずなんです。一億五千万円以上はAランクとか、この場合は三億円がBランクとかあるはずなんです。そのランクの問題を含めてぜひ本委員会に資料を提出してほしい。その点を申し上げまして、私の質問を終ります。

〇吉田委員長 資料要求につきましては理事会で協議いたします。

次に、菅直人君。

〇菅委員 沖縄の振興開発特別措置法の改定についての審議でありますけれども、私も昨年の夏、社会労働委員会の視察で三日ほど沖縄に伺つた機会がありました。そのときに、総合事務所や県庁、またいま問題になつてゐる水の問題での西原浄水場、麻薬取り締まりの関係の問題、各種福祉施設、またオリオンビルなどいろいろ見てきたのですけれども、給水制限がちよつと始まつたときでして、いろいろな面でかなり厳しいなという感じがする。一方で、南国のわりとゆつたりとした感じがして、これからの沖縄を考えると、いいところは残しながら、しかし開発すべきこと、改革しなければいけないことは大いにやらなければいけないのじゃないかというふうに感じた次第

です。

復帰後十年間たつたわけですが、一次振興開発計画を含めて、大臣に、この十年間の自己評価といましようか、うまくいったのか、いろいろの問題点が残つておるといふこともあるわけですが、その自己評価をどういふふうに思われるか、お伺いしたいと思います。

〇田邊国務大臣 第一次振計の十年間を振り返りますと、この計画に基づきまして実施されました諸施策、特に積極的に行われましたのは公共投資でございます。したがつて、非常に立ちおくれでありました社会資本の整備というものは大きく前進したと思つております。総体といたしまして沖縄の経済社会は着実に発展を遂げてきた、こう判断をいたしております。

しかしながら、わが国の経済社会の基調変化や沖縄の地理的また自然的条件などもありまして、産業、経済の面では予期したような進展は見られなかつたと私は思ひます。雇用の面につきましても、かなり就業者はふえましたけれども、なお労働力人口の伸びに及ばない。そういう厳しい雇用情勢が現実には続いている。これは認識をせざるを得ないと思ひます。また、社会資本の整備は、さきに申し上げましたように大きく伸びましたが、道路、空港、港湾施設等につきましても、さらに伸展といひますか整備をする必要があると考えております。水資源につきましても、先ほどの御質問にもございまして、格段の水準の確保の諸対策を進めなければならぬと考えております。そのほか、農林漁業を初めとして産業基盤の整備もまだ十分ではないと思ひます。また、生活環境施設などについても不足しておる面がまだある。

このように多くの分野で着実な成果を上げましたものの、なお整備を要するものが多く見られる。したがつて、沖縄経済社会の現状は依然として厳しいものと私は判断をいたしております。したがつて、沖縄県の実情、沖縄県民の意向というものを十分に踏まえまして、引き続きま

て沖縄の第二次振計につきましては十分の対応をしなければならぬ、また、県の計画も十分聞きまして、そしてその上でこの振興開発を図ってまいりたい、かように考えておる次第であります。

○青委員 私の持ち時間も余りないので、少し話を進めたいと思いますが、午前中、いま大臣が言われたようなこうした水の問題等々については相当議論がされておりますので、重複を避けて質問をさせていただきます。

ここに、昨年私が沖縄県に行ったときに、県が出している要望書があるわけですが、いま大臣が言われたような雇用問題ですとか工業立地の問題とかいろいろ出ていますけれども、いま大臣が言われた問題で一つ出ているわけですが、つまり、日米両政府の間で返還の合意のあった米軍提供施設、区域の早期返還を促進するとともに、跡地の利用促進のための特別措置を講ずることというふうな、要望書の中にそれが入っているわけですが、現在、日本国内で米軍に提供している土地の五三％が沖縄に集中しているというもので、この返還の進展状況というものがどのような状況にあるのか、お聞きしたいと思います。

○美野輪政府委員 お答えいたします。五十七年一月現在の状況でございますが、返還計画が五千六百八十四万平方メートル、六十三件ということになっておりまして、そのうちこれまでに返還されたものが二千七百六十四万平方メートル、三十六件でございます。返還計画のうちの三〇％でございます。返還予定面積が三千九百七十七万七千平方メートル、二十七件で、七〇％が残っております、こういう状況でございます。

○青委員 合意されていながら返還ができないというのはいかなる理由なんですか。

○美野輪政府委員 これは本来施設庁の方から御回答いたすべき筋合いのものかと思いますが、私も承知しております中では、この返還合意の中に条件つきというものがございまして、たとえば代替の施設を提供する、それによりまして旧施設を返還する、というような条件つきのものが等がございまして、それらの整備あるいはその立地そのものがなかなか難航しておるというような原因もあるように聞いております。

○青委員 施設庁の方にも来ていただいていると思いますが、いま申し上げたのは合意があるものについてですが、現在合意が得られないで米軍の施設の用に供しているもの、つまり貸与契約が結ばないままそういう形で使っている土地とこの間があると思っておりますけれども、それはどの程度あるのでしょうか。

○作原説明員 お答えいたします。現在合意を得ないで利用している、駐留軍関係におきましては百五十六件、約八十万平方メートルでございます。自衛隊関係につきましては十六件、約一万八千平方メートルでございます。

○青委員 その場合、沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律に基づいてそのすべてを、いま言われたのはそれに基づいての強制使用ということでしょうか。

○作原説明員 公用地暫定使用法に基づいて使用いたしております。

○青委員 この法律の期限はいつまでですか。

○作原説明員 この法律に基づく使用権は、本年の五月十四日まででございます。

○青委員 たしかこの法律に期限が切れた場合の規定があると思っておりますけれども、その場合は現状に回復して返還をするというふうになっていると思っておりますが、そう理解していいのですか。

○作原説明員 駐留軍用地につきましては五月十四日以降も引き続き使用が必要のあるものにつきましては、現在駐留軍用地特措法に基づき手続を進め、それまでに使用権を取得したいと考えておるわけでございます。それから、その必要のない若干のものにつきましては返還することになろうかと思っております。

○青委員 ちょっと一つ飛んだのですけれども、いまお聞きしたのは、この沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律の中で、この期限が切れた場合にどのような規定になっているかというところをお聞きしたのでした。

○作原説明員 期限が来た場合には返還することになっております。

○青委員 つまり、ことしの五月十四日に期限が来れば、基本的にはこの法律に基づくと返還をする。先ほど少し先走ってお答えがありましたけれども、その一部についてはそのまま返還するけれども、利用しなければいけないところについては現在その駐留軍用地特措法に基づいていろいろな措置をされているということなんですけれども、これは全然別の法律なり別の手続ですから防衛施設庁が決めるわけにはいかないと思うのですけれども、五月十四日までに他の措置ができない場合というのは返還をされるのですか、どうなんですか。

○作原説明員 現在駐留軍用地特措法によって手続を進めているものにつきましては、米軍の施設、区域として必要不可欠なものでございまして、五月十四日までに裁決がなされて使用権原を確保でき、施設、区域として引き続き安定が図られるものと念願しているところでございます。

○青委員 念願されるのはいいのですけれども、念願をしても、これ皆さんが決めるわけにはいかないわけですから……。これはたしか土地収用委員会の裁決を申請をされているというふうな理解しておりますけれども、その土地収用委員会の裁決が、たとえばその前に、いま言われた総理大臣の認定、いわゆる駐留軍用地特措法での総理大臣の認定それ自体を取り消すことを要求して、那覇市、いわゆる自治体です。ね、那覇市自体が取り消し訴訟も出ている。そして那覇市の関係もしているその部分については、収用委員会の審議もそれほど回数が進んでいるというふうには聞いていないわけですが、収用委員会での進展状況がどのような状況にあるのかお聞かせいただけますか。

○作原説明員 お答えいたします。那覇市の分につきましては、公開の審理は二回

行われております。○青委員 ほかの件はどうですか。○作原説明員 ほかの件につきましては、公開審理が五回行われておりまして、六回目が二月二十七日に行われる予定になっております。○青委員 大体何カ月かかってこのくらい進んでいるのですか、その他の五回目、六回というのは。その間隔は大体一回ごとに何カ月くらいで行われているのですか。○作原説明員 第一回目の審理が八月四日でございます。いまして、それから現在まで五回公開審理がなされております。○青委員 ということは八、九、十、十一、十二、一、六カ月間程度で五回ですから、大体月一回程度というふうな了解するわけですが、六回目で終わるのかどうかはわかりませんが、もし終わるとしても、那覇市の場合はまだ二回だ。そうするとあと四回くらいは、同じようにやられるとしてもやらなければいけない。そうすると、同じペースで進んだとしても、あと四カ月やそこらはかかる。いま二月二十四日ですから五月十四日まで三、四、五と三カ月足らずですね。これでやれるという見通しが立てられるのでしょうか。○作原説明員 審理は収用委員会の裁量に属するものでございまして、私もこれに対して論評がましいことを言う立場にございせんので、発言を差し控えたいと思っております。○青委員 まさに土地収用委員会に属するものだから差し控えられたわけですが、当然だと思っております。権限は防衛施設庁にないわけですから、それが十分にいまの状況を客観的に見て、この五月十四日までに裁決が出ない可能性も十分ある。十分というのか、ほぼ確実にというふうには私は思えるのですけれども、その場合に、日米安保条約との関係でいまの土地を提供しているわけですが、その関係ですね。つまり、条約では土地提供を約束している、しかしこの暫定使用に関する法律によれば期限が切れば返還をしなければいけない、こういう矛盾が起きるのじゃないか

と思うのですけれども、そういう点についてはどうですか。

○作原説明員 現在、収用委員会において鋭意審理が進められておりますので、五月十四日までに裁決が得られるものと私は考えておりますので、得られない場合のことについては現在考えておりません。

○菅委員 幾ら何でも得られない場合は考えてないと言われるのは、ちょっと普通の常識で考えて、日本の優秀なる官僚組織の中の人と言われることはとうてい思えないわけですね。それも五年後、六年後という話ならともかく、あとわずか三カ月足らずでこの法律は消えようとしている。たしかこれの法律のものとこのときには、五年間の暫定使用がいまから五年前に五年延びたと思えますけれども、この法律の期限を延ばす考えはあるわけですか。

○作原説明員 暫定使用法の使用権をさらに延ばすのか、こういう御質問かと思いますが、そういうことは現在念頭にないわけでございます。

○菅委員 そうすると一体どういうことになるのか。これをどう考えればいいんでしょうかね。収用委員会では決してそうすんなり進んでいない。明らかに五月十四日までに裁決が全部出るということは客観的に見てどうも思えない状況にある。この暫定使用法の延長も考えていない。しかしアメリカ軍の中にある提供している用地を返還をする気もない。もう一度伺いますけれども、どうされるのですか、もしその収用委員会で結論が出ない場合、まさに収用委員会の裁決が出ない可能性というのは十分あるわけですから、出ないときはどうされるのですか。

○作原説明員 繰り返すようでございますが、現在鋭意審理されておりますので、裁決が得られるものと私は考えております。

○菅委員 ここに、これはたしか琉球新聞だと思えますけれども、ことしの初めに、この問題について新規立法を政府は考えているのじゃないか、これは見込み記事かもしれないけれども、そう

いう記事が出ています。しかしいまの審議の返答を伺っていると、これはなまじ見込み記事であるというふうな言い切れるのかどうか非常に疑わしくなるわけですね。もう現実に五月十四日で切れる。土地収用の手続は月一回のペースでいつているけれども、まだまだ当分かかりそうだし、しかし返す気はない。そしていまの法律を延長する気はない。そうすると、新規立法を考えているというふうな推測されるのですけれども、こういうことを考えておられるのですか。

○作原説明員 新聞記事に見られますようなそういった新規立法については考えておりません。

○菅委員 これはどなたに権限があるかわかりませんが、政府の方針として新規立法はしないということをお約束いただけるわけですか。

○作原説明員 新規立法については考えておらないということでございます。

○菅委員 これは私だけが理解できないのか、聞いておられる皆さんは理解できないのかで、このかわからないですけれども、新規立法は考えていない、延長はしない、しかし収用手続は進まない、五月十四日は来る。つまりこういった非常に大きな問題を、政府が正面から取り上げてどうしようという議論を起すのじゃなくて、もしかしたら、いま考えていないと言われたけれども、約束はされなかったように思われるけれども、約束をして、あるときにどたばたとやっつけてしまうというふうなことをもしされるようなことがあれば、これはやはり大変大きな問題だと思われたい。ですから当然いま議題になっている特別措置法にしても、そろそろ期限が切れるから、それじやいまいちうちからやっておかなければ間に合わないじゃないかというところで、この沖特の委員会でも、その審議の時間の関係、そういうことも含めて普通は議論するわけですね。しかし、この期限切れがもう目の前に同じく迫っている暫定使用法については、政府は全く対応していない。対応は収用手続という形ではしているかもしれないけれども、展望がない。

もう一度お伺いしますけれども、延長も新規立法もしないというのを言われているように思いますが、もしないというのを約束することはできませんか。

○作原説明員 ただいまの先生のお話で、現在、駐留軍用地特措法によって見通しが立たないというふうな前提でお話のように伺っておりますが、私も、駐留軍用地特措法に基づく使用権についての裁決が得られるものという前提で考えておりますので、したがって、その他の手段といたしたものを現在考えていないということでございます。

○菅委員 これはどこまでいっても水かけ論なのかもしれないけれども、これは聞いています皆さんの方が御理解いただけるんじゃないかと思いたすが、裁判によく似た手続で行われる収用法というものは、私が聞いた範囲また調べた範囲では、いわゆる沖縄県自体の直接の権限でもなくて、議会が承認をして県知事が任命をする。弁護士さんと土地関係のいろんな専門家の人が入る。なるべく公正な立場でということだというふうに理解をしていくわけですが、そのときに同じ自治体である那覇市などが訴えまで出して、申請が出ている土地についてのその前段階の使用認定の取り消しを求めている。普通に考えてみても、そう簡単にはこのことが進みそうには思えないわけですね。しかもまだこの那覇市の土地については二回しか審議も行われていない。そこまでできていまいまのような答弁を繰り返されて、あるときには、土地収用委員会のことだからそれに関する進行状況等に対する見通しの発言は差し控えるとか片方で言われながら、間違いないけれども終るといいうふうな一種の確信をしているから何も手当てはしないんだということをいま言っておられるわけですよ。

もう一度だけ伺いますけれども、本当に土地収用法での裁決が出ないときに、何も考えていないわけですか、出なかつたら出なかつたでどう仕方がないと。では、もし出なかつたら返還されるの

かどうか、もう一回それをお聞かせいただきたいと思います。

○作原説明員 繰り返しますけれども、出ないことを前提にしての考えは持っておりません。

○菅委員 時間も余りなくなりましたので、この問題はほかの機会を含めて、また他の委員の方からもこれから議論になると思えますけれども、この沖縄の問題の中できょう朝以来いろいろな議論がされているわけですが、この米軍提供施設の問題は県の要望書を見てもその何項目かの一項目に入っていて、非常に重要な問題になっているわけですね。

先般来他の委員の方からもありましたけれども、沖縄の将来の展望を考えると、全面積の二〇%を占めているいまの米軍用地がそのままでの形で長く存続することを前提に考えるのか、それとも那覇市のように特に人口密集地帯の部分について積極的に返還を日本政府として求めていくのか、そのことがこれから計画の中で大きな方向性の差として出てくると思うわけですね。

改めて大臣に最後にお伺いしたいのですが、そういうことを含めて、これからの沖縄のあるべき姿、先ほど幾つかまだ残っている問題を、雇用問題、産業構造、空港、水資源、農林水産のいろんな基盤整備、そういうことも挙げられましたけれども、そういうバランスをとり、またもし共存するならばどういう割合での共存を考え、またその返還をどの程度の意欲でもって求められていくつもりなのか、それを含めて、これからの沖縄のあり方についての所見を伺いたいと思います。

○田邊国務大臣 沖縄の今後の第二次振興の進め方でございますが、先ほども申しましたように、沖縄の基地問題、これは沖縄県民もできるだけ早期に返還を願っているという県民感情、こういうものは私も十分理解をいたしております。

また、第二次振興の政策を進める中で、沖縄県とも十分施策の進捗を打ち合わせながら、どういう問題をいち早く具体的に取り上げていくか、そ

ういうことを十分に連携をとりながら進めてまいりたい。また、同時に、でき得べくんば基地の縮小というものをどういう形でできるか、この二次振計の中で私どもは詰めてまいりたい。

ただ、一つ言えることは、日米安保条約という条約がある以上は、これを無視していろいろの計画を立て得られないこともあります。しかし、地元の皆様の県民感情というものは、基地をできるだけ縮小をして、そしてより豊かな県づくりをしたい、そういう願いもございいますので、それと相まって第二次振計を進めてまいる、こういう考え方であります。

○作原説明員 ちよつと先ほどの発言に不正確な点がございましたので、訂正させていただきますと思います。

先生からの質問で、暫定法に基づく使用権の期限が切れた場合は法律上どうなっているかという御質問に対しまして、先ほど所有者に返還するというふうにご回答申し上げましたが、法律では「所有者に返還しなければならぬ」というふうになつております。訂正させていただきます。

○青委員 時間が切れたのですが、何か最後になつてちよつとややこしいことを言われたので一つだけ聞いておきますが「返還しなければならぬ」ということは、返還しなければならぬと理解していいわけですね。つまり先ほど言われたのとどういふ差があるのですか。法律に従えば返還することになるということですね。法律の解釈でいいんですよ。

○作原説明員 法律には「返還しなければならぬ」というふうにご規定してあるということになります。訂正させていただきます。

○吉田委員長 次回は、来る三月二日火曜日午前十時二十分理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時四十九分散会

